

第7期

菊池市障がい福祉計画

第3期

菊池市障がい児福祉計画

（令和6～8年度）

令和6年3月

菊 池 市

## 菊池市における「障害」のひらがな表記の取り扱いについて

「障害」の「害」という漢字の表記については、「公害」などマイナスイメージがあります。また、障がいのある人やそのご家族、関係団体の方々からは、表記を改めてほしいとのご意見が今まで寄せられてきました。

「害」の字をひらがなで表記することについては、「害」だけではなく、「障害」すべてをひらがな表記にすべきなど様々な意見がありますが、本市では、障がいのある方やそのご家族の皆さんの思いを大切にし、「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という本市の障がい者福祉の基本理念のもと、「害」の字をひらがな表記にしています。

### 表記の取り扱い

- (1) 「障害者」を「障がいのある人」「障がいのある方」と表記します。
- (2) 何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。  
(例：障がい者福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)
- (3) 「障害」を「障がい」と表記します。  
(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)

### 適用されないもの

法律等の名称及び法律等で使用されている用語、法定の制度の名称、団体名などの固有の名称、人の状態を表すものでないものについては、従来どおりの表記とします。

(例：障害者自立支援法、身体障害者手帳、特別障害者手当、障害基礎年金、熊本県身体障害者能力開発センター、障害物の除去など)。

# 目 次

|                                    |    |
|------------------------------------|----|
| 第1章 計画の概要                          | 1  |
| 1. 計画策定の趣旨                         | 1  |
| 2. 計画に係る国の基本方針の見直しについて             | 1  |
| 3. 計画の基本理念                         | 4  |
| 4. 本計画のSDGs達成に関する位置づけ              | 5  |
| 5. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方        | 5  |
| 6. 計画の位置づけ                         | 8  |
| 7. 計画の対象者                          | 9  |
| 8. 計画期間                            | 9  |
| 9. 第3期障がい者計画との関係                   | 10 |
| 10. 計画策定体制                         | 10 |
| 11. 計画の進行管理                        | 10 |
| 第2章 障がい者を取り巻く現状                    | 11 |
| 1. 人口の推移                           | 11 |
| 2. 手帳所持者等の推移                       | 12 |
| 3. 障がい者に係る統計                       | 18 |
| 4. アンケート調査結果にみる障がい者の状況             | 19 |
| 第3章 第6期障がい福祉計画及び<br>第2期障がい児福祉計画の評価 | 40 |
| 1. 障害福祉サービスの実績                     | 40 |
| 2. 第2期障がい児福祉計画の実績                  | 48 |
| 3. 地域生活支援事業の実績                     | 50 |
| 第4章 障がい福祉計画（成果目標・活動指標）             | 53 |
| 1. 地域生活への移行促進                      | 53 |
| 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築        | 54 |
| 3. 一般就労への移行等                       | 55 |
| 4. 相談支援体制の充実・強化等                   | 56 |
| 5. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み           | 57 |
| 6. 発達障がい者等への支援                     | 57 |

|                          |    |
|--------------------------|----|
| 第5章 障害福祉サービス等の必要量見込み     | 58 |
| 1. 訪問系サービスの見込量           | 58 |
| 2. 日中活動系サービスの見込量         | 62 |
| 3. 居住系サービスの見込量           | 68 |
| 4. 相談支援の見込量              | 70 |
| 第6章 障がい児福祉計画             | 73 |
| 1. 障がい児支援の提供体制の整備等       | 73 |
| 2. 障害児福祉サービスの見込量         | 75 |
| 第7章 地域生活支援事業の必要量見込み      | 80 |
| 1. 地域生活支援事業の必要量見込み＜必須事業＞ | 80 |
| 2. 地域生活支援事業の必要量見込み＜任意事業＞ | 83 |
| 第8章 成年後見制度利用促進について       | 85 |
| 1. 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備   | 85 |
| 2. 基本施策と取り組み             | 86 |
| 第9章 計画の推進                | 88 |
| 1. 障がい者を支える体制づくり         | 88 |
| 2. 計画の推進体制               | 88 |
| 3. 各種関連機関との連携及び調整        | 91 |
| 資料編                      | 93 |

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の趣旨

わが国の障がい福祉制度は、市がサービス内容を決定する措置制度から、自己決定によってサービスを利用する支援費制度へ移行し、さらに平成18年4月、「障害者自立支援法」の施行により、3障がい（身体障がい、知的障がい、精神障がい）を一元化した枠組みによる新たな制度へと移行しました。

現在は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）において、「自立」という表現に代わり「基本的人権を享有する個人としての尊厳」と明記され、「障害者総合支援法」の目的の実現のため、障害福祉サービスによる支援に加えて、地域生活支援事業、その他の必要な支援を総合的に行うこととしています。

そして、「障害者総合支援法」では共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、日常生活・社会生活の支援が総合的かつ計画的に行われることを基本理念としています。

また、「共生社会をめざす方向性」、「障がいのある人の自立」、「発達支援を必要とする障がいのある児童への的確な対応」といった観点から、福祉施設や病院から地域生活への移行、移行後における地域生活の継続の支援、就労支援などサービス提供体制の整備、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムなど、障がいのある人の生活を地域全体で支える体制の構築や医療的ケアが必要な人や重症心身障がいのある人、難病の方に対する支援体制の充実が課題となっています。

そのため、長期的な障がい者施策の方向性を示す「第3期菊池市障がい者計画」に基づき総合的な障がい者施策を展開するとともに、令和6年度から8年度までのサービスの提供体制の計画的な整備や地域共生のまちづくりを進めるため、本市における現状や障がいのある人や支援者のニーズを踏まえ、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画を策定するものです。

また、障がい児福祉計画に係る基本指針では障がい福祉計画に係る基本指針と一体のものとして策定できるとされており、本市では「第7期菊池市障がい福祉計画 第3期菊池市障がい児福祉計画」として両計画を一体のものとして策定します。

## 2. 計画に係る国の基本方針の見直しについて

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画に係る国の基本方針の見直しについての概要は、以下のとおりです。

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本方針の見直し  
及び地域生活支援事業について

### 1 基本指針について

- ・「基本指針」（大臣告示）は、障がい福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの

令和 5 年 5 月告示

- ・都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間は令和 6 年度～8 年度

## **2 基本指針見直しの主なポイント**

- ・入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
- ・精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
- ・発達障がい者等支援の一層の充実
- ・地域における相談支援体制の充実強化
- ・障がい者等に対する虐待の防止
- ・「地域共生社会」の実現に向けた取組
- ・障害福祉サービスの質の確保
- ・障がい福祉人材の確保・定着
- ・よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定
- ・障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進

## **3 成果目標（計画期間が終了する令和 8 年度末の目標）**

### **① 施設入所者の地域生活への移行**

- ・地域移行者数：令和 4 年度末施設入所者の 6 % 以上
- ・施設入所者数：令和 4 年度末の 5 % 以上削減

### **② 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築**

- ・精神障がい者の精神病床から退院後 1 年以内の地域における平均生活日数
- ・退院率：3 か月後、6 か月後、1 年後の設定

### **③ 地域生活支援の充実**

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置するなどにより効果的な支援体制の構築を進める。
- ・年 1 回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討

- ・強度行動障害を有する者に関し、支援ニーズを把握し支援体制の整備を進める。（新）

### **④ 福祉施設から一般就労への移行等**

- ・一般就労への移行者数：令和 3 年度の 1.28 倍  
うち移行支援事業：1.31 倍、就労 A：1.29 倍、就労 B：1.28 倍
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が 5 割以上の事業所：就労移行支援事業所の 50 % 以上
- ・就労定着支援事業利用者：令和 3 年度実績の 1.41 倍以上
- ・就労定着率 7 割以上の就労定着支援事業所：25 % 以上

### **⑤ 障がい児支援の提供体制の整備等**

- ・児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に 1 か所以上設置

- ・全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保
- ・医療的ケア児支援のため関係機関が連携を図るための協議の場を設けることともに、各市町村に医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

#### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターの設置と体制の確保（複数市町村による共同設置可）（新）※令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置は法改正により努力義務
- ・個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制を確保（新）

#### 4 地域生活支援事業について

- ・「地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について」（厚労省室長告示）は、障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定め、また、定期的な検証と見直しの取組を行うもの。令和5年5月の告示
- ・「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定の際に、併せて更新するもの

#### 5 地域生活支援事業に係る見直しの主なポイント

- ・必須事業の取り組みに係る達成状況の分析・評価
- ・必須事業である意思疎通支援事業については、令和4年5月施行の「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」を踏まえること
- ・事業の見込み量を定める。（成果目標は設定されていない）
- ・必須事業のうち、未実施である事業がある場合、第7期計画期間中の実施に向けた具体的な取組を記載する。

### 3. 計画の基本理念

本計画は、「障がい者の権利に関する条約」及び「障害者基本法」並びに「熊本県障がいのある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえて「第3期菊池市障がい者計画」に掲げる「相互に人格と個性を尊重し、みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる共生社会の実現」という基本理念を共有します。

相互に人格と個性を尊重し、  
みんなとともに、いつまでも安心して暮らせる  
共生社会の実現

また、障害者基本法の2つの基本原則に基づき、「みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち」と「差別のない安心して暮らせるまち」の実現をまちづくりの目標として設定し、施策及び取組みを推進します。

#### まちづくり目標① みんなといっしょに自分らしく暮らせるまち

##### ▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいのある人みんなが、社会のすべての場面に参加できるような支援体制づくりを進めます。
- ・障がいのある人みんなに対して分かりやすい言葉などを選ぶことができるよう推進します。
- ・障がいのある人みんなが、どこで誰と暮らすのか自分で選ぶことができ、みんなと一緒に暮らせるような地域づくりを目指します。
- ・障がいのある人みんなが、ことばや必要な気持ちを伝える方法（点字、手話、要約筆記、筆談、図案）で、必要な気持ちを伝えるための情報を手に入れたり、使ったりする方法を選ぶよう取組みを進めます。

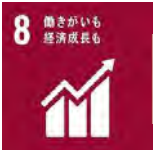
#### まちづくり目標② 差別のない安心して暮らせるまち

##### ▼施策や取組みの具体的な目標

- ・障がいがあるからという理由で障がいのある人を差別しない社会を目指します。
- ・社会的障壁（社会のかべ）のために困っている障がいのある人がいて、その障壁をなくすための負担が大きすぎないときは、その障壁をなくすために合理的な配慮の普及拡大に取り組めます。
- ・差別とは何かを伝え、差別をなくすために必要な情報を集め、整理し、欲しい人に適切な情報提供に努めます。

## 4. 本計画のSDGs達成に関する位置づけ

「SDGs」は、2015年9月の国連サミットにおいて全会一致で採択された、持続可能な世界を実現するための2030年までの世界の開発目標です。本市においても、SDGs達成に向けて様々な取り組みを進めており、本計画の内容が繋がるSDGsのゴールは、以下のとおりとなっています。

|                                                                                     |                       |
|-------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
|    | 3. すべての人に健康と福祉を       |
|    | 8. 働きがいも経済成長も         |
|   | 10. 人や国の不平等をなくそう      |
|  | 11. 住み続けられるまちづくりを     |
|  | 17. パートナリシップで目標を達成しよう |

## 5. サービス等の提供体制の確保に関する基本的な考え方

### (1) 障害福祉サービスの提供体制の確保

#### ① 希望する障がい者等へ必要とされる訪問系、日中活動系サービスを保障

- ・訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援等）の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障します。
- ・希望する障がい者等に日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所及び地域活動支援センターで提供されるサービス等）を保障します。

## ② グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等を整備し、入所等から地域生活への移行を推進

- ・地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助を行う住居）の充実を図るとともに、自立支援訓練事業等の推進により、入所等（福祉施設への入所又は病院への入院）から地域生活への移行を進めます。

## ③ 福祉施設から一般就労への移行等を推進

- ・就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大します。

# (2) 相談支援の提供体制の確保

## ① 相談支援体制の整備と特定相談支援事業所の充実

- ・障がいのある人のなかでも、とりわけ重度の障がい者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために、障害福祉サービスの提供体制を確保するとともに、これらのサービスの利用を支える相談支援体制を構築します。

## ② 地域移行支援及び地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実

- ・施設や病院から退所・退院する障がいのある人が、地域での生活に移行するために必要な相談等の支援や移行した人を対象とした連絡、緊急事態等の相談体制等の充実を図ります。

## ③ 菊池圏域地域自立支援協議会における連携の緊密化

- ・自立支援協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図ります。

# (3) 障がい児支援の提供体制の確保

## ① 乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築

- ・児童福祉法及び子ども・子育て支援法を踏まえ、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制を構築します。

## ② 障がいの早期発見等の推進

- ・乳幼児健康診断等による障がいの早期発見体制づくりを進めます。
- ・また、障がい児の育児にかかる相談体制を充実するとともに、療育機関等の関係機関との連携強化を促進します。
- ・障がい児相談支援事業の拡充に努めるとともに、児童の個々の状況に応じた療育支援ができるように努めます。

## ③ 重度障がい児・者への支援

- ・重度障がい児・者の生活の場の確保を図るとともに、在宅の重度障がい児・者の日中活動の場を確保するため、通所施設等での在宅支援策のあり方を検討します。
- ・地域生活の継続が困難な重度の障がい児・者の意向を十分に尊重したうえで、生活の場としての入所施設の確保に努めます。

## ④ 早期療育体制の充実

- ・より身近な地域での障がいの早期発見、早期療育が可能となるよう早期療育体制の充実を図ります。

- ・発達障がいなど多様化する児童の障がいへの専門的な対応が可能となるよう、専門機関の研究参加など相談支援や職員研修の充実を図ります。
- ・障がいのある児童等は、障がいの早期発見、早期治療により、その可能性を伸ばす必要があります。このため在宅、保育所、幼稚園・認定子ども園などの日常生活の違いに応じて、相談業務の充実、早期療育の推進や特別支援教育との連携を図ります。
- ・虐待防止及びその早期発見のための連絡調整を行い、相談支援体制の充実に取り組めます。
- ・障がい者等の社会参加を促進するため、生涯を通じて学習できる機会を整えます。

#### ⑤ 幼児期における共に育つ場及び機会の拡充

- ・幼児期において、共に育つ場の機会を拡充するため、保育所等における障がい児の受け入れ等を推進します。

#### ⑥ 学校教育の充実

- ・障がいの有無にかかわらず、互いの個性を尊重し合いながら学んでいくことができるよう、障がいの状態に応じた様々な学びの場の選択肢の確保に努めます。
- ・インクルーシブ教育の理念に基づき、関係機関との連携や情報の共有に努めるとともに、特別支援教育コーディネーターの資質を高めます。

#### ⑦ 保育所等や学校のバリアフリーの充実

- ・障がい児用トイレやスロープの設置、小・中学校における特別支援教育支援員等の人的配置及び保育所等における障がい児保育に対する助成などのハード・ソフト面でのバリアフリーの充実を図ります。

#### ⑧ 学校卒業後の多様な就労の確保

- ・特別支援学校や高等学校などでの就労指導の充実に努めます。

#### ⑨ 就労の確保等の総合的な相談機能の拡充

- ・相談機能の充実を図ることで、就職を希望する特別支援学校卒業生や就労移行支援事業所の通所者等の就業を促進します。

## 6. 計画の位置づけ

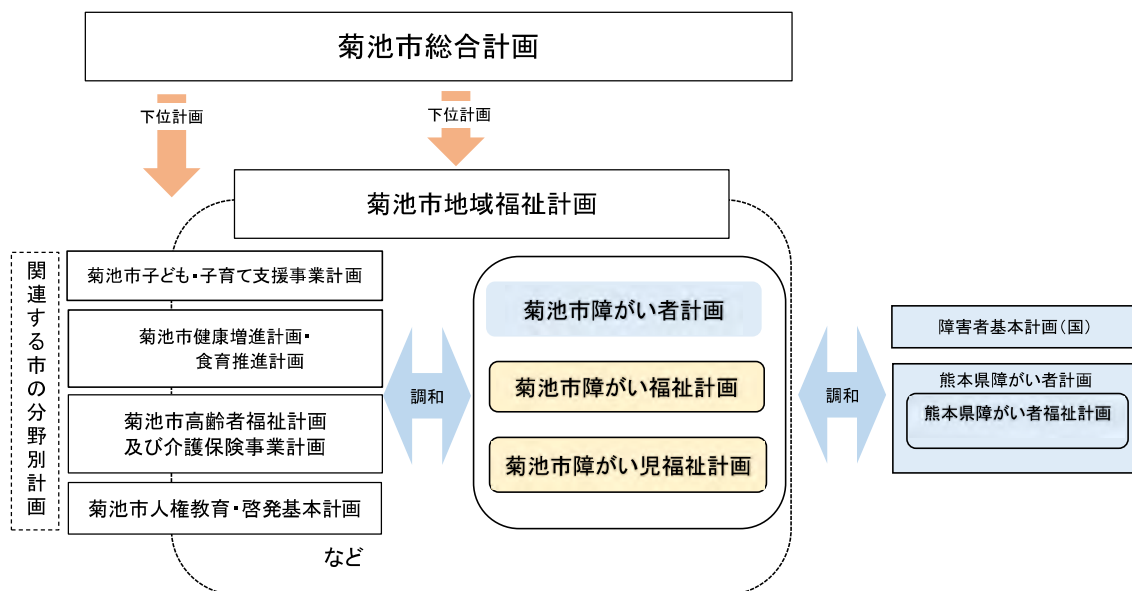
### (1) 本計画の位置づけ

本計画は、「障害者総合支援法」に基づく「市町村障がい福祉計画」及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障がい児福祉計画」を一体の計画として策定するものです。

### (2) 他の計画との関係

本計画は、国の基本指針及び「熊本県障がい福祉計画」との整合性を図るとともに、「菊池市総合計画」及び「菊池市障がい者計画」をはじめ、「菊池市地域福祉計画」等の本市における分野別計画との整合を考慮のうえ策定します。

なお、本計画で定める障害福祉サービスの見込み量等は、菊池圏域（構成市町は菊池市、合志市、菊陽町、大津町）の数値目標として、「熊本県障がい福祉計画」に反映されます。



## 7. 計画の対象者

この計画の対象となる「障がい者」とは、障害者総合支援法第4条において定義された、身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち18歳以上の人及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条に規定する精神障害者（発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第2項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。）のうち18歳以上の人並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、政令で定めるものであり、その程度が日常生活や社会生活に相当の制限が加わると認められる場合に、「障害者総合支援法」の障害福祉サービスを受ける対象となります。

また、「障がい児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障がい児のことであり、発達障がい児も含まれます。

いわゆる障害者手帳の所持者に限られるものではありません。

## 8. 計画期間

本計画の計画期間は、令和6年度から令和8年度の3年間です。

| R3年度                        | R4年度 | R5年度 | R6年度                        | R7年度 | R8年度 | R9年度           | R10年度 | R11年度 |
|-----------------------------|------|------|-----------------------------|------|------|----------------|-------|-------|
|                             |      |      | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
| 第6期菊池市障がい福祉計画               |      |      | 第7期菊池市障がい福祉計画               |      |      | 第8期菊池市障がい福祉計画  |       |       |
|                             |      |      |                             |      |      |                |       |       |
|                             |      |      | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
| 第2期菊池市障がい児福祉計画              |      |      | 第3期菊池市障がい児福祉計画              |      |      | 第4期菊池市障がい児福祉計画 |       |       |
|                             |      |      |                             |      |      |                |       |       |
|                             |      |      | ＜今回策定する計画＞                  |      |      |                |       |       |
| 第2期菊池市障がい者計画<br>基本理念と施策の方向性 |      |      | 第3期菊池市障がい者計画<br>基本理念と施策の方向性 |      |      |                |       |       |
|                             |      |      |                             |      |      |                |       |       |

## 9. 第3期障がい者計画との関係

この計画は、「第3期菊池市障がい者計画」との整合性を図った計画です。「第3期菊池市障がい者計画」は、障害者基本法第11条に基づく障がい者施策の基本的方向について定める計画であり、本市では6年間で1期として策定しています。

この障がい者計画と本計画（障がい福祉計画、障がい児福祉計画）の性格と内容は、以下の表のとおりです。

|     | 障がい福祉計画                                 | 障がい児福祉計画                                    | 障がい者計画                          |
|-----|-----------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------|
| 内容  | 障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画（計画期間は3年）       | 障害児サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定める計画（計画期間は3年） | 障害者施策の基本的方向について定める計画            |
| 根拠法 | 障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（第88条第1項）         | 児童福祉法（第33条の20第1項）                           | 障害者基本法（第11条第3項）                 |
| 国   | 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針 |                                             | 障害者基本計画（第5次）<br>計画期間：R5年度～R9年度  |
| 県   | 第7期熊本県障がい福祉計画<br>計画期間：R6年度～R8年度         | 第3期熊本県障がい児福祉計画<br>計画期間：R6年度～R8年度            | 第6期熊本県障がい者計画<br>計画期間：R3年度～R8年度  |
| 市   | 第7期菊池市障がい福祉計画<br>計画期間：R6年度～R8年度         | 第3期菊池市障がい児福祉計画<br>計画期間：R6年度～R8年度            | 第3期菊池市障がい者計画<br>計画期間：R6年度～R11年度 |

## 10. 計画策定体制

本市における計画策定体制は、事務局（福祉課）が各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それに基づいて「菊池市障害者計画等策定委員会」に提出する計画案等を作成します。

策定委員会は、保健・医療・福祉関係者、各種団体等により構成し、事務局が作成した計画案等について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定します。

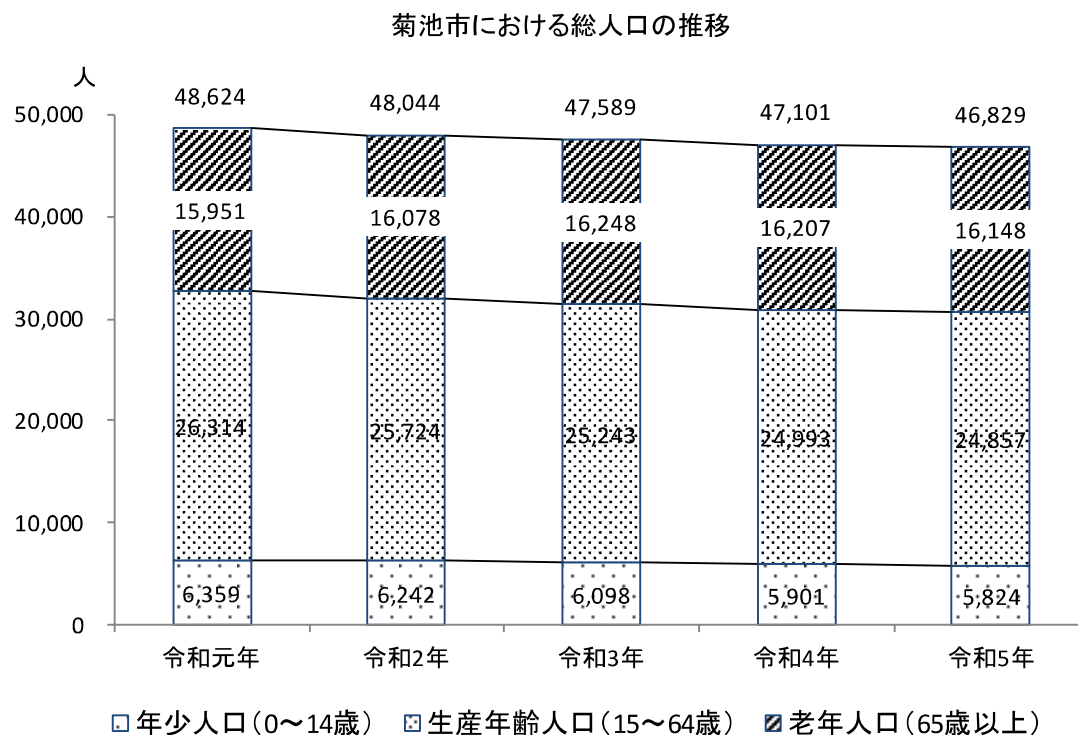
## 11. 計画の進捗管理

本計画の進捗管理については、「菊池市障害者計画等策定委員会」との意見交換などにより、計画の進捗状況の把握や見直しを検証し、効果的かつ適切な施策・事業の実施に努めます。

## 第2章 障がい者を取り巻く現状

### 1. 人口の推移

本市の総人口は年々減少傾向にあります。令和5年8月末現在の人口を年齢3区分別にみると、老年人口は令和3年まで増加していましたが、令和4年以降、減少に転じ、年少人口、生産年齢人口、老年人口のいずれも減少する本格的な人口減少局面に入っていることがうかがえます。

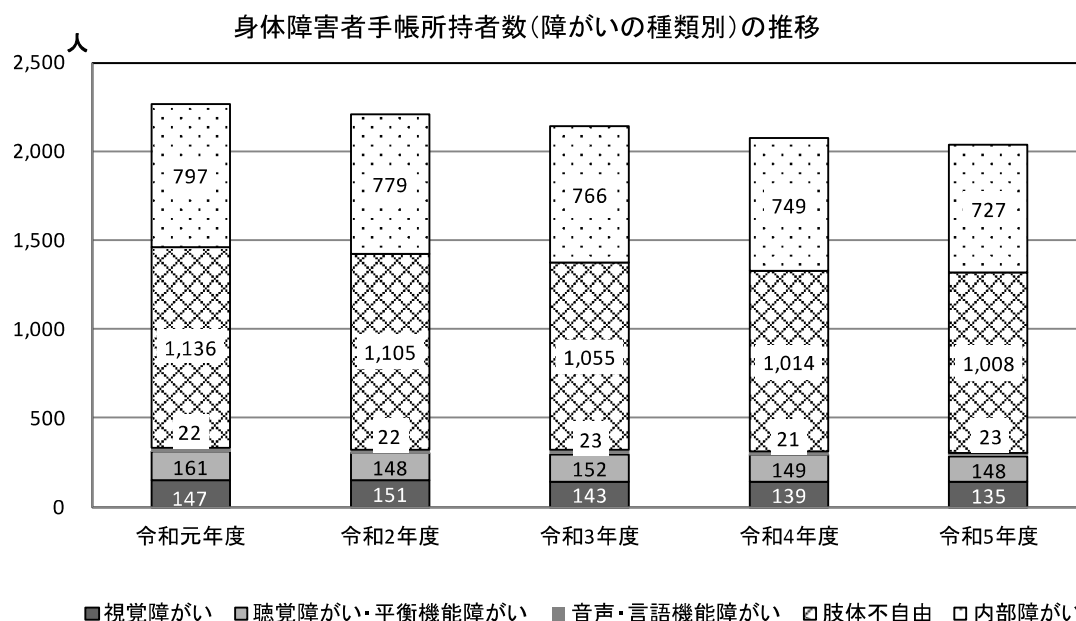


資料：市民課(各年9月末現在、令和5年度は8月末現在)

## 2. 手帳所有者等の推移

### (1) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数は年々減少傾向にあります。令和5年8月末現在の身体障害者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が1,008人で最も多く、次いで「内部障がい」(727人)、「聴覚・平衡機能障がい」(148人)、「視覚障がい」(135人)、「音声・言語機能障がい」(23人)となっています。



資料：福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

#### ○身体障害者手帳所持者(等級)の推移

(人)

|    | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 1級 | 700   | 669   | 665   | 652   | 634   |
| 2級 | 269   | 267   | 260   | 252   | 247   |
| 3級 | 327   | 318   | 310   | 303   | 299   |
| 4級 | 669   | 655   | 607   | 578   | 565   |
| 5級 | 167   | 166   | 163   | 160   | 164   |
| 6級 | 131   | 130   | 134   | 127   | 132   |
| 計  | 2,263 | 2,205 | 2,139 | 2,072 | 2,041 |

資料：福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

○身体障害者手帳所持者(年齢階層別)の推移

(人)

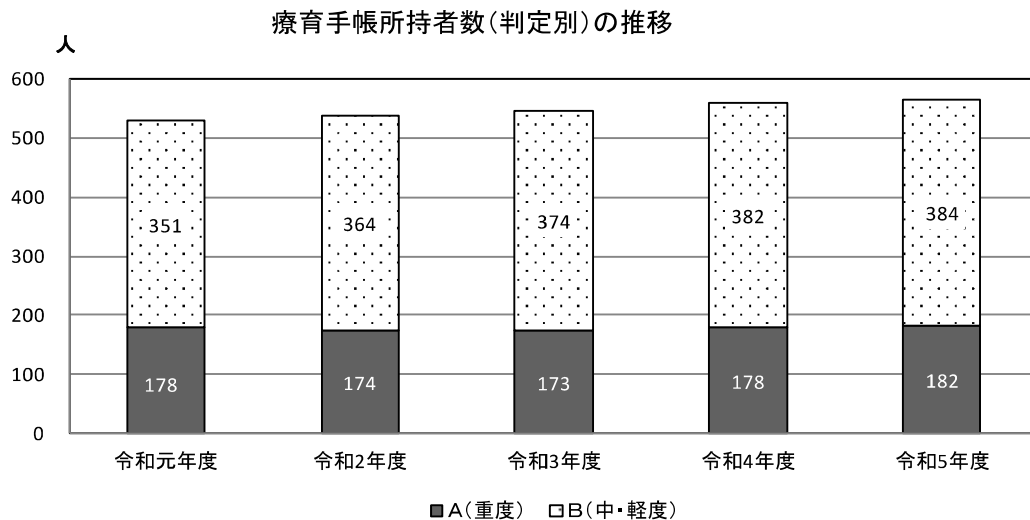
|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 30    | 30    | 28    | 24    | 23    |
| 18～64歳 | 505   | 483   | 462   | 460   | 449   |
| 65歳以上  | 1,728 | 1,692 | 1,649 | 1,588 | 1,569 |
| 計      | 2,263 | 2,205 | 2,139 | 2,072 | 2,041 |

資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

## (2) 療育手帳所持者数の推移

令和5年8月末現在の療育手帳所持者数は566人(「A判定」182人、「B判定」384人)となっており、総数は年々増加傾向にあります。

判定別構成比の推移でみると、各年度共「B判定」が「A判定」を上回り、その傾向が続いています。



資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

○療育手帳所持者(年齢階層別)の推移

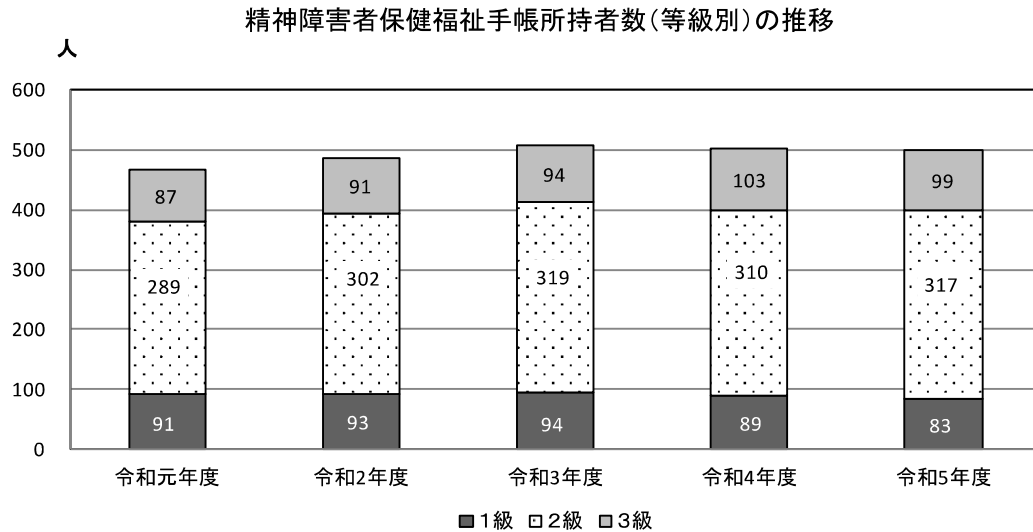
(人)

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 144   | 145   | 148   | 150   | 156   |
| 18～64歳 | 323   | 326   | 337   | 344   | 340   |
| 65歳以上  | 62    | 67    | 62    | 66    | 70    |
| 計      | 529   | 538   | 547   | 560   | 566   |

資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

### (3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

令和5年8月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者数は499人（「1級」83人、「2級」317人、「3級」99人）となっており、総数は横ばい傾向にあります。等級別の推移をみると、2級が増加傾向にあります。



資料：福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在）

#### ○精神障害者保健福祉手帳所持者(年齢階層別)の推移

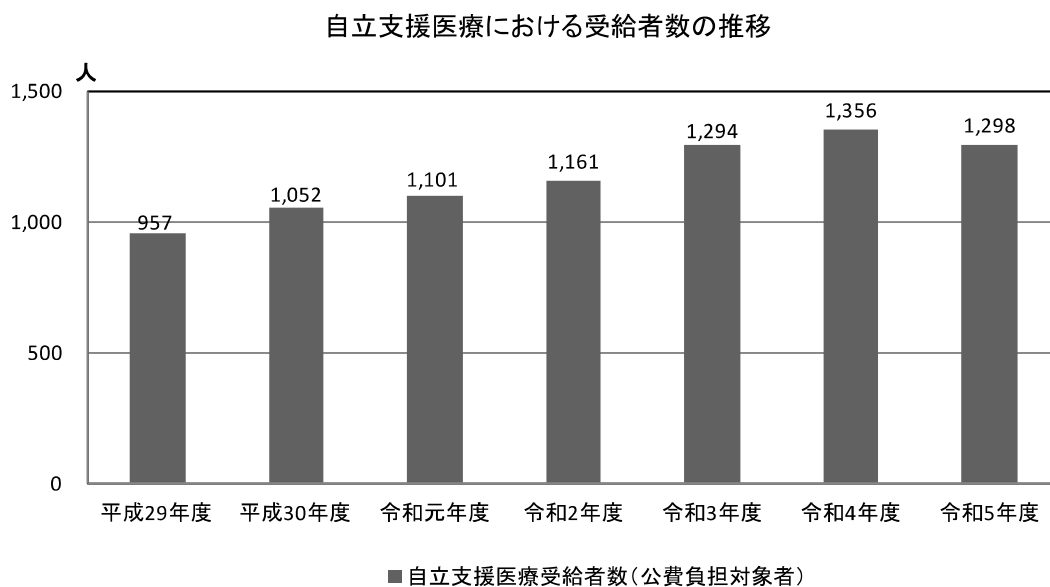
(人)

|        | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 18歳未満  | 11    | 11    | 11    | 13    | 13    |
| 18～64歳 | 310   | 325   | 345   | 354   | 356   |
| 65歳以上  | 146   | 150   | 151   | 135   | 130   |
| 計      | 467   | 486   | 507   | 502   | 499   |

資料：福祉課（各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在）

#### (4) 自立支援医療受給者数の推移

自立支援医療の受給者数（公費負担対象者）は、年々増加し令和 4 年度の 1,356 人が最も多くなっています。令和 5 年度は 1,298 人ですが、8 月末現在の実績です。

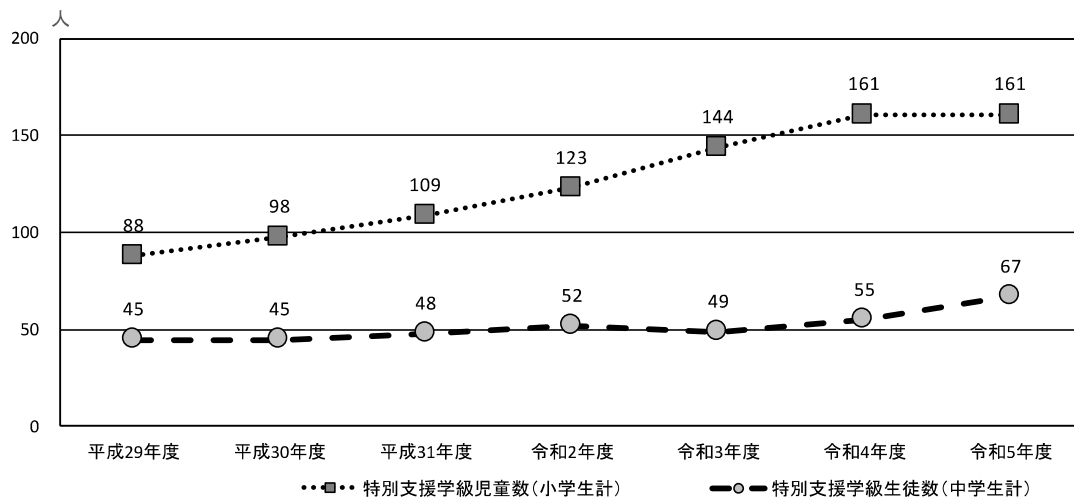


資料: 福祉課(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

## (5) 特別支援学級児童・生徒数等の状況

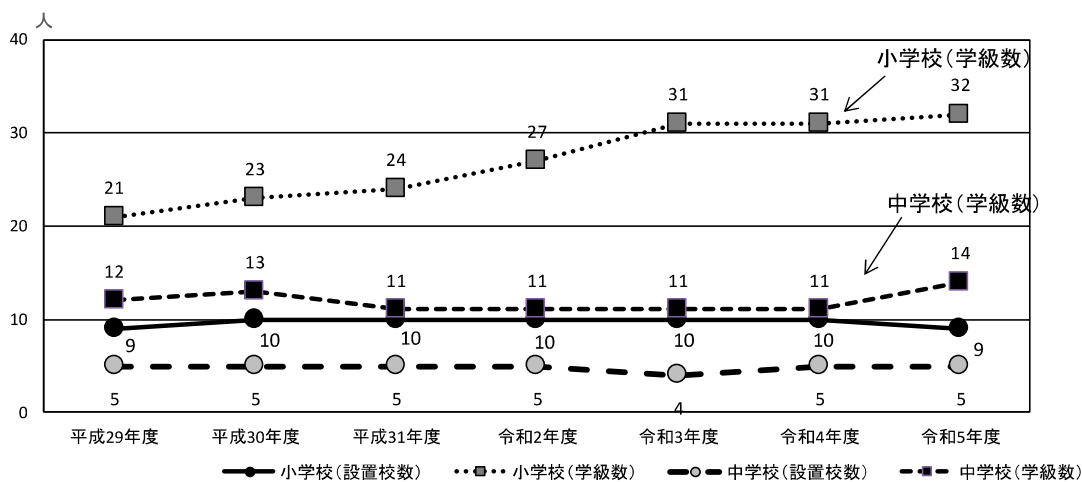
小学生の特別支援学級児童数は、令和4年度まで増加傾向にあります。また、小学校の特別支援学級数も令和3年度まで増加傾向が認められます。

○特別支援学級児童・生徒数の推移



資料: 特別支援学級児童・生徒数の推移は学校教育課(各年度5月1日現在)

○特別支援学級数の推移



資料: 特別支援学級児童・生徒数の推移は学校教育課(各年度5月1日現在)

○保育所、幼稚園、認定子ども園における障がい児の在籍状況（令和5年4月1日現在）（人）

|         | 1歳未満 | 1歳  | 2歳  | 3歳  | 4歳  | 5歳  | 計     |
|---------|------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 在籍児童数   | 142  | 294 | 305 | 353 | 354 | 372 | 1,820 |
| 在籍障がい児数 | 1    | 1   | 5   | 19  | 28  | 36  | 90    |

1.手帳の交付を受けている児童

資料：子育て支援課

2.児童通所サービス利用児童（医師又は心理士から発達障害等に関する何らかの診断・意見を受けている児童）

○特別支援学校在籍状況（令和5年8月末、義務教育）（人）

|           | 小学部 | 中学部 | 計  |
|-----------|-----|-----|----|
| 熊本聾学校     | 2   | 0   | 2  |
| かもと稲田支援学校 | 5   | 1   | 6  |
| 菊池支援学校    | 7   | 11  | 18 |
| 黒石原支援学校   | 3   | 2   | 5  |
| 大津支援学校    | 2   | 2   | 4  |
| 合 計       | 19  | 16  | 35 |

資料：学校教育課

○放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況（令和5年8月末）（人・箇所）

|         | 1年生 | 2年生 | 3年生 | 4年生 | 5年生 | 6年生 | 計   |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 在籍児童数   | 194 | 173 | 111 | 84  | 38  | 10  | 610 |
| 在籍障がい児数 | 8   | 9   | 5   | 9   | 1   | 1   | 33  |
| 在籍箇所数   | 7   | 6   | 3   | 6   | 1   | 1   |     |

1. 手帳の交付を受けている児童

資料：子育て支援課

2. 医師から発達障がい等に関する何らかの診断を受けている児童

○児童通所サービスの利用者数の推移（R5年度は8月末時点の数値）（人）

| （利用者実人数）   | 平成31年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|--------|-------|-------|-------|-------|
| 児童発達支援     | 75     | 82    | 93    | 97    | 83    |
| 放課後等デイサービス | 138    | 138   | 153   | 177   | 183   |
| 保育所等訪問支援   | 14     | 14    | 23    | 35    | 32    |

1.手帳の交付を受けている児童

資料：福祉課

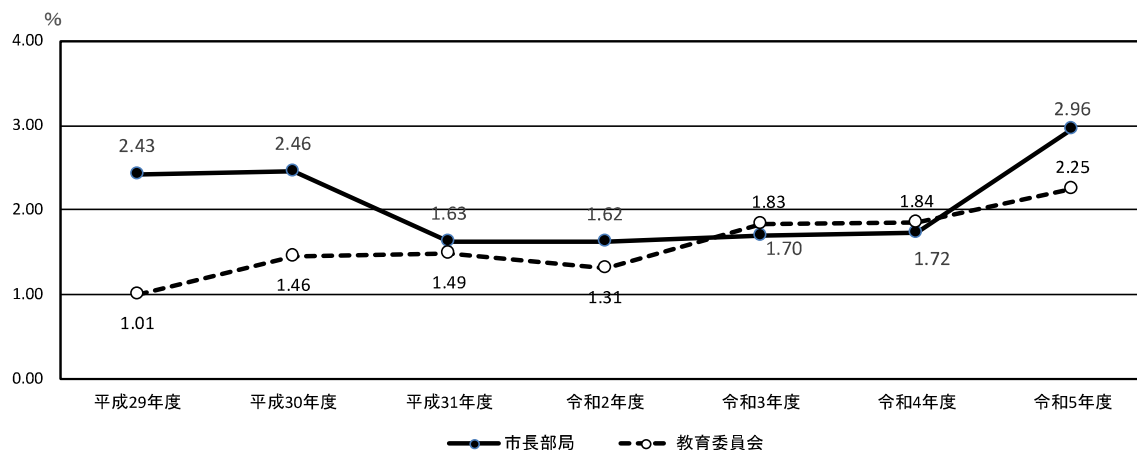
2.児童通所サービス利用児童（医師又は心理士から発達障害等に関する何らかの診断・意見を受けている児童）

### 3. 障がい者に係る統計

#### (1) 市における障がい者雇用率の推移

市長部局の障がい者雇用率は、平成31年度から令和4年度まで1%台で推移していましたが、令和5年6月現在は2.96%に上昇しています。教育委員会の雇用率は平成29年度から徐々に上昇し令和5年度2.25%となっています。

市における障がい者雇用率の推移

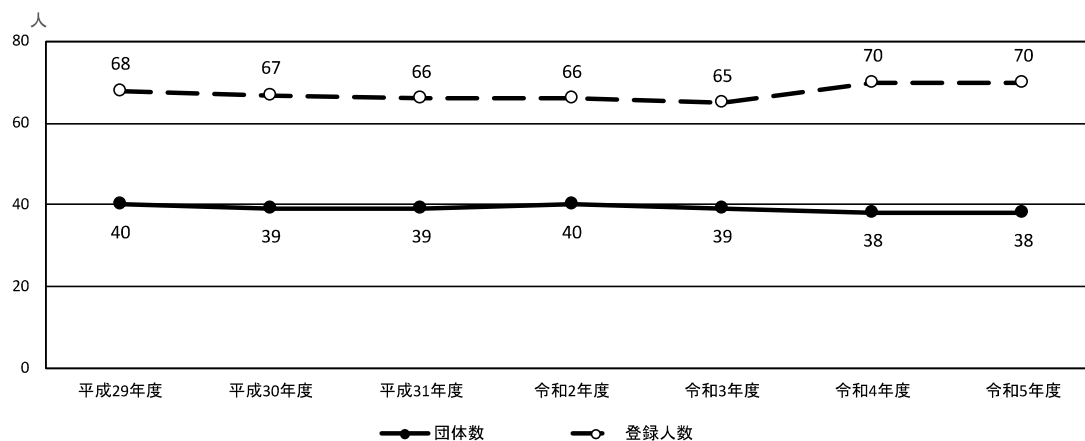


資料：市長部局は総務課(各年度6月1日現在)  
教育委員会は学校教育課(各年度6月1日現在)

#### (2) ボランティア登録人数の推移

菊池市におけるボランティア登録人数の推移をみると、令和5年8月末における団体登録数は38団体、個人登録数は70人となっており、団体数、登録者数のいずれも横ばい傾向にあります。

ボランティア登録数の推移



資料：菊池市社会福祉協議会(各年度3月末現在、令和5年度は8月末現在)

## 4. アンケート調査結果にみる障がい者等の状況

今回の計画策定にあたって実施した、市内の障がいのある方及び障がい福祉団体を対象としたアンケート調査の分析結果からみた障がい者の実態について以下にまとめました。

### (1) 福祉に関するアンケート調査

#### ① 調査概要

##### ○ 調査目的

障がい者の福祉サービスに関する意識・意向や福祉サービスの利用実態などを把握し、計画策定や計画推進に活用する。

##### ○ 調査対象

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者等の内から 1,500 人を無作為抽出

##### ○ 調査期間

令和5年 9 月 22 日（金）～10 月 13 日（金）  
※10 月 25 日到着分までデータに反映

##### ○ 調査方法

郵送による配布、郵送及び web による回答

##### ○ 回収結果

622 件（有効回収率 41.5%）、うち WEB による回答は 81 件

#### <回答者属性>

##### □ 性別

|     | 度数  | %     |
|-----|-----|-------|
| 男性  | 332 | 53.4  |
| 女性  | 279 | 44.9  |
| 無回答 | 11  | 1.8   |
| 合計  | 622 | 100.0 |

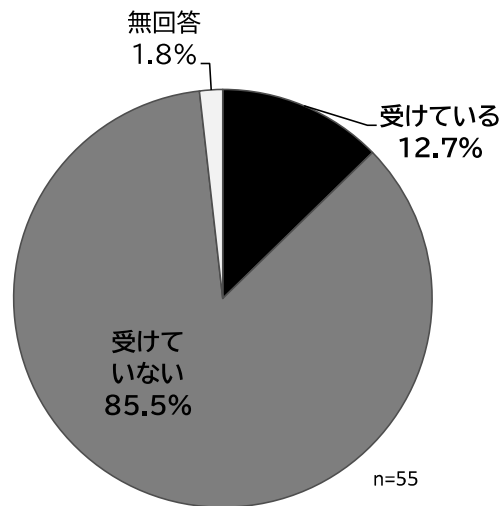
##### □ 障がいの状況（お手持ちの手帳や障がいについて／複数回答）

| n=622 | 度数  | %    |
|-------|-----|------|
| 身体障害  | 408 | 65.6 |
| 知的障害  | 164 | 26.4 |
| 精神障害  | 102 | 16.4 |
| 無回答   | 65  | 10.5 |

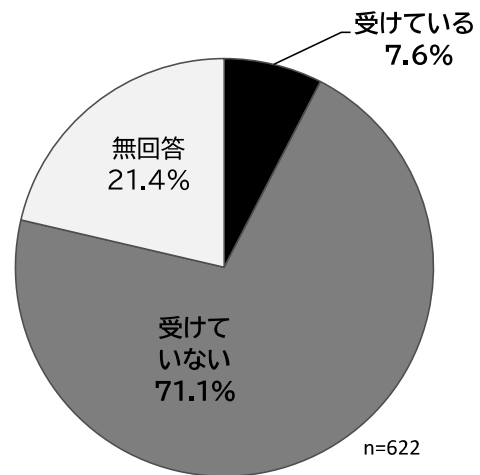
□ 年齢別

|         | 度数  | %     |
|---------|-----|-------|
| 0～18歳未満 | 55  | 8.8   |
| 18～64歳  | 240 | 38.6  |
| 65歳以上   | 314 | 50.5  |
| 無回答     | 13  | 2.1   |
| 合計      | 622 | 100.0 |

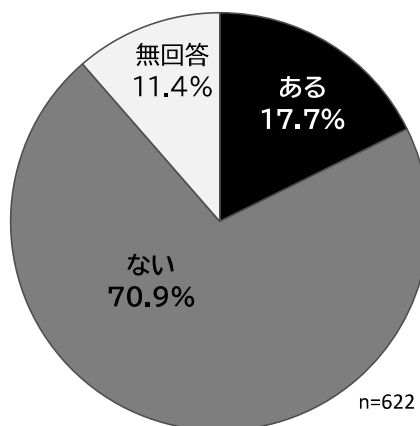
□ 重症心身障がい者の認定



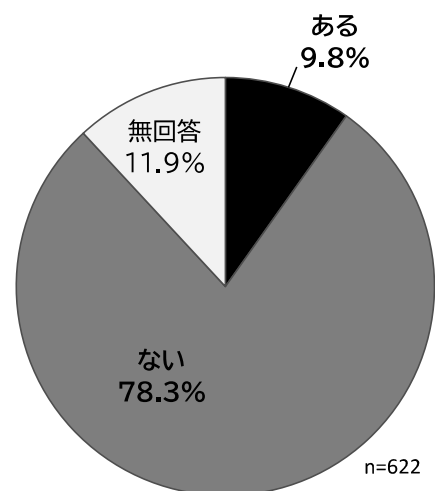
□ 指定難病の認定



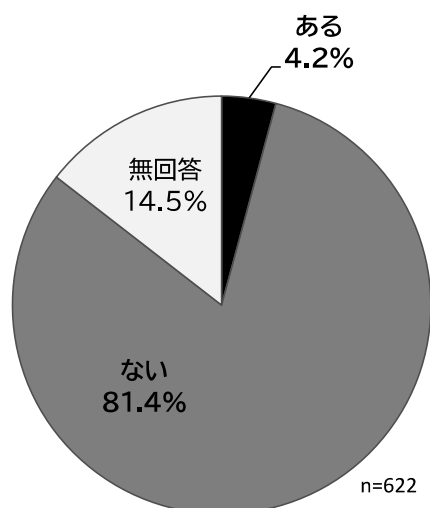
□ 発達障がいとしての診断



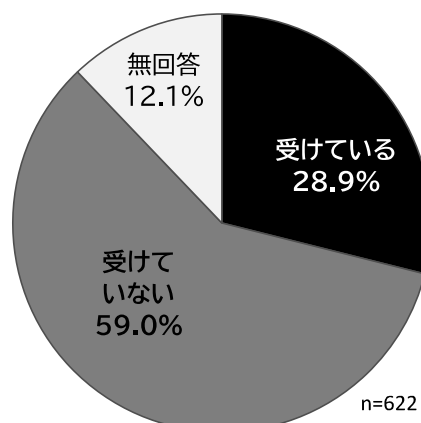
□ 強度行動障がいがあると言われた方



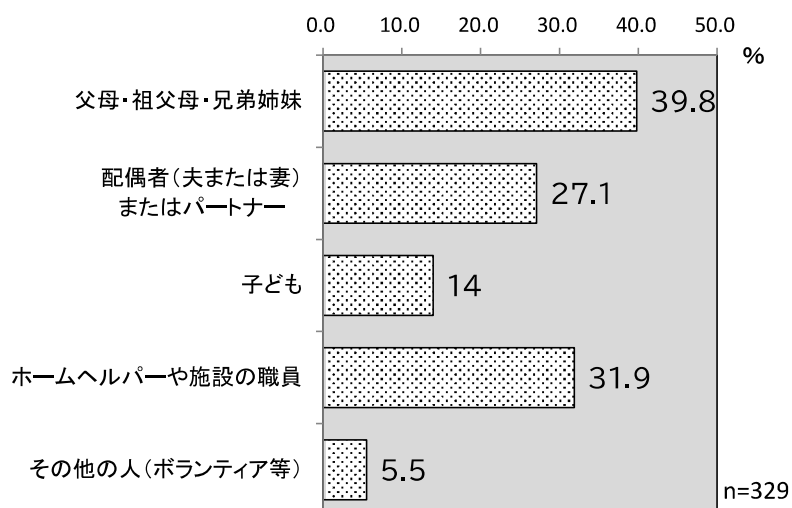
□ 高次脳機能障がいとしての診断



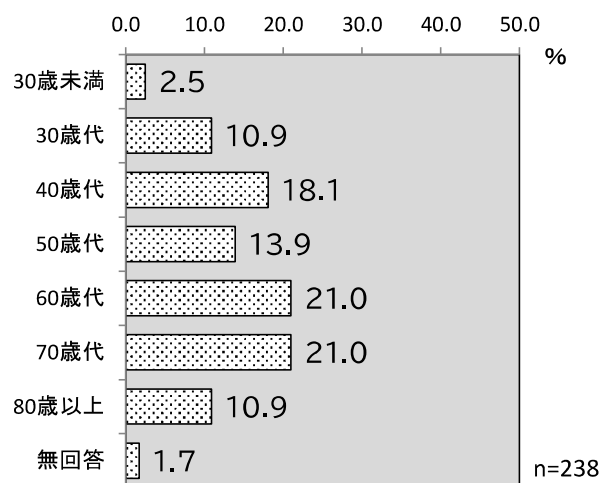
□ 医療的ケアを受けている



□ 主に支援をしている方



□ 主に支援をしている方の年齢

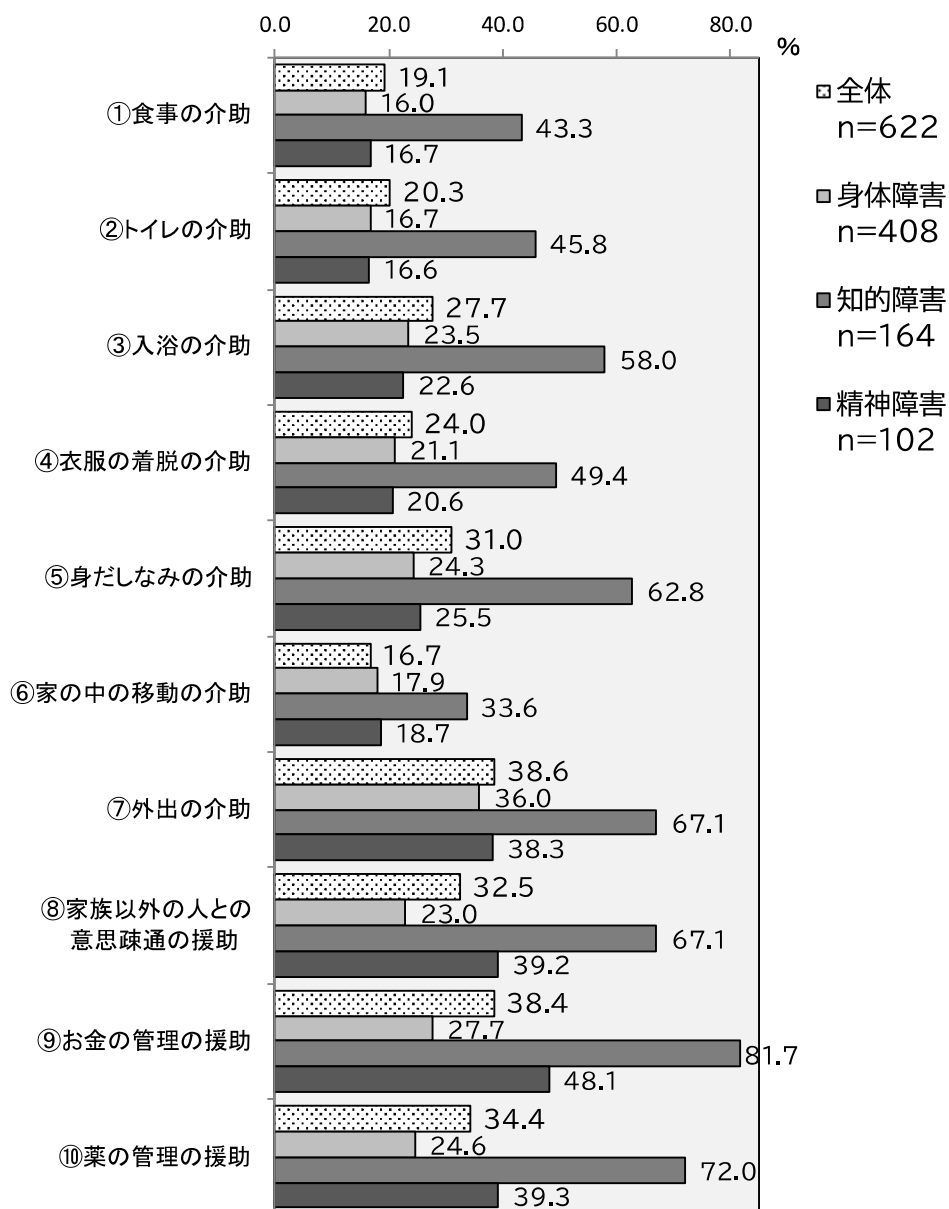


## ② 調査結果

### 1) 日常生活に必要な支援について（日常生活自立度）

日常生活の介助について、自分でできず介助が必要であるとの回答が多い項目は、「外出の介助」「お金の管理」「薬の管理」となっており、障がい状況別でみると「療育手帳」所持者の方で介助が必要であるとの回答が多くなっています。

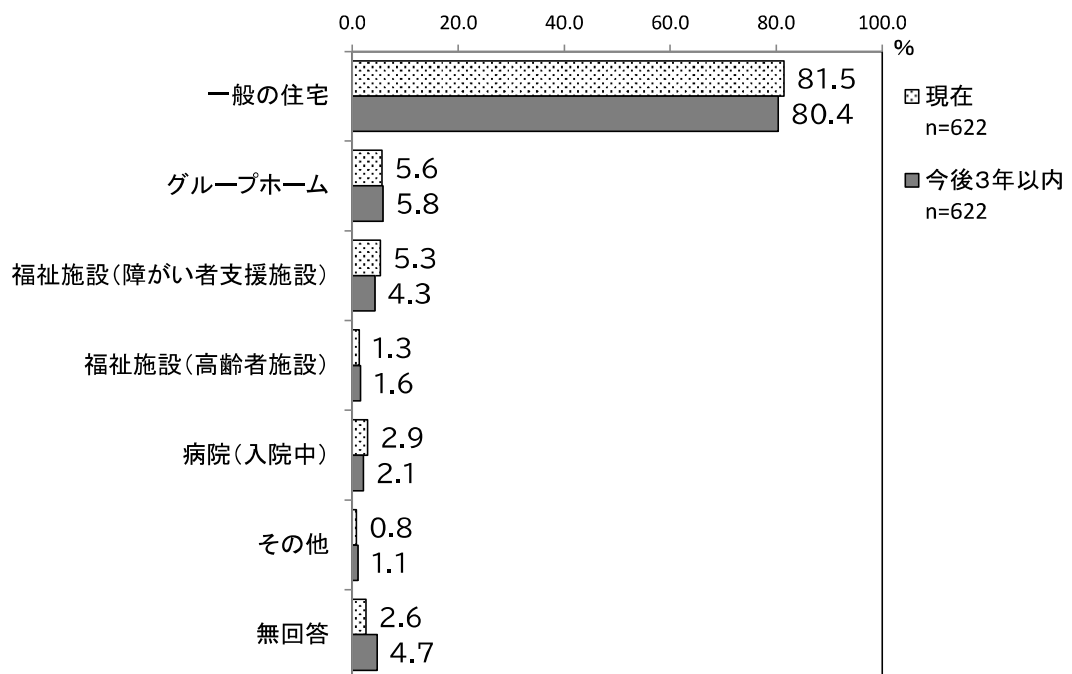
【障がい状況別にみた「できない(介助が必要)」の回答率】



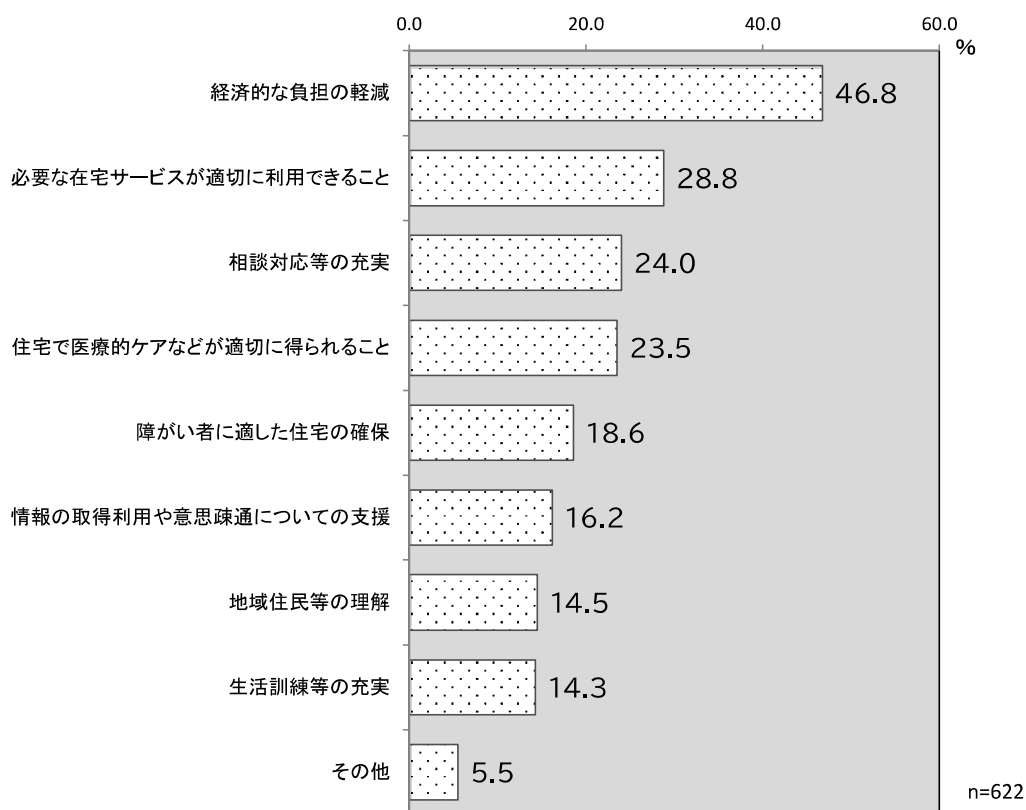
## 2) 日常の暮らしについて

- 現在、「暮らしている場所」と「今後3年以内に暮らしたい場所」については、大きな差はなく、希望する暮らしを送るために必要な支援では、「経済的な負担の軽減」「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が多くなっています。
- 外出の頻度について、「外出していない（「まったく」＋「めったに」）」の方が17.7%あり、年齢別で『19 歳以上』の方の割合が多くなっています。
- 外出の目的については、「買い物に行く」「医療機関への受診」「通勤・通学・通所」が多くなっています。
- 外出時の困りごとは、「公共交通機関（バス・電車など）が少ない」「困ったときにどうすればよいのか心配」「外出にお金がかかる」をあげる方が多く、「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」所持者では「困ったときにどうすればよいのか心配」が多くなっています。

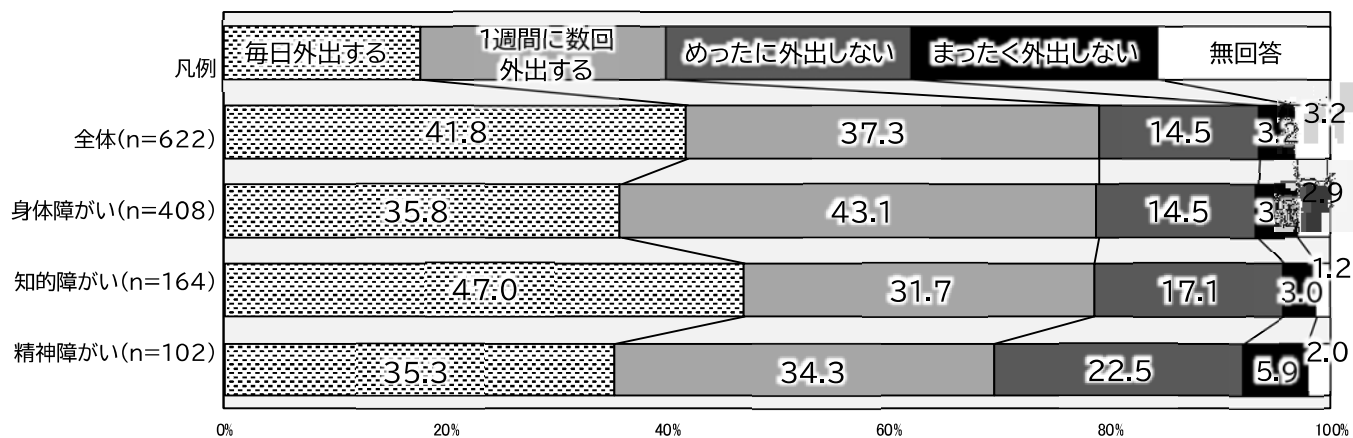
【暮らしている場所と今後3年以内に暮らしたい場所】  
＜単純集計＞



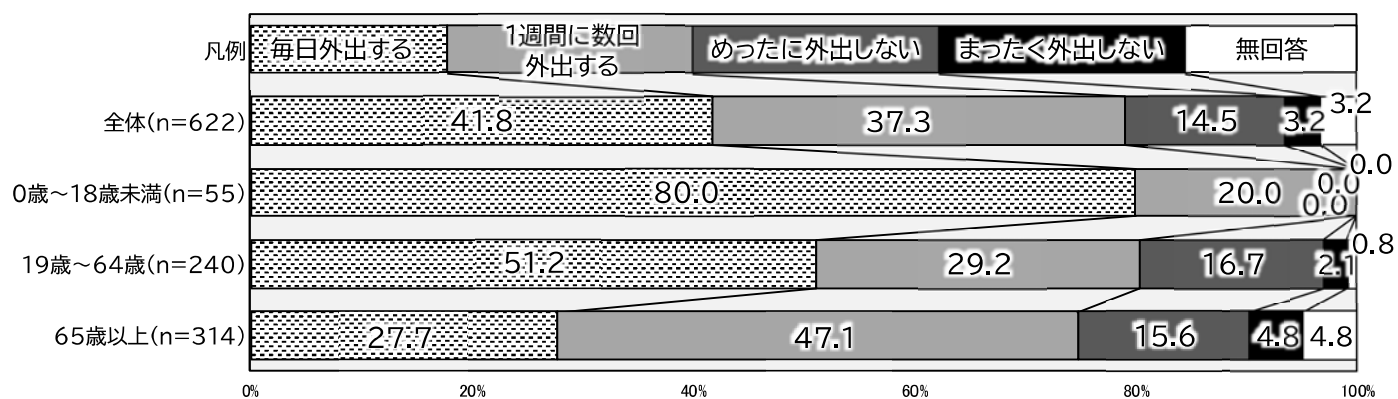
【希望する暮らしを送るためには、どのような支援があれば良いと思いますか】＜複数回答＞



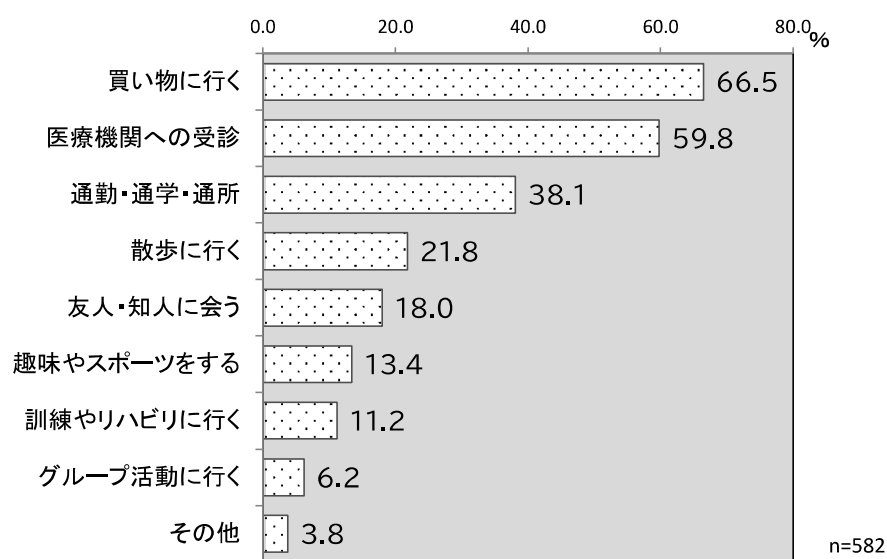
【あなたは1週間にどの程度外出しますか】＜障がい状況別＞



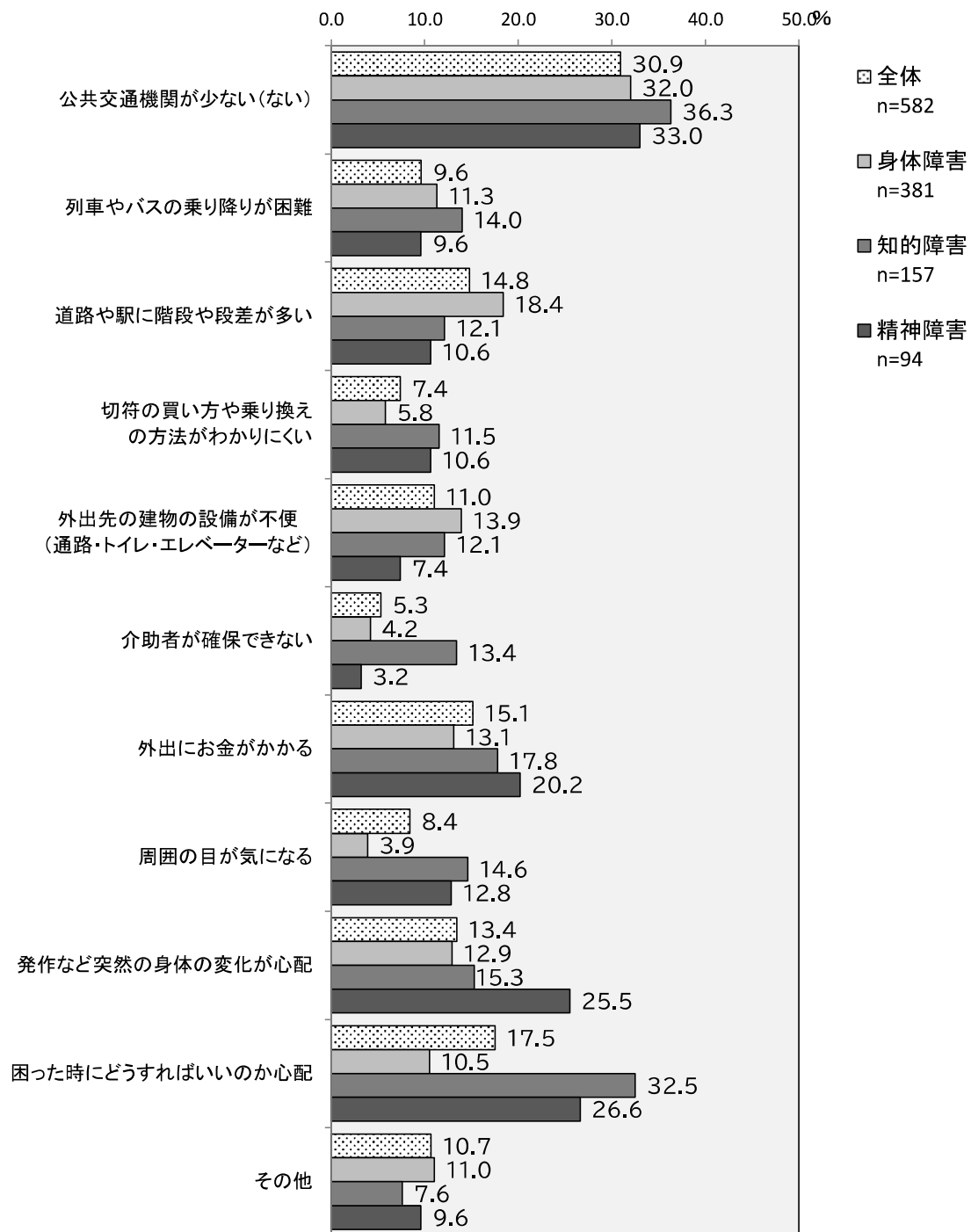
【あなたは1週間にどの程度外出しますか】＜年齢別＞



【あなたはどのような目的で外出することが多いですか】＜※外出している回答者対象＞



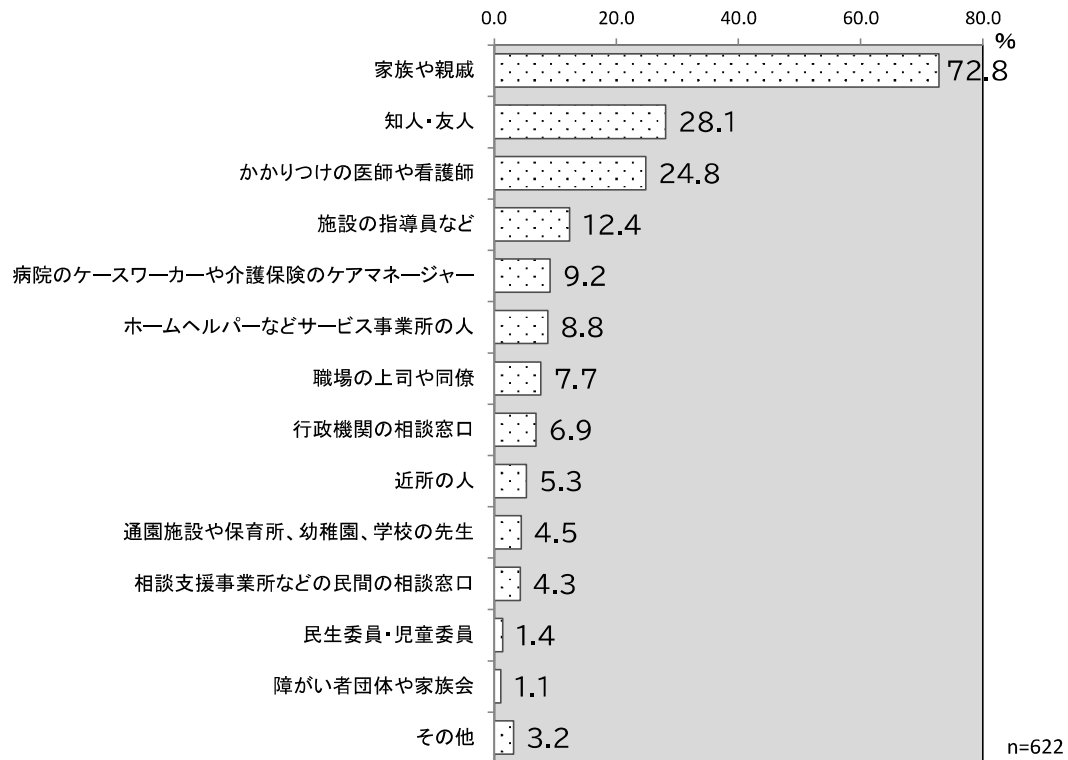
【あなたが外出する時に困ることは何ですか】＜障がい状況別＞



### 3) 困りごとの相談について

悩みや困ったことの相談先は、「家族や親せき」が 72.8%を占めており、次いで、「知人・友人」「かかりつけの医師や看護師」となっています。

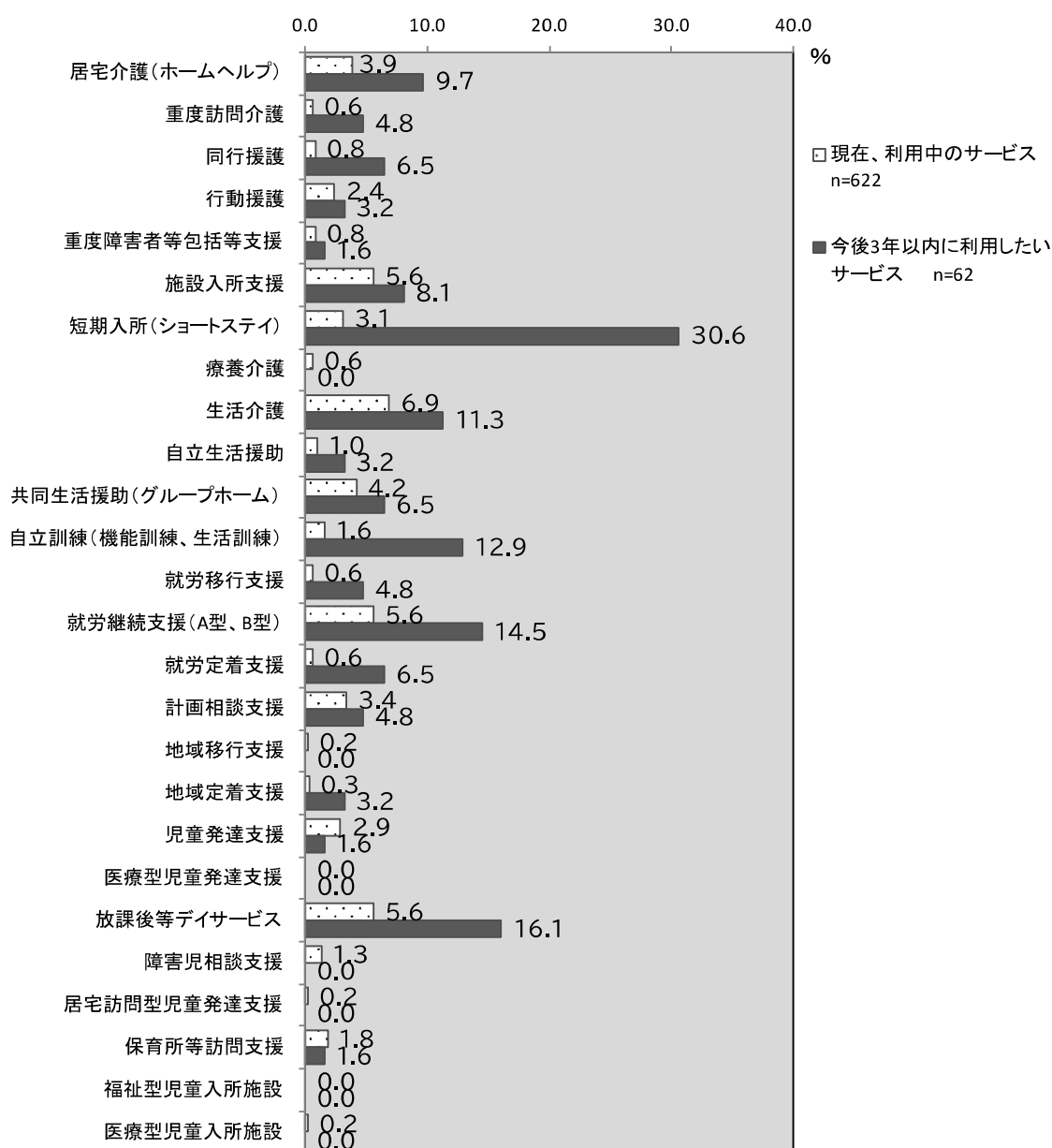
【普段、悩みや困ったことをどなたに相談していますか】＜複数回答＞



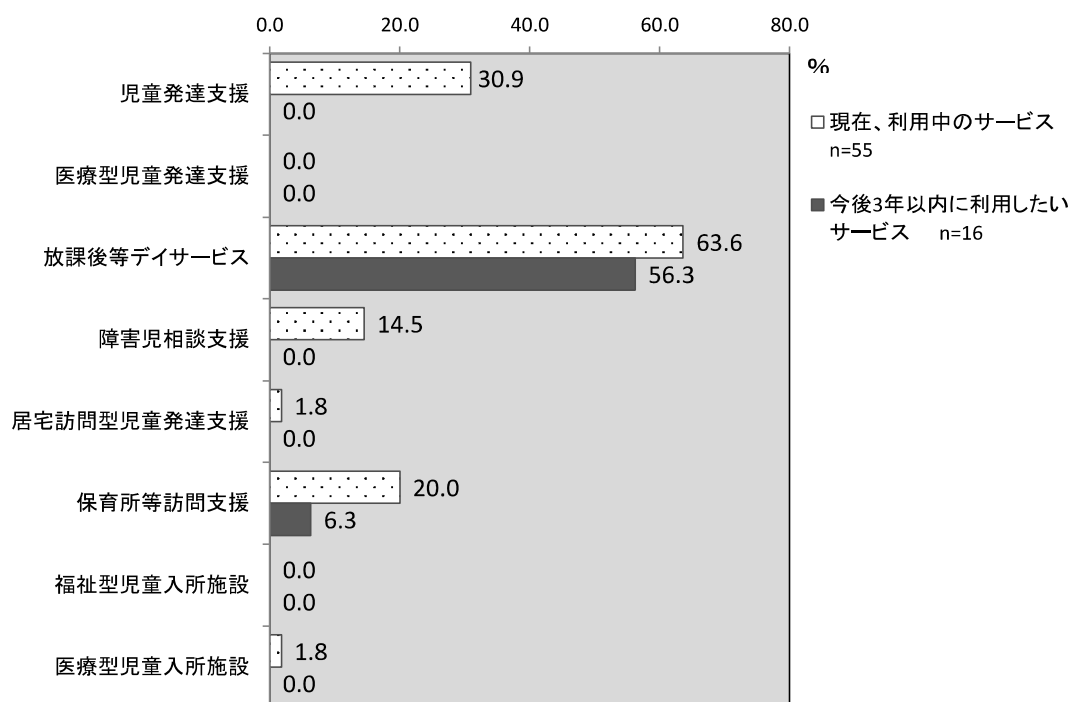
#### 4) 障がい福祉サービスについて

- 障がい福祉サービスのうち、「利用している」との回答が多いサービスは「生活介護（6.9%）」「施設入所支援（5.6%）」「就労継続支援（A型、B型）」（5.6%）」「放課後等デイサービス」（5.6%）」となっていますが、「現在、利用中のサービス」の割合がすべて1割以下となっています。
- 障がい福祉サービスのうち、今後3年以内に利用したいサービスは「短期入所」（30.6%）」「放課後等デイサービス」（16.1%）」「就労継続支援（A型、B型）」（14.5%）」「自立訓練（12.9%）」「生活介護（11.3%）」となっています。
- 障がい児対象サービス（対象年齢18歳未満に限定して集計）については、「放課後等デイサービス（63.6%）」「児童発達支援（30.9%）」が多くなっています。今後3年以内に利用したいサービスでは、「放課後等デイサービス（56.3%）」「保育所等訪問支援（6.3%）」の順となっています。

【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜単純集計＞



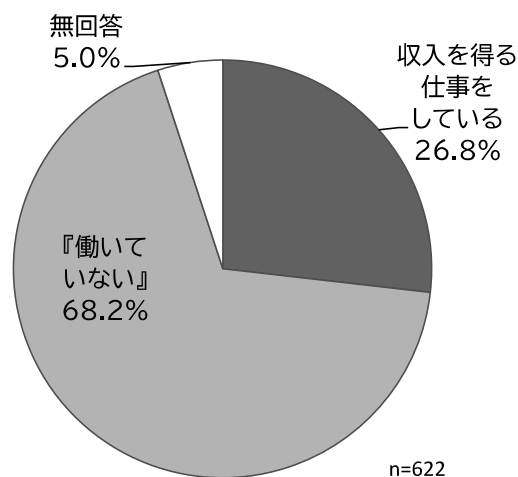
【現在利用中のサービス、今後3年以内に利用予定のサービス】＜18歳未満、単純集計＞



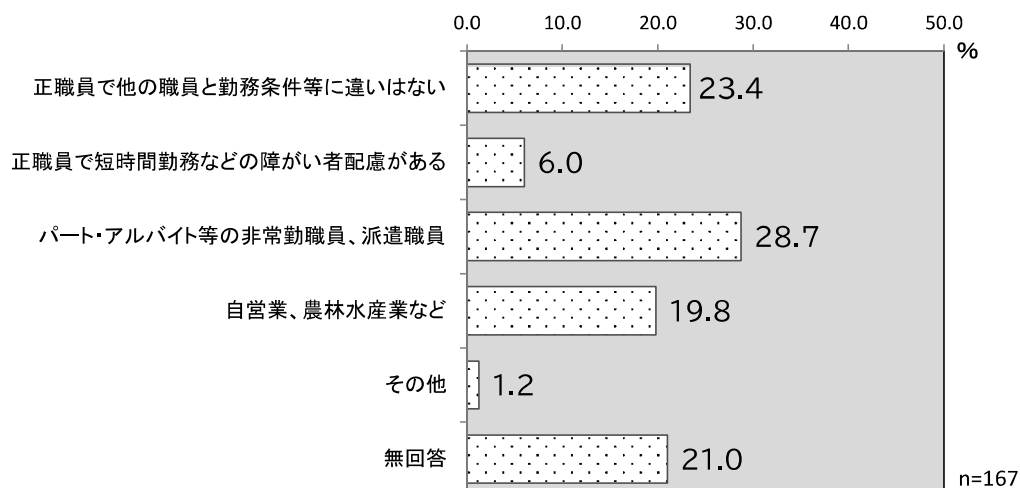
## 5) 就労について

- ・現在、「収入を得る仕事をしている」方は 26.8%、『働いていない』方は 68.2%となっており、働いている方の就労形態は、「パートタイムやアルバイト」28.7%、「正職員」23.4%が多くなっています。
- ・今後、「収入を得る仕事をしたい」方は 35.7%、このうち「職業訓練などを受けたい」は 35.7%となっています。
- ・障がい者の就労支援で必要なこととしては、「職場の障がい者理解」が 43.4%と最も多く、次いで「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」が 42.3%となっています。

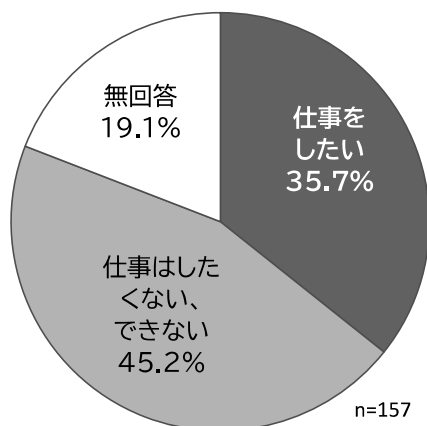
【会社勤めや、自営業、家業などで収入を得る仕事をしている】＜単純集計＞



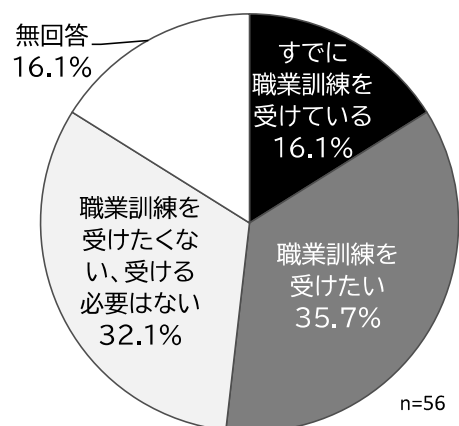
【あなたはどのような形態で働いていますか】＜単純集計 ※「働いている」を回答した方＞



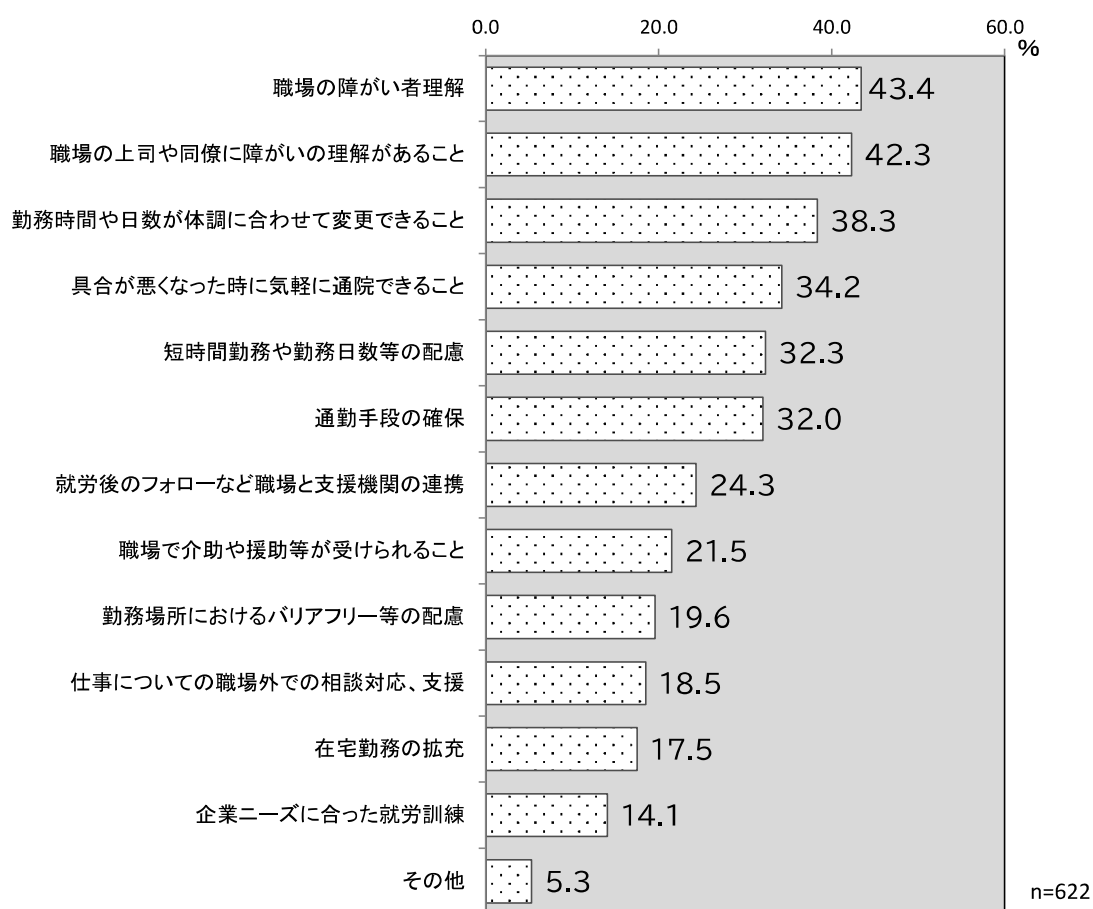
【あなたは今後、収入を得る仕事をしたいと思いませんか】＜単純集計＞



【収入を得る仕事をするために、職業訓練などを受けたいと思いませんか】＜単純集計＞



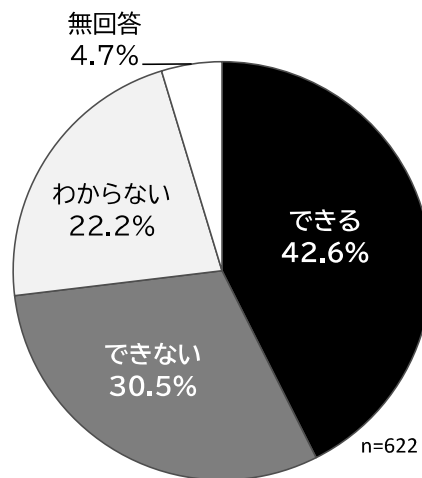
【障がい者の就労を支援するために、どのようなことが必要だと思いますか】＜複数回答＞



## 6) 災害時の避難について

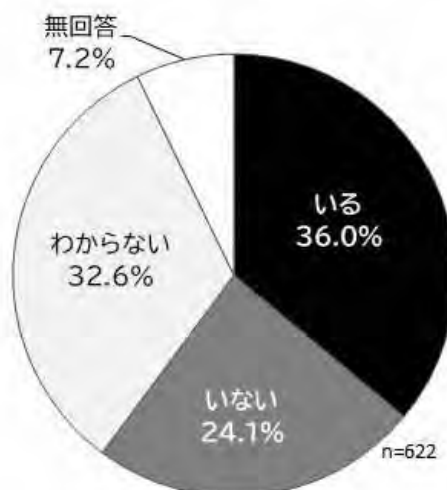
- ・ 火事や地震等の災害時に一人で避難「できる」方は 42.6%、「できない」方は 30.5% となっており、災害時、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人が「いる」方は 36.0%、「いない」方は 24.1%となっています。
- ・ 火事や地震等の災害時に不安に感じることは、「避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」「投薬や治療が受けられない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」の回答が多くなっています。
- ・ 障がい状態別では、「療育手帳」所持者では、他の障がい状況の人と比べ「周囲とコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、迅速に避難することができない」など情報、コミュニケーションに関する不安が多くなっています。

【あなたは、火事や地震等の災害時に一人で避難できますか】＜単純集計＞

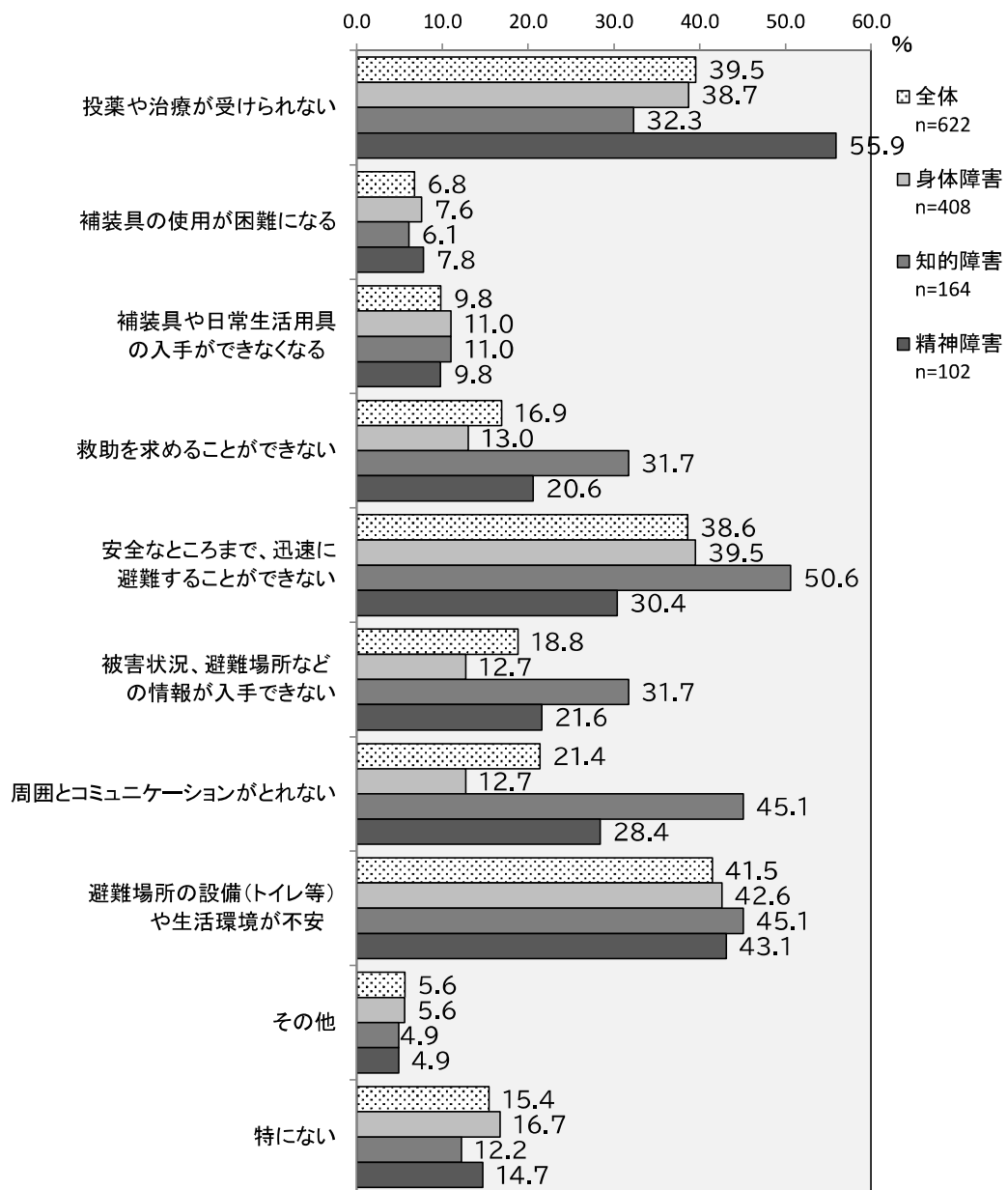


【家族の不在の場合や一人暮らしの場合、近所にあなたを助けてくれる人はいますか】

＜単純集計＞



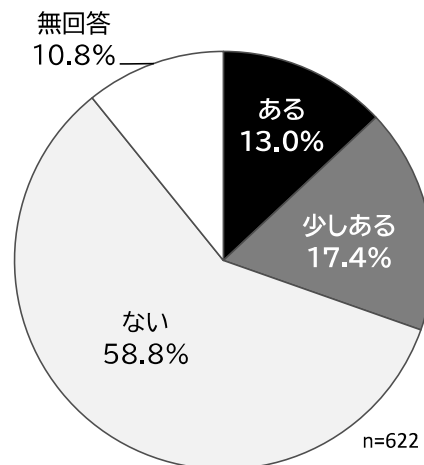
【火事や地震等の災害時に不安に感じることは何ですか】＜障がい状態別＞



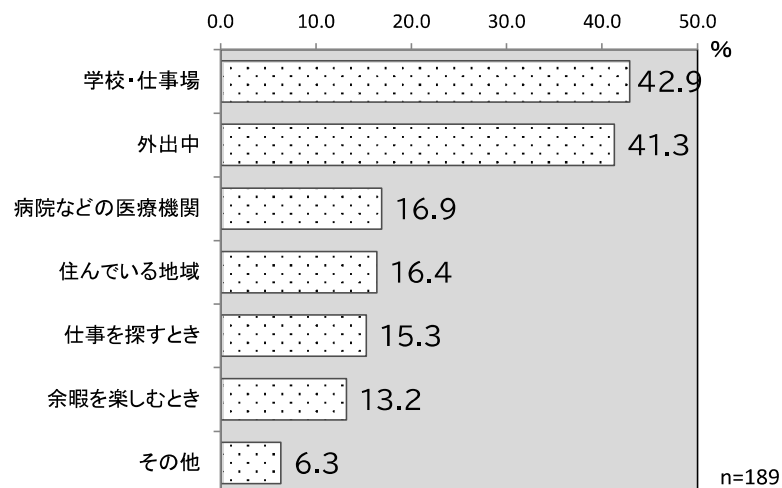
## 7) 権利擁護について

- ・障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことが「ある」方が13.0%、「少しある」方が17.4%となっており、差別や嫌な思いをした場所は、「学校・仕事場」「外出中」の回答が多くなっています。
- ・成年後見制度については、「名前も内容も知っている」方が34.2%、「名前も内容も知らない」方が26.7%となっています。

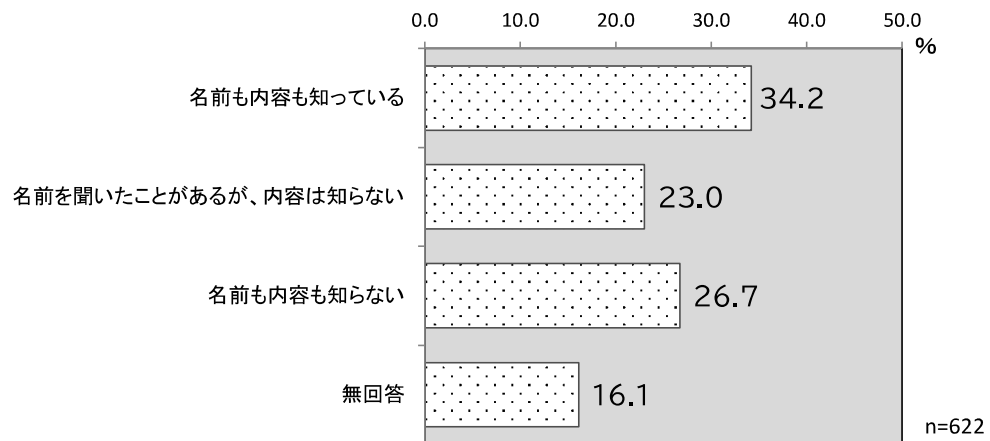
【あなたは障がいがあることで差別や嫌な思いをする(した)ことがありますか】  
 <単純集計>



【どのような場所で差別や嫌な思いをしましたか】  
 <複数回答、※「働いている」を回答した方>



【成年後見制度についてご存じですか】＜単純集計＞



## (2) 障害福祉サービス提供事業所を対象としたアンケート調査

### ① 調査概要

#### ○ 調査目的

障がいのある方々に対する福祉及びその取組み、サービスについて今後の意向やニーズ、意見等を把握し、計画の策定・推進に活用する。

#### ○ 調査対象

障がいのある方々に障害福祉サービス等を提供されている 49 団体・事業者

#### ○ 調査期間

令和5年 9 月 22 日（金）～10 月 13 日（金）

※10 月 25 日到着分までデータに反映

#### ○ 調査方法

郵送による配布・回収、一部電子メールでの回収

#### ○ 回収結果

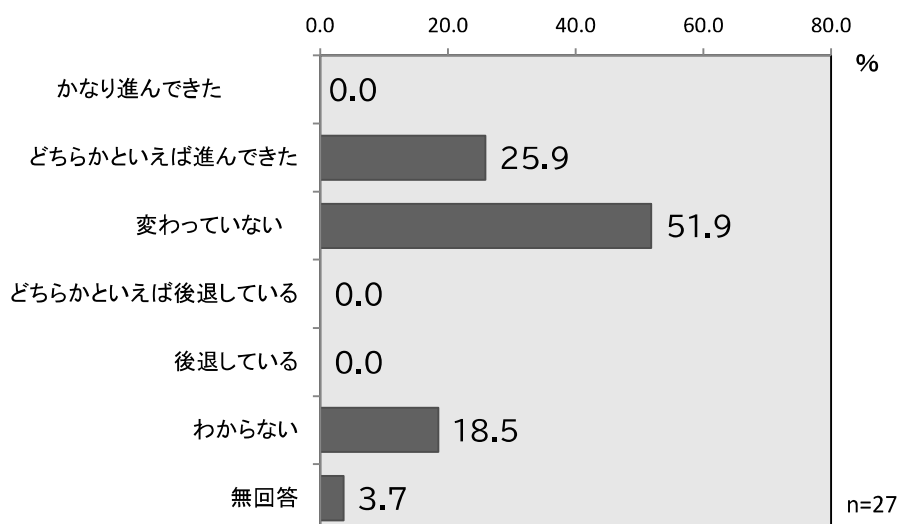
27 件（有効回収率 55.1%）

### ② 調査結果

#### 1) 3年前の計画策定時と比べた障がいのある方に対する配慮や工夫の進み具合

「どちらかといえば進んできた」と「かなり進んできた」を合わせた『進んできた』は 25.9%となっています。「どちらかといえば後退している」と「後退している」はいずれも 0%となっています。

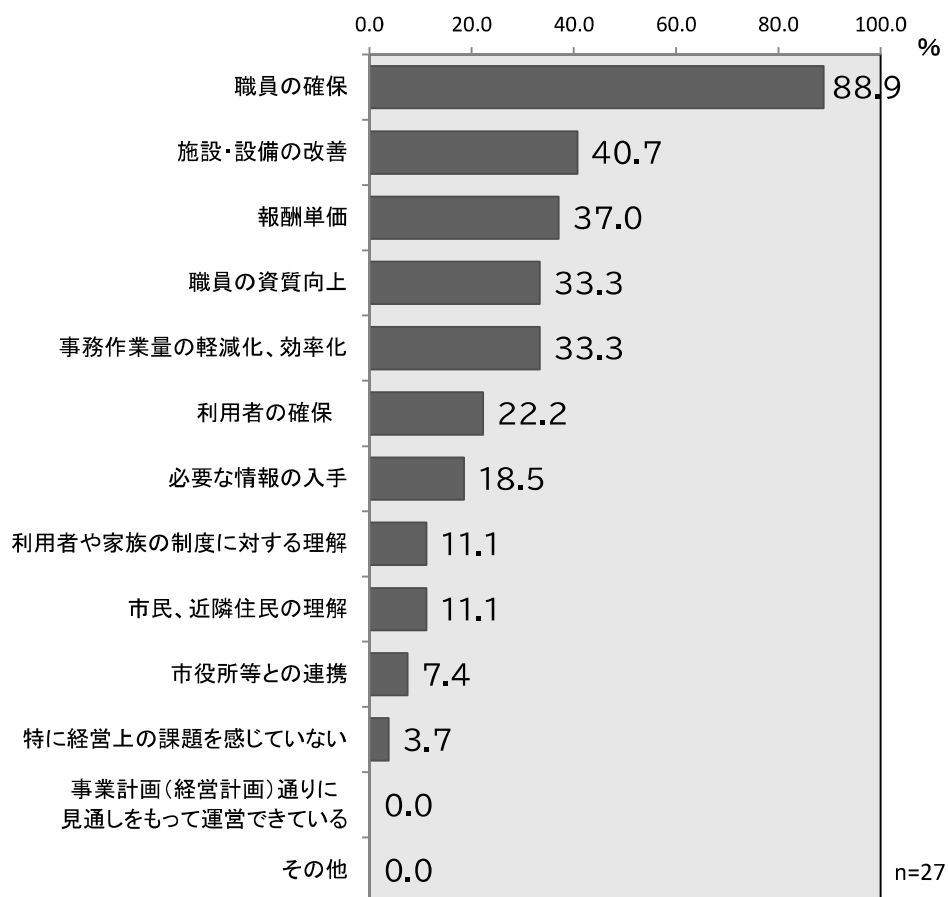
【3年ほど前と比べて、地域社会の中で障がいのある方に対する配慮や工夫が進んできたと思いますか】  
＜単純集計＞



## 2) 事業所の運営に関する課題

「職員の確保」が88.9%と最も高く、これに「施設・設備の改善」40.7%、「報酬単価」37.0%が続いています。

【貴事業所の運営に関して課題となっていることがありますか】＜複数回答＞

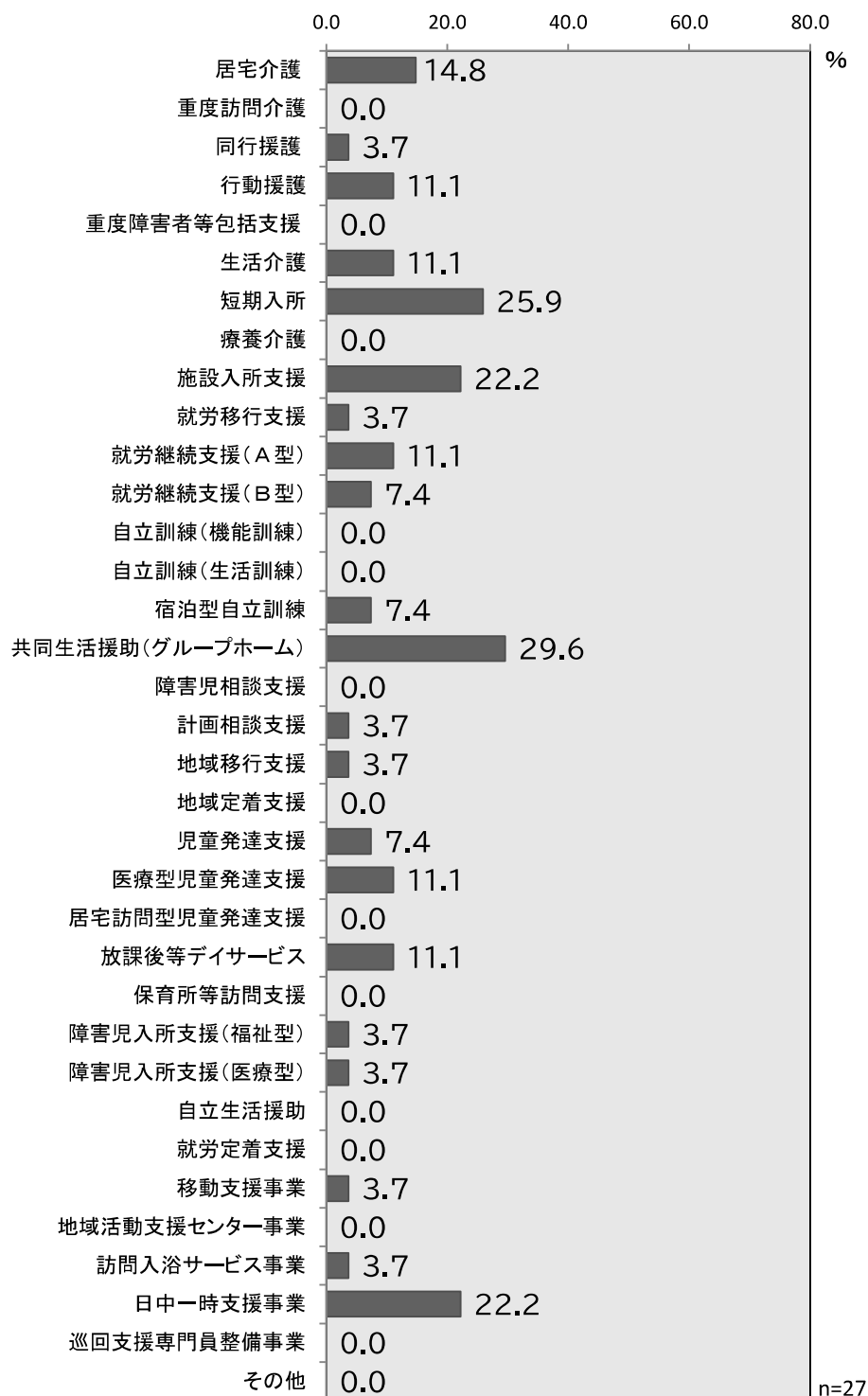


### 3) 利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業

「共同生活援助（グループホーム）」の 29.6%が最も高く、これに「短期入所」の 25.9%、「施設入所支援」の 22.2%が続いています。

【利用者から望む声は多いが、不足していると感じられる事業はありますか】

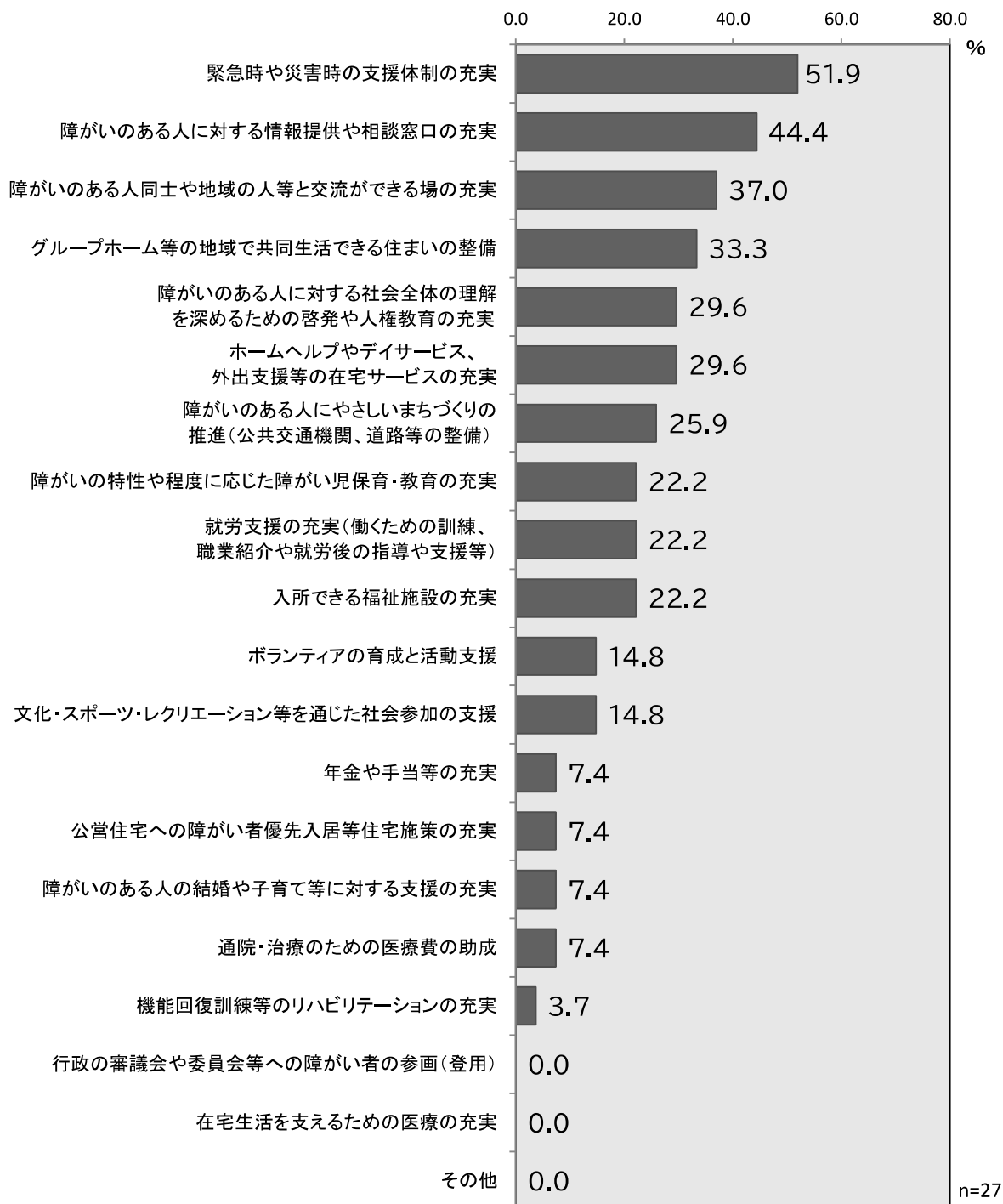
<複数回答>



#### 4) 行政が充実すべきこと

「緊急時や災害時の支援体制の充実」の51.9%が最も高く、これに「障がいのある人に対する情報提供や相談窓口の充実」の44.4%、「障がいのある人同士や地域の人等と交流ができる場の充実」の37.0%が続いています。

【障がいのある人にとって暮らしやすいまちにするために、行政(国・県・市)はどのようなことをさらに充実すべきだと思いますか】<複数回答>



## 第3章 第6期障がい福祉計画及び 第2期障がい児福祉計画の評価

### 1. 障害福祉サービスの実績

#### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスの内容は、次のとおりです。

##### ① サービスの内容

###### ■居宅介護（ホームヘルプサービス）

- ・ホームヘルプサービスの支給が必要と判断された障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・洗濯及び掃除等の家事援助、通院時の介助を行うサービスです。

###### ■重度訪問介護

- ・重度の肢体不自由で常時介護を要する障がいのある人の自宅にヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

###### ■同行援護

- ・視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人が外出する際に、ヘルパー等が同行し、移動時及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）、移動の援護、排泄・食事等の介護その他必要な援助を行うサービスです。

###### ■行動援護

- ・知的障がい・精神障がいによる行動上の著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動の際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

###### ■重度障害者等包括支援

- ・障がい支援区分6（児童については区分6に相当する心身の状態）で意思の疎通に著しい困難を伴う人に対して、居宅介護（ホームヘルプサービス）、重度訪問介護、行動援護、生活介護、短期入所、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を包括的に提供するサービスです。

##### ② 計画と実績の比較

- ・居宅介護は、利用者数が計画での見込みを下回っており、令和3年度は計画107人に対し実績81人、令和4年度は計画115人に対し実績79人となりました。利用量（時間）も見込みの70%台前後の実績で推移しています。新型コロナウイルス感染症の流行による人の接触や外出自粛等の影響を受けたと考えられます。
- ・同行援護の利用者数の実績値は、ほぼ横ばいで推移していますが、令和3年度は計画値を上回ったものの、令和4年度以降は見込みを下回っており、利用量（時間）も計画値の60%台となっています。

- ・行動援護の利用者数は令和３年度、令和４年度のいずれも見込みを上回る実績となっていますが、利用量（時間）は計画値の５０％台となっています。重度訪問介護及び重度障害者等包括支援については、第６期計画期間中は利用がありません。

### ③ 今後の課題

- ・訪問系サービスは、新型コロナウイルス感染症による人との接触や外出の自粛の影響を大きく受けたと思われ、特に利用量については計画値を大きく下回っています。しかし、日常生活が以前の状況に戻りつつあり、今後も一定の増加が見込まれるため、利用者のニーズに応じて見込みを設定し、サービス供給体制を確保する必要があります。

#### ■ 訪問系サービス

| 種類         |      | 令和3年度               | 令和4年度           | 令和5年度           |
|------------|------|---------------------|-----------------|-----------------|
| 居宅介護       | 利用時間 | <b>実績値</b> 1,255 時間 | <b>1,094 時間</b> | <b>1,051 時間</b> |
|            |      | 計画値 1,203 時間        | 1,219 時間        | 1,235 時間        |
|            |      | 達成率 <b>104.3 %</b>  | <b>89.7 %</b>   | <b>85.1 %</b>   |
|            | 利用者数 | <b>実績値</b> 81 人     | <b>79 人</b>     | <b>72 人</b>     |
|            |      | 計画値 107 人           | 115 人           | 124 人           |
|            |      | 達成率 <b>75.7 %</b>   | <b>68.7 %</b>   | <b>58.1 %</b>   |
| 重度訪問介護     | 利用時間 | <b>実績値</b> 0 時間     | <b>0 時間</b>     | <b>0 時間</b>     |
|            |      | 計画値 60 時間           | 60 時間           | 60 時間           |
|            |      | 達成率 <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    |
|            | 利用者数 | <b>実績値</b> 0 人      | <b>0 人</b>      | <b>0 人</b>      |
|            |      | 計画値 1 人             | 1 人             | 1 人             |
|            |      | 達成率 <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    |
| 同行援護       | 利用時間 | <b>実績値</b> 100 時間   | <b>77 時間</b>    | <b>84 時間</b>    |
|            |      | 計画値 99 時間           | 127 時間          | 134 時間          |
|            |      | 達成率 <b>101.0 %</b>  | <b>60.6 %</b>   | <b>62.7 %</b>   |
|            | 利用者数 | <b>実績値</b> 11 人     | <b>10 人</b>     | <b>10 人</b>     |
|            |      | 計画値 10 人            | 13 人            | 14 人            |
|            |      | 達成率 <b>110.0 %</b>  | <b>76.9 %</b>   | <b>71.4 %</b>   |
| 行動援護       | 利用時間 | <b>実績値</b> 204 時間   | <b>138 時間</b>   | <b>166 時間</b>   |
|            |      | 計画値 122 時間          | 243 時間          | 309 時間          |
|            |      | 達成率 <b>167.2 %</b>  | <b>56.8 %</b>   | <b>53.7 %</b>   |
|            | 利用者数 | <b>実績値</b> 10 人     | <b>9 人</b>      | <b>10 人</b>     |
|            |      | 計画値 6 人             | 7 人             | 8 人             |
|            |      | 達成率 <b>166.7 %</b>  | <b>128.6 %</b>  | <b>125.0 %</b>  |
| 重度障害者等包括支援 | 利用時間 | <b>実績値</b> 0 時間     | <b>0 時間</b>     | <b>0 時間</b>     |
|            |      | 計画値 105 時間          | 105 時間          | 105 時間          |
|            |      | 達成率 <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    |
|            | 利用者数 | <b>実績値</b> 0 人      | <b>0 人</b>      | <b>0 人</b>      |
|            |      | 計画値 1 人             | 1 人             | 1 人             |
|            |      | 達成率 <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    | <b>0.0 %</b>    |

※令和5年度は9月末の実績

## (2) 日中活動系サービスその1（生活介護、自立訓練）

生活介護と自立訓練の内容は、次のとおりです。

### ① サービスの内容

#### ■生活介護

- ・常時介護が必要な人を対象に、昼間に、入浴・排せつ・食事などの介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービスです。

#### ■自立訓練（機能訓練）

- ・身体障がいのある人を対象に、自立した地域生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

#### ■自立訓練（生活訓練）

- ・知的障がい・精神障がいのある人を対象に、一定期間、日常生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行うサービスです。

### ② 計画と実績の比較

- ・生活介護は、利用者数、利用量（人日）とも見込みをやや下回る実績となっています。令和4年度の利用者数は見込みの93.3%、利用量（人日）は、92.3%となっています。
- ・自立訓練（機能訓練）は、令和3年度に1人の利用となっていました。令和4～5年度は利用がない状況です。自立訓練（生活訓練）の利用者数、利用量（人日）のいずれも計画を下回る実績となっています。県内では自立訓練施設が少ないこと、他のサービスの利用により実際の利用が少なくなっていることが、利用者が少ない原因であると考えられます。

### ③ 今後の課題

- ・生活介護は十分なサービス量が確保されていると推測されますが、利用者数や利用量が多いことから、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていく必要があります。
- ・自立訓練については、計画相談等により利用ニーズの詳細を把握していく必要があります。

## ■ 生活介護、自立訓練

| 種類         |          | 令和3年度 | 令和4年度     | 令和5年度     |
|------------|----------|-------|-----------|-----------|
| 生活介護       | のべ<br>人数 | 実績値   | 2,772 人日分 | 2,607 人日分 |
|            |          | 計画値   | 2,763 人日分 | 2,824 人日分 |
|            |          | 達成率   | 100.3 %   | 92.3 %    |
|            | 利用者数     | 実績値   | 144 人     | 139 人     |
|            |          | 計画値   | 137 人     | 149 人     |
|            |          | 達成率   | 105.1 %   | 93.3 %    |
| 自立訓練(機能訓練) | のべ<br>人数 | 実績値   | 16 人日分    | 0 人日分     |
|            |          | 計画値   | 11 人日分    | 11 人日分    |
|            |          | 達成率   | 145.5 %   | 0.0 %     |
|            | 利用者数     | 実績値   | 1 人       | 0 人       |
|            |          | 計画値   | 1 人       | 1 人       |
|            |          | 達成率   | 100.0 %   | 0.0 %     |
| 自立訓練(生活訓練) | のべ<br>人数 | 実績値   | 26 人日分    | 32 人日分    |
|            |          | 計画値   | 35 人日分    | 44 人日分    |
|            |          | 達成率   | 74.3 %    | 72.7 %    |
|            | 利用者数     | 実績値   | 2 人       | 2 人       |
|            |          | 計画値   | 3 人       | 6 人       |
|            |          | 達成率   | 66.7 %    | 33.3 %    |

※令和5年度は9月末の実績

### (3) 日中活動系サービスその2（就労移行支援、就労継続支援）

就労移行支援、就労継続支援の内容は、次のとおりです。

#### ① サービスの内容

##### ■ 就労移行支援

- ・一般企業等への就労を希望する、65 歳未満の人を対象に、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を一定期間行います。

##### ■ 就労継続支援（A型）

- ・一般企業等での就労が困難な 65 歳未満の人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や、一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

##### ■ 就労継続支援（B型）

- ・年齢や体力の面で、一般企業等で雇用されることが困難な人や、就労移行支援事業を利用したものの一般企業等への雇用に結びつかなかった人などに生産活動・その他の活動の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行います。

##### ■ 就労定着支援

- ・事業所が、障がいのある方の就労上の問題解決を支え、また、障害のある方を取り巻く社会的資源に対しても必要な連絡調整やアドバイスを行います。

## ② 計画と実績の比較

- 就労移行支援は利用者数が計画での見込みを下回っており、令和3年度は計画11人に対し実績9人、令和4年度は計画18人に対し実績11人となりました。令和4～5年度の利用量（人日）は見込みを上回る実績で推移しています。就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練や就労アセスメントを必要としている人が熱心に利用していることが利用者増につながっていると考えられます。
- 就労継続支援（A型）では、令和3年度以降の利用者数が計画値をやや下回っていますが、利用量はいずれの年度も実績を上回っています。
- 就労継続支援（B型）は利用者数が計画での見込みを下回っており、令和3年度は計画138人に対し実績130人、令和4年度は計画153人に対し実績136人となりました。令和3年度の利用量は計画の2,353人日分に対し実績は2,402人日分となっています。最近では、高齢の方への昼間の活動や日中のリズムを作る活動なども含めて、社会参加の訓練が必要な方の利用が増えています。
- 全体的に、計画相談が実施されたことで利用者のニーズの掘り起こしが行われています。

## ③ 今後の課題

- 就労継続支援については、B型は増加傾向で、A型では横ばい傾向が認められます。計画相談により利用者のニーズが掘り起こされていることが考えられ、今後は一般就労への移行や就労定着支援による自立に向けた取り組みが必要です。

### ■ 就労移行支援、就労継続支援

| 種類         |          | 令和3年度      | 令和4年度            | 令和5年度            |
|------------|----------|------------|------------------|------------------|
| 就労移行支援     | のべ<br>人数 | <b>実績値</b> | <b>171 人日分</b>   | <b>186 人日分</b>   |
|            |          | 計画値        | 198 人日分          | 176 人日分          |
|            |          | 達成率        | <b>86.4 %</b>    | <b>115.5 %</b>   |
|            | 利用<br>者数 | <b>実績値</b> | <b>9 人</b>       | <b>11 人</b>      |
|            |          | 計画値        | 11 人             | 19 人             |
|            |          | 達成率        | <b>81.8 %</b>    | <b>61.1 %</b>    |
| 就労継続支援（A型） | のべ<br>人数 | <b>実績値</b> | <b>2,061 人日分</b> | <b>1,957 人日分</b> |
|            |          | 計画値        | 1,952 人日分        | 1,876 人日分        |
|            |          | 達成率        | <b>105.6 %</b>   | <b>104.3 %</b>   |
|            | 利用<br>者数 | <b>実績値</b> | <b>100 人</b>     | <b>100 人</b>     |
|            |          | 計画値        | 102 人            | 117 人            |
|            |          | 達成率        | <b>98.0 %</b>    | <b>88.5 %</b>    |
| 就労継続支援（B型） | のべ<br>人数 | <b>実績値</b> | <b>2,402 人日分</b> | <b>2,471 人日分</b> |
|            |          | 計画値        | 2,353 人日分        | 2,343 人日分        |
|            |          | 達成率        | <b>102.1 %</b>   | <b>105.5 %</b>   |
|            | 利用<br>者数 | <b>実績値</b> | <b>130 人</b>     | <b>136 人</b>     |
|            |          | 計画値        | 138 人            | 168 人            |
|            |          | 達成率        | <b>94.2 %</b>    | <b>88.9 %</b>    |
| 就労定着支援     | 利用<br>者数 | <b>実績値</b> | <b>2 人</b>       | <b>1 人</b>       |
|            |          | 計画値        | 6 人              | 12 人             |
|            |          | 達成率        | <b>33.3 %</b>    | <b>8.3 %</b>     |

## （４）日中活動系サービスその３（療養介護、短期入所）

療養介護と短期入所の内容は、次のとおりです。

### ① サービスの内容

#### ■療養介護

- ・医療に加え、常時介護を必要とする人を対象に、医療機関における機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活上の援助を行います。

#### ■短期入所（ショートステイ）

- ・自宅で介護する人が病気などの場合に、短期間、夜間も含めて、施設において、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

### ② 計画と実績の比較

- ・療養介護の実績は見込みをやや下回っています。短期入所（医療型）の利用量は見込みを大きく上回る実績となっており、1人当たりの利用回数が増加傾向であることがうかがえます。短期入所（福祉型）は、令和4～5年度の利用者数、利用量のいずれも大幅に計画値を下回っています。

#### ■療養介護、短期入所

| 種類        |      |     | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-----------|------|-----|---------|---------|---------|
| 療養介護      | 利用者数 | 実績値 | 20 人    | 20 人    | 19 人    |
|           |      | 計画値 | 22 人    | 22 人    | 22 人    |
|           |      | 達成率 | 90.9 %  | 90.9 %  | 86.4 %  |
| 短期入所【医療型】 | のべ人数 | 実績値 | 0 人日分   | 32 人日分  | 31 人日分  |
|           |      | 計画値 | 14 人日分  | 14 人日分  | 14 人日分  |
|           |      | 達成率 | 0.0 %   | 228.6 % | 221.4 % |
|           | 利用者数 | 実績値 | 0 人     | 5 人     | 7 人     |
|           |      | 計画値 | 3 人     | 3 人     | 3 人     |
|           |      | 達成率 | 0.0 %   | 166.7 % | 233.3 % |
| 短期入所【福祉型】 | のべ人数 | 実績値 | 137 人日分 | 58 人日分  | 94 人日分  |
|           |      | 計画値 | 126 人日分 | 145 人日分 | 145 人日分 |
|           |      | 達成率 | 108.7 % | 40.0 %  | 64.8 %  |
|           | 利用者数 | 実績値 | 14 人    | 11 人    | 13 人    |
|           |      | 計画値 | 16 人    | 41 人    | 41 人    |
|           |      | 達成率 | 87.5 %  | 26.8 %  | 31.7 %  |

※令和5年度は9月末の実績

### ③ 今後の課題

- ・介護者（支援者）の緊急時の対応や災害時の避難など短期入所の潜在的なニーズが高いことがうかがえることから、必要十分な供給量を確保しておく必要があります。短期入所（医療型）で1人当たりの利用量が伸びていることから、高齢化の進展に伴う医療ニーズを持った障がいのある方が増加していることがうかがえます。

## (5) 居住系サービス

共同生活援助と施設入所支援の内容は、次のとおりです。

### ① サービスの内容

#### ■共同生活援助（グループホーム）

- ・地域で共同生活を送っている人を対象に、共同生活住居（グループホーム）において、相談や日常生活上の援助を行うサービスです。

#### ■施設入所支援

- ・施設に入所して、主に夜間に、入浴、排せつ、食事の介護等、日常生活上の支援を行うサービスです。

#### ■自立生活援助

- ・グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障がい者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行うサービスです。

### ② 計画と実績の比較

- ・共同生活援助（グループホーム）は、令和3年度は計画102人に対し実績94人でしたが、令和4年度は計画103人に対し実績も同じく103人、令和5年度は104人に対し109人と利用者が増加傾向であることがうかがえます。障がいのある人が地域で暮らす際に、支援を受けながら安心して暮らせる住まいが必要なため、今後は地域移行の推進等の受け皿として着実に増えていくと推測されます。
- ・施設入所支援は、障がい者・介護者（支援者）共に高齢化が進んでいることや、介護者（支援者）が経済的な面で就労する必要がある状況等のケースが見られますが、計画を下回る実績となっています。

#### ■居住系サービス

| 種類     |      | 令和3年度  | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------|------|--------|---------|---------|
| 共同生活援助 | 利用者数 |        |         |         |
|        | 実績値  | 94 人   | 103 人   | 109 人   |
|        | 計画値  | 102 人  | 103 人   | 104 人   |
|        | 達成率  | 92.2 % | 100.0 % | 104.8 % |
| 施設入所支援 | 利用者数 |        |         |         |
|        | 実績値  | 85 人   | 82 人    | 83 人    |
|        | 計画値  | 95 人   | 94 人    | 93 人    |
|        | 達成率  | 89.5 % | 87.2 %  | 89.2 %  |
| 自立生活援助 | 利用者数 |        |         |         |
|        | 実績値  | 1 人    | 0 人     | 0 人     |
|        | 計画値  | 2 人    | 2 人     | 2 人     |
|        | 達成率  | 50.0 % | 0.0 %   | 0.0 %   |

※令和5年度は9月末の実績

### ③ 今後の課題

- ・共同生活援助（グループホーム）の利用は、今後の施設や精神科医療機関からの地域移行に対応して地域移行支援や地域定着支援などの相談支援を行いながら推進していく必要があります。

- ・施設入所支援は、計画値より減少している現状にありますが、利用者の地域移行を推進することにより、このサービスの利用者の減少を図っていく必要があります。

## (6) 相談支援

計画相談支援と地域移行支援、地域定着支援の内容は、次のとおりです。

### ① サービスの内容

#### ■計画相談支援

- ・サービス利用の支給決定時または決定後に、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、サービス等利用計画を作成します。

#### ■地域移行支援

- ・支援施設や精神科病院に入所・入院している障がいのある人が、地域生活に移行する支援を行いません。

#### ■地域定着支援

- ・単身もしくは同居している家族の支援を受けられない障がいのある人に対し、連絡体制を常時確保し、緊急の相談等に応じます。

### ② 計画と実績の比較

- ・サービス利用の支給決定時または決定後の全ての人に計画相談を入れる必要があるため、毎年度一定数の利用があり、計画を上回る実績で推移しています。
- ・地域移行支援の実績はありません。地域定着支援は令和元年度に2人の利用を計画していましたが利用がありませんでした。ただし、国等の方針により施設や精神科医療機関からの地域移行が今後進んでいくとされています。

### ③ 今後の課題

- ・地域移行支援及び地域定着支援については、ニーズが発生したときに対応できるよう供給体制を整えておく必要があります。

#### ■相談支援

| 種類     |      | 令和3年度 | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------|------|-------|---------|---------|
| 計画相談支援 | 利用者数 | 実績値   | 110 人/月 | 109 人/月 |
|        |      | 計画値   | 98 人/月  | 107 人/月 |
|        |      | 達成率   | 112.2 % | 102.8 % |
| 地域移行支援 | 利用者数 | 実績値   | 0 人/年   | 0 人/年   |
|        |      | 計画値   | 2 人/年   | 2 人/年   |
|        |      | 達成率   | 0.0 %   | 0.0 %   |
| 地域定着支援 | 利用者数 | 実績値   | 0 人/年   | 0 人/年   |
|        |      | 計画値   | 0 人/年   | 2 人/年   |
|        |      | 達成率   | 0.0 %   | 0.0 %   |

※令和5年度は9月末の実績

## 2. 第2期障がい児福祉計画の実績

児童発達支援と放課後等デイサービス等の内容は、次のとおりです。

### ① サービスの内容

#### ■児童発達支援

- ・小学校就学前の障がいのある児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。

#### ■放課後等デイサービス

- ・学校（小学校から高等学校まで）に通学中の障がいのある児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の必要な支援を行います。

#### ■保育所等訪問支援

- ・保育所や幼稚園、学校を利用中又は、今後利用を予定している障がいのある児童を対象に、保育園等に支援員が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

#### ■医療型児童発達支援

- ・小学校就学前の障がいのある児童に、児童発達支援及び治療を行います。

#### ■障がい児相談支援

- ・児童福祉法の障がい児相談支援の対象者に、サービス等利用計画を作成し、支給決定後のサービス事業者等との連絡調整や、一定期間ごとの計画の見直し（モニタリング）を行います。

### ② 計画と実績の比較

- ・児童発達支援は、令和5年度の利用者数、利用量のいずれも計画を大きく上回っています。
- ・放課後等デイサービスについては、利用者数と利用量のいずれも計画値を大幅に上回っており、需要が供給を上回っていることがうかがえます。
- ・保育所等訪問支援の利用者数、利用量のいずれも計画値を大きく上回っています。
- ・医療型児童発達支援の利用はありませんでした。
- ・障がい児相談支援の利用者数については、計画に近い実績で推移しています。

### ③ 今後の課題

- ・児童発達支援と放課後等デイサービスについては、今後も十分なサービス供給体制の確保を図っていくとともに、事業所の質の向上や教育部門と連携した不登校児童等への対応を進め、国のガイドラインに沿いながら適切に実施していく必要があります。

# 障がい児支援

| 種類         |          | 令和3年度 | 令和4年度     | 令和5年度     |
|------------|----------|-------|-----------|-----------|
| 児童発達支援     | のべ<br>人数 | 実績値   | 519 人日分   | 521 人日分   |
|            |          | 計画値   | 255 人日分   | 280 人日分   |
|            |          | 達成率   | 203.5 %   | 237.9 %   |
|            | 利用<br>者数 | 実績値   | 85 人      | 91 人      |
|            |          | 計画値   | 57 人      | 77 人      |
|            |          | 達成率   | 149.1 %   | 148.1 %   |
| 放課後等デイサービス | のべ<br>人数 | 実績値   | 1,626 人日分 | 1,739 人日分 |
|            |          | 計画値   | 847 人日分   | 1,015 人日分 |
|            |          | 達成率   | 192.0 %   | 171.3 %   |
|            | 利用<br>者数 | 実績値   | 185 人     | 211 人     |
|            |          | 計画値   | 121 人     | 145 人     |
|            |          | 達成率   | 152.9 %   | 145.5 %   |
| 保育所等訪問支援   | のべ<br>人数 | 実績値   | 15 人日分    | 20 人日分    |
|            |          | 計画値   | 6 人日分     | 7 人日分     |
|            |          | 達成率   | 250.0 %   | 285.7 %   |
|            | 利用<br>者数 | 実績値   | 9 人       | 14 人      |
|            |          | 計画値   | 6 人       | 8 人       |
|            |          | 達成率   | 150.0 %   | 175.0 %   |
| 医療型児童発達支援  | のべ<br>人数 | 実績値   | 0 人日分     | 0 人日分     |
|            |          | 計画値   | 2 人日分     | 2 人日分     |
|            |          | 達成率   | 0.0 %     | 0.0 %     |
|            | 利用<br>者数 | 実績値   | 0 人       | 0 人       |
|            |          | 計画値   | 1 人       | 1 人       |
|            |          | 達成率   | 0.0 %     | 0.0 %     |
| 障害児相談支援    | 利用<br>者数 | 実績値   | 64 人      | 65 人      |
|            |          | 計画値   | 61 人      | 73 人      |
|            |          | 達成率   | 104.9 %   | 89.0 %    |

※令和5年度は9月末の実績

### 3. 地域生活支援事業の実績

#### (1) 地域生活支援事業

サービスの内容は、次のとおりです。

##### ① サービスの内容

###### ■意思疎通支援事業

- ・聴覚障がい者等のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣する派遣事業を行っています。

###### ■日常生活用具給付等事業

- ・日常生活用具給付事業は、主に身体障がい者を対象として、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具を給付するものです。

###### ■移動支援事業

- ・屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加を目的として、ヘルパーが外出時に付き添い、外出先での介護やコミュニケーション支援を行うサービスです。

###### ■成年後見制度利用支援事業

- ・知的障がい、精神障がい等により判断能力が不十分な障がいのある人が、財産の管理や各種手続きに対する契約などに対して不利益を被ることがないように、保護し支援する制度です。

###### ■日中一時支援事業

- ・障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援や介助している人の一時的な休息を目的に、障がい者（児）を一時的に預かる事業です。

###### ■自動車運転免許取得費助成事業

- ・自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

###### ■自動車改造費助成事業

- ・自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

###### ■訪問入浴サービス事業

- ・訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障がいのある人等の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

##### ② 計画と実績の比較

- ・意思疎通支援事業は、計画に近い利用者数となっています。令和2年度7月から、本庁舎にて月2回午前中の手話通訳者の配置を行っています。利用者は1回につき1名～2名で推移しています。
- ・日常生活用具給付等事業については、各年度とも計画に近い実績で推移しています。
- ・移動支援事業は、実利用者数が計画値に近くなっていますが、令和4～5年度の利用量は計画値を大きく下回っています。
- ・成年後見制度利用支援事業は2人の継続利用となっています。

- 日中一時支援事業は、放課後等デイサービスの供給が充足してきたことにより、令和 4～5 年度では計画値を利用者数が下回っています。
- 自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成事業は、毎年度一定の利用があります。
- 訪問入浴サービス事業は、各年度、計画値の 80%の利用となっています。

### ③ 今後の課題

- 日常生活用具については、特に大腸がんの増加等が予想されることから排泄管理支援用具など供給確保を図る必要があります。
- 日中一時支援事業は障がいのある児童や保護者のニーズが高い事業ですが、対応事業所が限られることや定員などの関係で身近な場所で利用できにくい状況があります。障がいのある人が日中安心して過ごせる居場所を確保できるよう、適切にサービスの提供を図る必要があります。

| 種類                        |      | 令和3年度 |            | 令和4年度      |            | 令和5年度 |  |
|---------------------------|------|-------|------------|------------|------------|-------|--|
| 意思疎通支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業） | 利用者数 | 実績値   | 2 人/年月     | 3 人/年月     | 4 人/年月     |       |  |
|                           |      | 計画値   | 3 人/年月     | 3 人/年月     | 3 人/年月     |       |  |
|                           |      | 達成率   | 66.7 %     | 100.0 %    | 133.3 %    |       |  |
| 日常生活用具給付等事業               |      |       |            |            |            |       |  |
| 介護訓練支援用具                  | 利用件数 | 実績値   | 6 件/年      | 4 件/年      | 1 件/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 6 件/年      | 6 件/年      | 6 件/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 100.0 %    | 66.7 %     | 16.7 %     |       |  |
| 自立生活支援用具                  | 利用件数 | 実績値   | 9 件/年      | 2 件/年      | 3 件/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 5 件/年      | 5 件/年      | 5 件/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 180.0 %    | 40.0 %     | 60.0 %     |       |  |
| 在宅療養等支援用具                 | 利用件数 | 実績値   | 4 件/年      | 3 件/年      | 2 件/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 9 件/年      | 9 件/年      | 9 件/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 44.4 %     | 33.3 %     | 22.2 %     |       |  |
| 情報・意思疎通支援用具               | 利用件数 | 実績値   | 32 件/年     | 28 件/年     | 7 件/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 48 件/年     | 48 件/年     | 48 件/年     |       |  |
|                           |      | 達成率   | 66.7 %     | 58.3 %     | 14.6 %     |       |  |
| 排泄管理支援用具                  | 利用件数 | 実績値   | 1,117 件/年  | 1,135 件/年  | 704 件/年    |       |  |
|                           |      | 計画値   | 1,125 件/年  | 1,179 件/年  | 1,235 件/年  |       |  |
|                           |      | 達成率   | 99.3 %     | 96.3 %     | 57.0 %     |       |  |
| 居宅生活動作補助用具                | 利用件数 | 実績値   | 1 件/年      | 1 件/年      | 1 件/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 3 件/年      | 3 件/年      | 3 件/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 33.3 %     | 33.3 %     | 33.3 %     |       |  |
| 移動支援事業                    | 利用者数 | 実績値   | 27 人/年     | 26 人/年     | 25 人/年     |       |  |
|                           |      | 計画値   | 25 人/年     | 26 人/年     | 24 人/年     |       |  |
|                           |      | 達成率   | 108.0 %    | 100.0 %    | 104.2 %    |       |  |
|                           | 利用時間 | 実績値   | 4,117 時間/年 | 4,203 時間/年 | 2,275 時間/年 |       |  |
|                           |      | 計画値   | 1,864 時間/年 | 5,315 時間/年 | 5,453 時間/年 |       |  |
|                           |      | 達成率   | 220.9 %    | 79.1 %     | 41.7 %     |       |  |
| 成年後見制度利用支援事業              | 利用者数 | 実績値   | 1 人/年      | 1 人/年      | 2 人/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 2 人/年      | 2 人/年      | 2 人/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 50.0 %     | 50.0 %     | 100.0 %    |       |  |
| 日中一時支援事業                  | 利用者数 | 実績値   | 44 人/年     | 37 人/年     | 31 人/年     |       |  |
|                           |      | 計画値   | 42 人/年     | 42 人/年     | 42 人/年     |       |  |
|                           |      | 達成率   | 104.8 %    | 88.1 %     | 73.8 %     |       |  |
| 社会参加促進事業                  |      |       |            |            |            |       |  |
| 自動車運転免許取得費助成              | 利用者数 | 実績値   | 5 人/年      | 5 人/年      | 4 人/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 3 人/年      | 3 人/年      | 3 人/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 166.7 %    | 166.7 %    | 133.3 %    |       |  |
| 自動車改造費助成事業                | 利用者数 | 実績値   | 3 人/年      | 3 人/年      | 1 人/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 3 人/年      | 3 人/年      | 3 人/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 100.0 %    | 100.0 %    | 33.3 %     |       |  |
| 訪問入浴サービス事業                | 利用者数 | 実績値   | 3 人/年      | 4 人/年      | 4 人/年      |       |  |
|                           |      | 計画値   | 5 人/年      | 5 人/年      | 5 人/年      |       |  |
|                           |      | 達成率   | 60.0 %     | 80.0 %     | 80.0 %     |       |  |

※令和5年度は9月末の実績

## 第4章 障がい福祉計画（成果目標・活動指標等）

障害者総合支援法第 87 条に規定する国が定めた基本指針に即して、成果目標・活動指標とサービスの必要な量の見込みを定めます。

### 1. 地域生活への移行促進

#### ① 地域生活への移行

- 障がいのある人が入所施設を退所し、地域で自立した生活を送る人数について、令和8年度(2026年度)における目標値を設定します。

##### 【目標】

| 項目                                                                                   | 数値                 |
|--------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 令和4年度(2022年度)末時点の施設入所者数（A）                                                           | 82人                |
| <b>【目標】</b><br>（A）のうち、計画期間において、令和8年度(2026年度)末までに地域生活に移行する人数<br><br><国の基本指針：（A）の6%以上> | 5人<br>（A）の<br>6.1% |
| <b>【目標】</b><br>令和8年度(2026年度)末時点における入所者数<br><国の基本指針：（A）の5%以上を削減>                      | 77人                |

#### ② 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、地域における居住支援の機能（相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れ・対応、地域の体制づくり等）となる地域生活支援拠点についてその機能の充実のための運用状況の検証及び検討を行います。

##### 【目標】

| 項目                               | 令和8年度目標          | 内容                                                          |
|----------------------------------|------------------|-------------------------------------------------------------|
| 地域生活支援拠点の充実                      | 整備（多機能拠点整備型で整備済） | 地域生活支援拠点等の整備                                                |
|                                  | 年1回              | コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年1回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討する。 |
| 強度行動障がいを持つ人に対して支援ニーズを把握し、支援体制を整備 | 整備               | 強度行動障害を持つ者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（市又は圏域）を進める。                 |

## 2. 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

### 【活動指標】

|                           | 令和6年度<br>利用者数見込み<br>(人/月) | 令和7年度<br>利用者数見込み<br>(人/月) | 令和8年度<br>利用者数見込み<br>(人/月) |
|---------------------------|---------------------------|---------------------------|---------------------------|
| 精神障がい者の<br>地域移行支援         | 2                         | 2                         | 2                         |
| 精神障がい者の<br>地域定着支援         | 0                         | 2                         | 2                         |
| 精神障がい者の<br>共同生活援助         | 25                        | 26                        | 27                        |
| 精神障がい者の<br>自立生活援助         | 3                         | 3                         | 3                         |
| 精神障がい者の<br>自立訓練<br>(生活訓練) | 1                         | 1                         | 1                         |

|                                              | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数<br>(回)              | 2回    | 2回    | 2回    |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参<br>加者数 (人)        | 8人    | 8人    | 8人    |
| 保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目<br>標設定及び評価の実施回数 (回) | 1回    | 1回    | 1回    |

### 3. 一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労する者の目標値を設定します。また、就労定着支援等による職場定着率について目標値を設定します。

#### 【目標】

|                                         | 令和3年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数<br>(人) | 令和8年度の福祉施設の利用者のうち①～⑤を通じて一般就労に移行した者の数<br>(人) | 福祉施設の利用者のうち①～④を通じて一般就労者の増加率<br>(倍) |
|-----------------------------------------|---------------------------------------------|---------------------------------------------|------------------------------------|
| ①就労移行支援事業等<br>(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援) | 4                                           | 6                                           | 1.50                               |
| ②就労移行支援のみ                               | 1                                           | 2                                           | 2.00                               |
| ③就労継続支援 A 型のみ                           | 3                                           | 4                                           | 1.33                               |
| ④就労継続支援 B 型のみ                           | 0                                           | 1                                           | —                                  |
| ⑤就労移行支援事業及び就労継続支援事業                     | 4                                           | 7                                           |                                    |

|                  | 令和3年度末実績 | 令和8年度末目標 | 国の指針     |
|------------------|----------|----------|----------|
| 就労移行支援事業所の割合（※1） | —        | 50%      | 5割以上     |
| 就労定着支援事業利用者      | 2        | 3        | 1.41 倍以上 |
| 就労定着支援事業所の割合（※2） | —        | 25%      | 2割5分以上   |

（※1）就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業の割合のこと。

（※2）就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の割合のこと

## 4. 相談支援体制の充実・強化等

### 【目標】

- 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保します。
- 圏域で設置する協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制を確保します。

### 【活動指標】

|                                                 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|-------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 基幹相談支援センターの設置の有無                                | 有     | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数（件） | 5     | 5     | 5     |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数（件）            | 12    | 12    | 12    |
| 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数（回）           | 5     | 5     | 5     |
| 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数（回）               | 5     | 5     | 5     |
| 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数（人）                  | 1     | 1     | 1     |
| 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（回）                 | 2     | 2     | 2     |
| 協議会における相談支援事業所の参加事業者・機関数（箇所）                    | 17    | 17    | 17    |
| 協議会の専門部会の設置数（箇所）                                | 4     | 4     | 4     |
| 協議会の専門部会の実施回数（回）                                | 14    | 14    | 14    |

## 5. 障害福祉サービスの質の向上のための取り組み

- 令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築します。

### 【活動指標】

|                                                         | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|---------------------------------------------------------|-------|-------|-------|
| 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数（人） | 9     | 9     | 9     |
| 障害者自立支援審査支払等システム等での審査結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無        | 有     | 有     | 有     |
| （共有する体制が有の場合）それに基づく実施回数（回）                              | 1回    | 1回    | 1回    |

## 6. 発達障がい者等への支援

- 国の基本指針では発達障がい者等の支援について成果目標は示されていませんが、活動指標としてペアレントプログラム等を設定することとされており、本市においても活動指標を設定します。

### 【活動指標】

|                                  |             | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 |
|----------------------------------|-------------|-------|-------|-------|
| ペアレントプログラム等の開催回数（回）              | ペアレントトレーニング | 0     | 6     | 6     |
|                                  | ペアレントプログラム  | 0     | 6     | 6     |
| ペアレントメンター等を活用したピアサポートの活動の実施回数（回） |             | 0     | 1     | 1     |

## 第5章 障害福祉サービス等の必要量見込み

### <障害福祉サービス>

障害福祉サービスは、令和2年度から令和5年度の実績や県内及び圏域の動向を踏まえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

### 1. 訪問系サービスの見込み

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、必要に応じて在宅サービスが受けられる環境づくりが重要です。介護保険事業者からの参入も含め、利用者のニーズに対応できる体制整備を図ります。また、同行援護、行動援護については、視覚障がいや行動障がいのある人に対する外出支援の役割を担っており、利用ニーズに適切に対応できる体制を確保しておく必要があります。

#### (1) 居宅介護

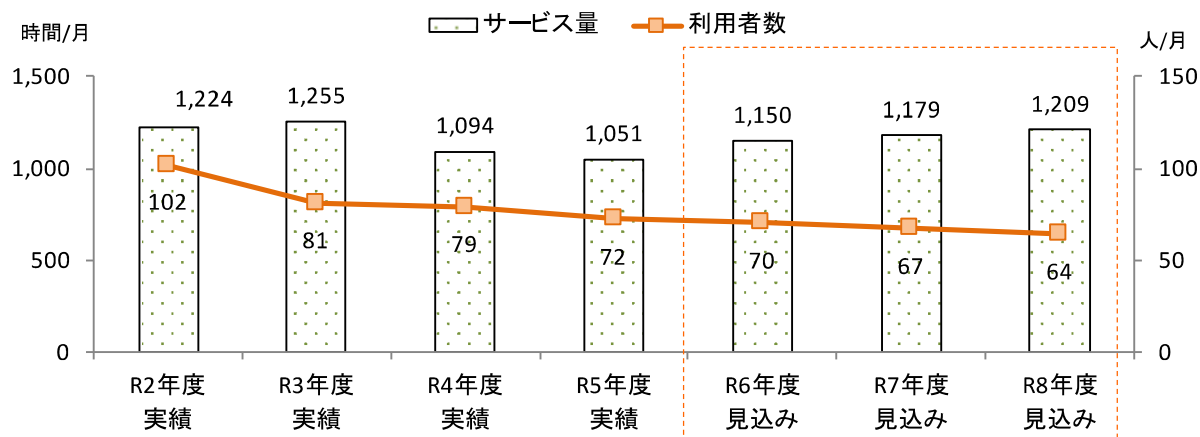
##### ■「居宅介護」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込み |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 102   | 81    | 79    | 72    | 70     | 67    | 64    |
| サービス量 | 時間/月 | 1,224 | 1,255 | 1,094 | 1,051 | 1,150  | 1,179 | 1,209 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※幾何平均による利用者数は大幅な減少傾向となったが、減少幅を2分の1程度に抑えた。サービス量はR2～R5にかけて1人当たりの利用量が増加していることから、幾何平均による見込み量とした。



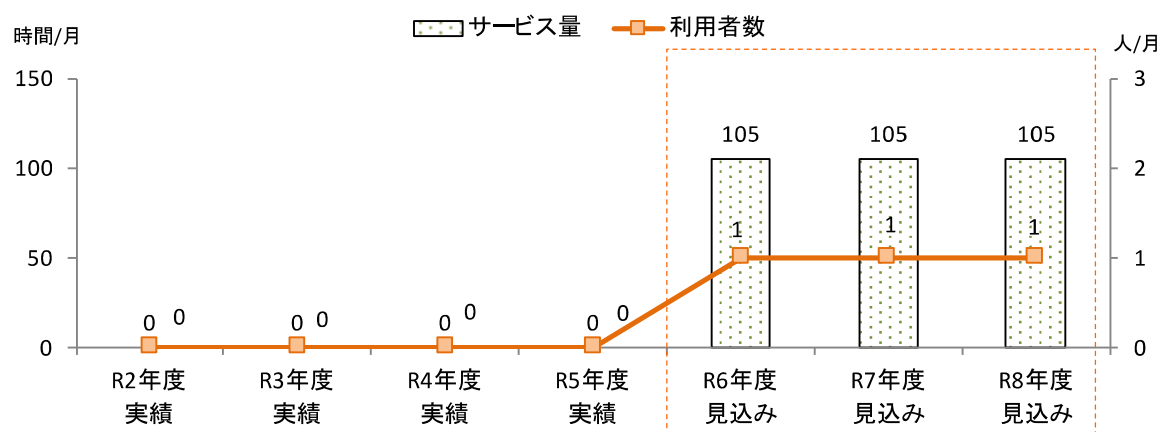
## (2) 重度訪問介護

### ■「重度訪問介護」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 1    | 1    |
| サービス量 | 時間/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 60     | 60   | 60   |

※R5年度は9月末時点の実績

※実績はないが、月1人の利用を見込む



## (3) 同行援護

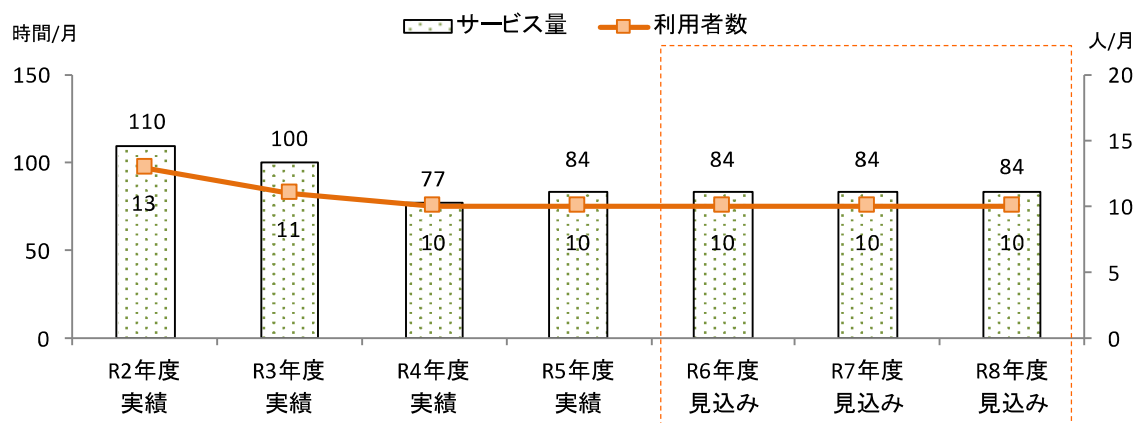
### ■「同行援護」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 13   | 11   | 10   | 10   | 10     | 10   | 10   |
| サービス量 | 時間/月 | 110  | 100  | 77   | 84   | 84     | 84   | 84   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※幾何平均による利用者数、サービス量のいずれも減少傾向となったため、令和5年度の実績が横ばいで推移するとした。



## （４）行動援護

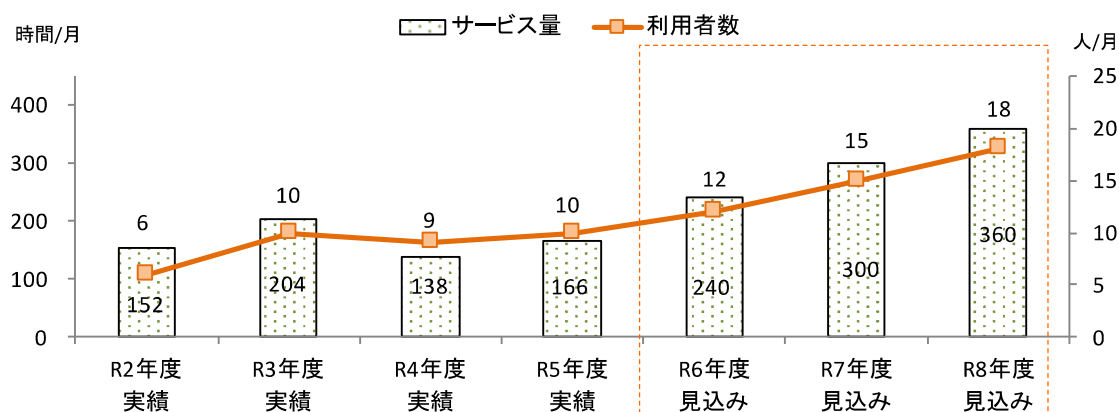
### ■「行動援護」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 6    | 10   | 9    | 10   | 12     | 15   | 18   |
| サービス量 | 時間/月 | 152  | 204  | 138  | 166  | 240    | 300  | 360  |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出。

※幾何平均による利用者数は大幅な増加傾向となったため、増加幅を2分の1程度に抑えた。R2～R4の1人当たりのサービス量の平均値を利用者数に乘じてサービス量を算出した。



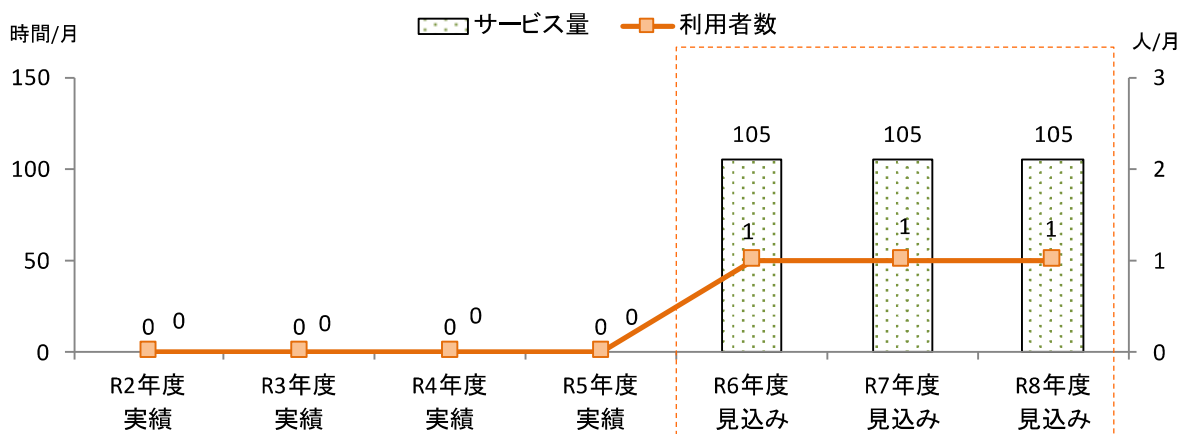
## （５）重度障害者等包括支援

### ■「重度障害者等包括支援」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 1    | 1    |
| サービス量 | 時間/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 105    | 105  | 105  |

※R5年度は9月末時点の実績

※実績はないが、月1人の利用を見込む



## ○サービス等の見込量の確保の方策

障がいのある人等の意思を尊重し、個々の障がいの状況や生活の状況を踏まえて適切なサービスを提供できるよう、福祉サービス事業者や相談支援事業者等との連携強化に努めます。また、サービス事業所の質の向上やホームヘルパー等の人材の育成と確保に努め、医療ケアなど重複・重度化を含む障がいのある人の特性に応じたサービスの量と質を確保できる体制づくりを推進します。

## 2. 日中活動系サービスの見込量

障がいのある人が、その人らしく生活するためには、多様なニーズに対応できる日中活動系サービスが充実していることが必要です。

介護給付のサービスについては、障がいのある人が住み慣れた地域で、必要なデイサービスやレスパイトサービス等を受けながら、安定した生活が送れるよう、サービス提供体制の整備に努めます。

訓練等給付のサービスについては、利用者の意向や障がいの状況によって、社会的・経済的自立に向けた適切な訓練等の支援が受けられるよう、質の高いサービスの担い手の確保に努め、提供体制の充実を図ります。

※レスパイトサービスとは障がいのある人がいる親や家族を休息させるため、一時的に一定期間ケアを代替するサービスのことです。

### (1) 生活介護

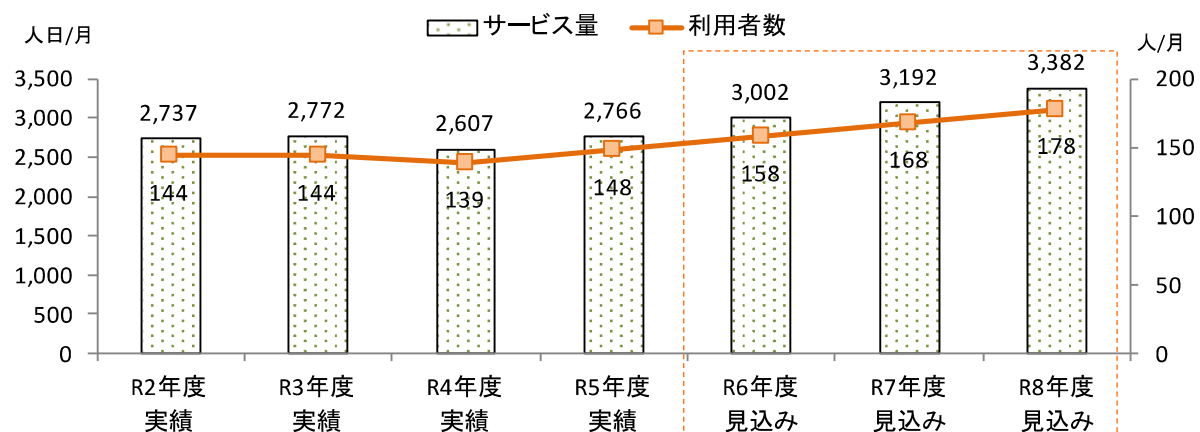
「生活介護」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込量 |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 144   | 144   | 139   | 148   | 158    | 168   | 178   |
| サービス量 | 人日/月 | 2,737 | 2,772 | 2,607 | 2,766 | 3,002  | 3,192 | 3,382 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※見込み量はほぼ横ばいであるが、今後は地域移行の促進が見込まれるため各年度10名増を想定



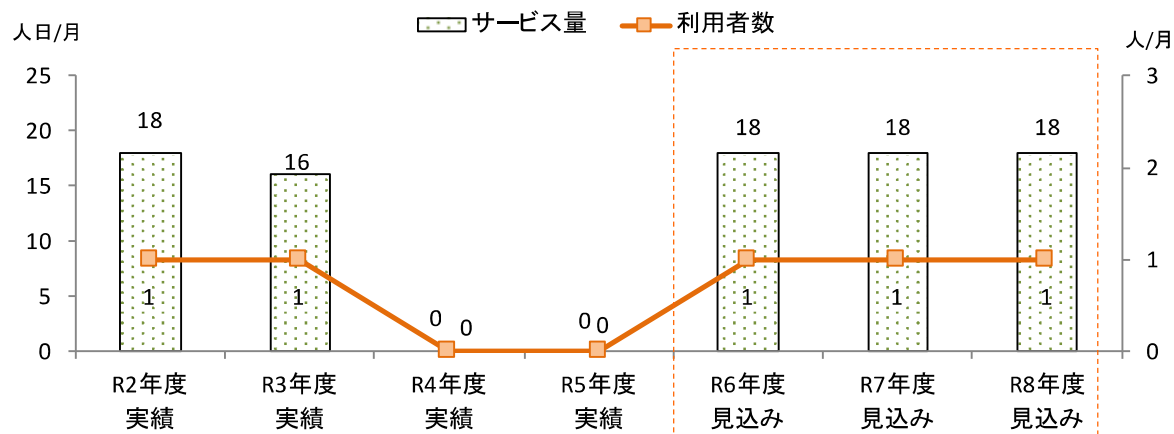
## (2) 自立訓練（機能訓練）

「自立訓練（機能訓練）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 1    | 1    | 0    | 0    | 1      | 1    | 1    |
| サービス量 | 人日/月 | 18   | 16   | 0    | 0    | 18     | 18   | 18   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R4～R5は実績がなかったが、R2年度の実績値を見込み量に反映



## (3) 自立訓練（生活訓練）

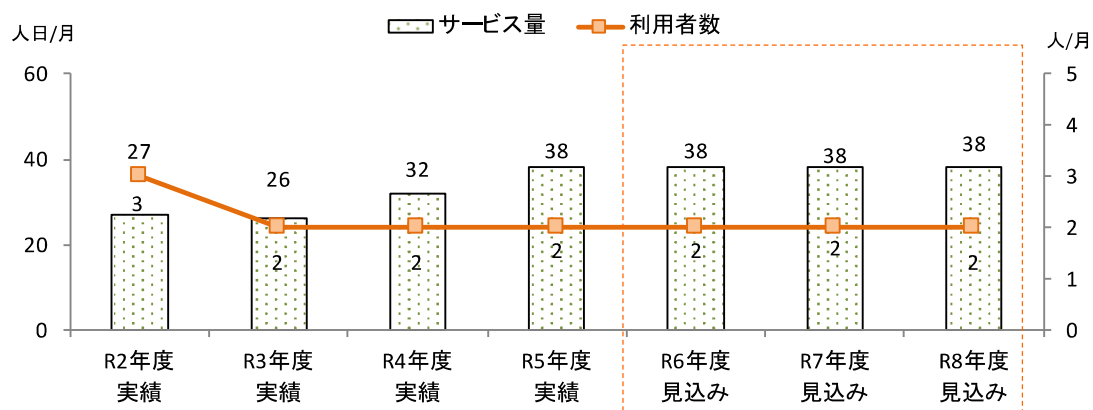
「自立訓練（生活訓練）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 3    | 2    | 2    | 2    | 2      | 2    | 2    |
| サービス量 | 人日/月 | 27   | 26   | 32   | 38   | 38     | 38   | 38   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数は減少傾向となったが、R3～R5の実績がほぼ横ばいのため、直近のR5年度の実績値を見込み量に反映



## （４）就労移行支援

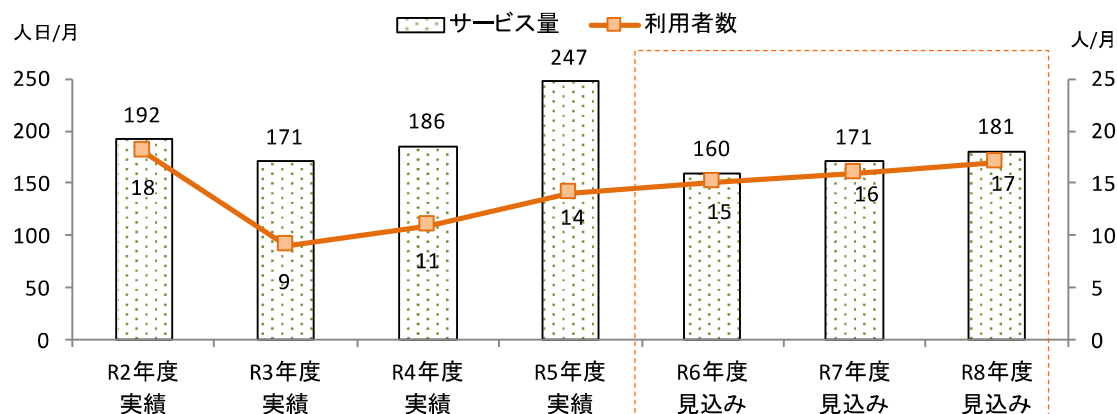
「就労移行支援」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 18   | 9    | 11   | 14   | 15     | 16   | 17   |
| サービス量 | 人日/月 | 192  | 171  | 186  | 247  | 160    | 171  | 181  |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数及びサービス量は増加傾向となっているため、R5年度の実績値から穏やかな増加を想定



## （５）就労継続支援（A型）

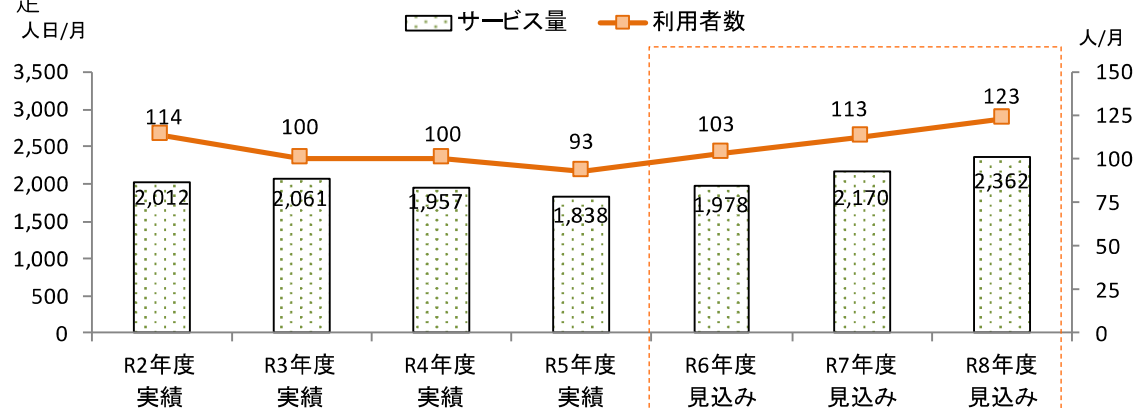
「就労継続支援（A型）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込み |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 114   | 100   | 100   | 93    | 103    | 113   | 123   |
| サービス量 | 人日/月 | 2,012 | 2,061 | 1,957 | 1,838 | 1,978  | 2,170 | 2,362 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数及びサービス量は減少傾向となったが、今後は就労促進が見込まれるため各年度10名増を想定



## （６）就労継続支援（Ｂ型）

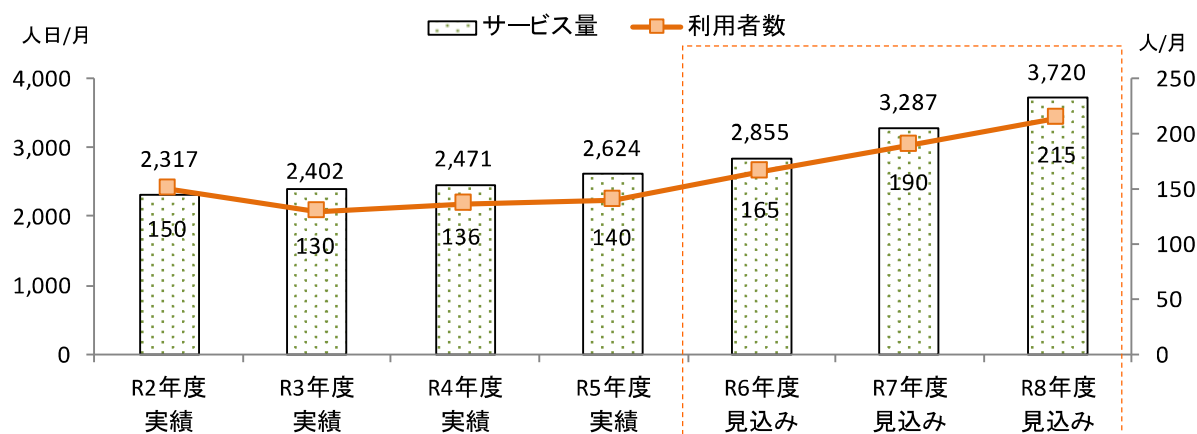
「就労継続支援（Ｂ型）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込み |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 150   | 130   | 136   | 140   | 165    | 190   | 215   |
| サービス量 | 人日/月 | 2,317 | 2,402 | 2,471 | 2,624 | 2,855  | 3,287 | 3,720 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数は減少傾向となったが、今後は就労促進が見込まれるため各年度25名増を想定



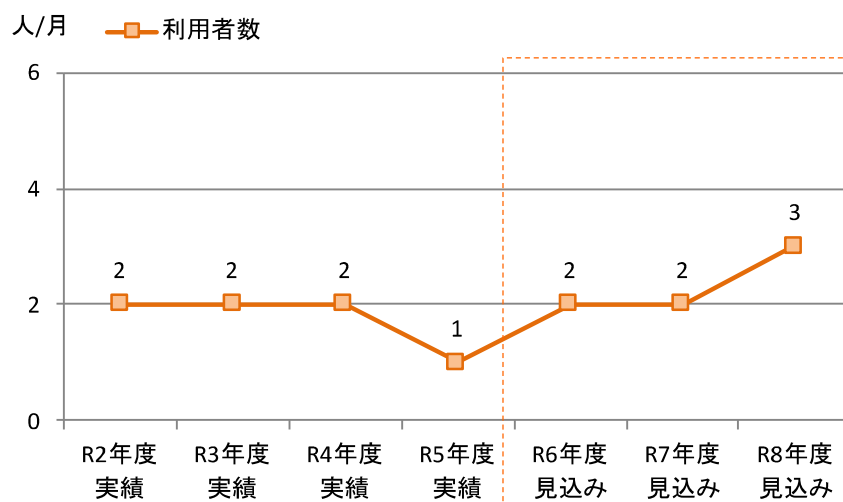
## （７）就労定着支援

「就労定着支援」の見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 2    | 2    | 2    | 1    | 2      | 2    | 3    |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2～4年度の利用者数の実績値を見込み量に反映



## (8) 療養介護

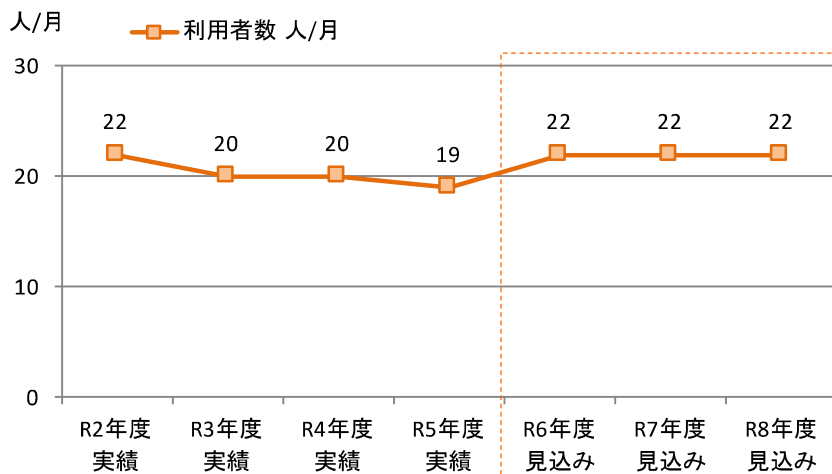
「療養介護」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 22   | 20   | 20   | 19   | 22      | 22   | 22   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数は減少傾向となったが、R2～R5の実績がほぼ横ばいのため、R2年度の利用者数の実績値を見込み量に反映



## (9) 短期入所（ショートステイ）【福祉型】

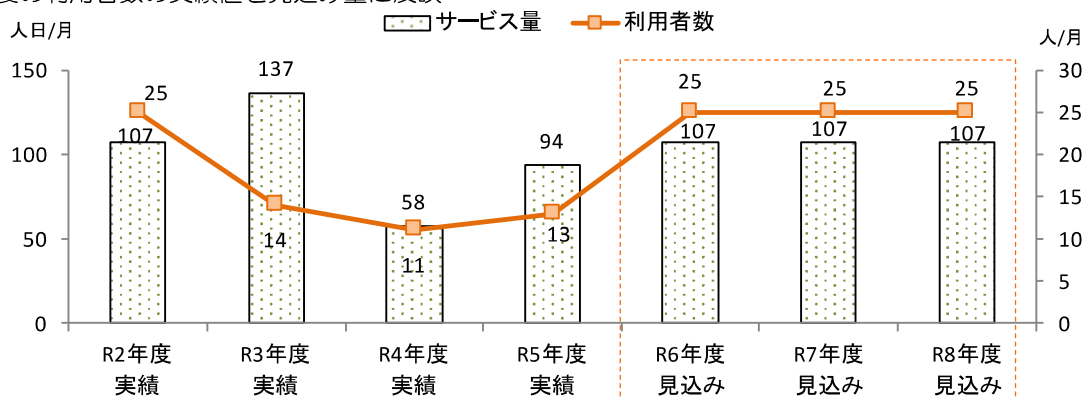
「短期入所（福祉型）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|---------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 25   | 14   | 11   | 13   | 25      | 25   | 25   |
| サービス量 | 人日/月 | 107  | 137  | 58   | 94   | 107     | 107  | 107  |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数及びサービス量は減少傾向となったが、福祉アンケートの結果では利用意向が高いことから、R2年度の利用者数の実績値を見込み量に反映



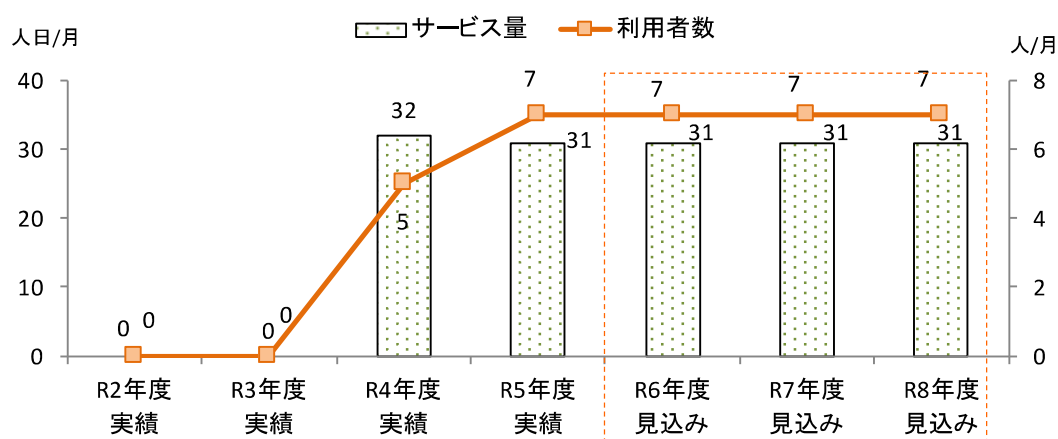
## (10) 短期入所（ショートステイ） 【医療型】

「短期入所（医療型）」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 0    | 0    | 5    | 7    | 7      | 7    | 7    |
| サービス量 | 人日/月 | 0    | 0    | 32   | 31   | 31     | 31   | 31   |

※R5年度は9月末時点の実績

※直近のR5年度の実績値を見込み量に反映



### ○サービス等の見込量の確保の方策

事業者や医療機関等との連携を強化するとともに、地域での生活が充実するように、サービス提供事業所の確保に努め、日中活動系サービスの拡充に努めます。また、指導や支援を担う専門職の育成と確保を働きかけ、障がいの特性に応じた事業所の参入の働きかけを行い、必要なサービスが提供できる体制づくりを推進します。

成果目標である一般就労移行をふまえるとともに、障がいのある人が、障がいの特性や希望に応じた働き方ができるよう、就労継続支援（A型）及び就労継続支援（B型）サービス提供体制のさらなる確保に努めます。就労移行支援、就労定着支援は、サービス提供の状況で一般就労への移行が左右されるため、事業者等と連携し必要なサービス量の確保を図ります。

### 3. 居住系サービスの見込量

障がいのある人が自立し、地域社会で生活していくためには、障がいのある人本人の意向を尊重しつつ、生活の場が確保されていることが必要です。

地域生活移行の受け皿となる、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、施設入所支援については、真に入所が必要な人に配慮しながら、入所定員を適正に維持していく必要があります。

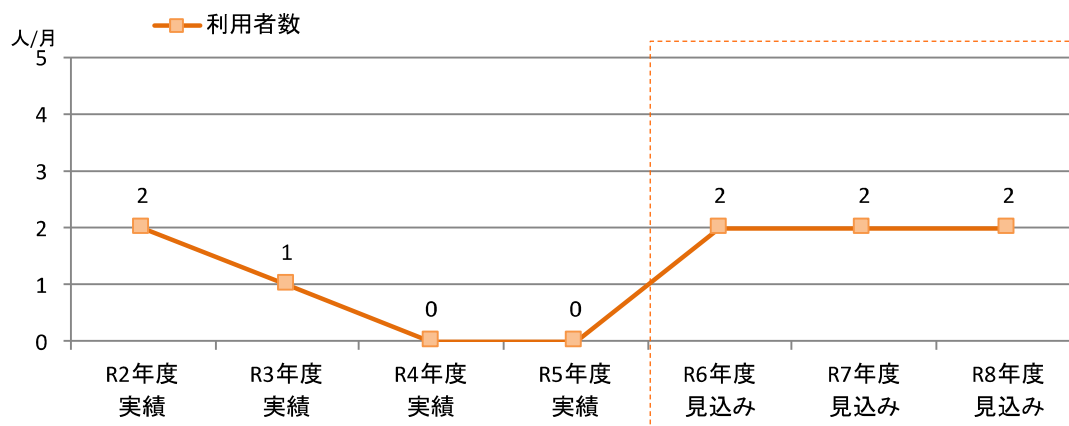
#### (1) 自立生活援助

「自立生活援助」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 2    | 1    | 0    | 0    | 2      | 2    | 2    |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2～5年度の実績値の最大値を反映



## （２）共同生活援助（グループホーム）

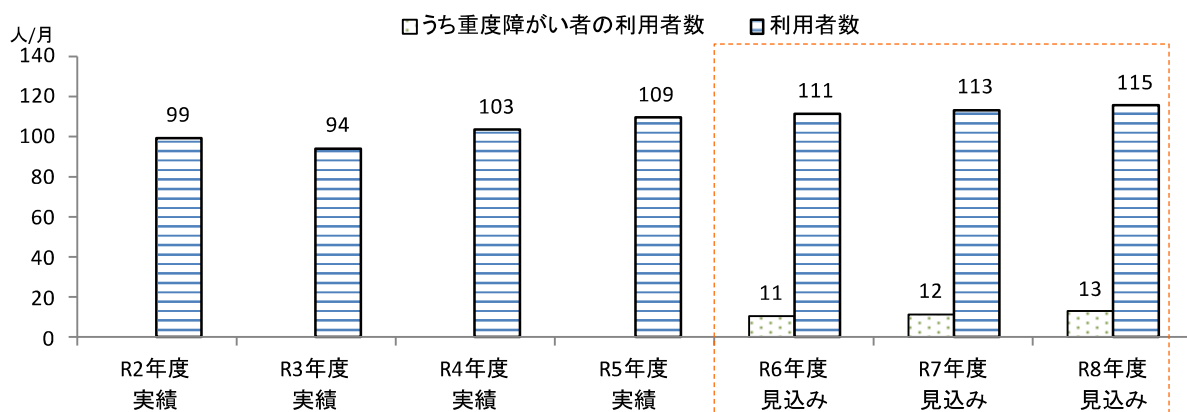
「共同生活援助」の実績と見込み

|               | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|---------------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|               |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数          | 人/月 | 99   | 94   | 103  | 109  | 111     | 113  | 115  |
| うち重度障がい者の利用者数 | 人/月 | -    | -    | -    | -    | 11      | 12   | 13   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※R4年度から利用者数は増加傾向となっているため、直近のR5年度の実績値から緩やかな増加を想定



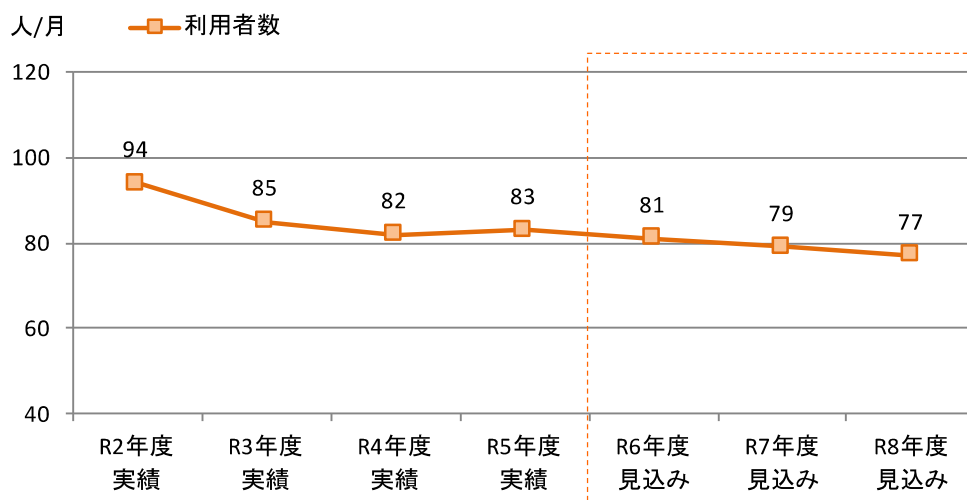
## （３）施設入所支援

「施設入所支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 94   | 85   | 82   | 83   | 81      | 79   | 77   |

※R5年度は9月末時点の実績

※施設入所者数を令和4年度の82人から令和8年度77人とする目標を反映させた見込み量を設定



## ○サービス等の見込量の確保の方策

保護者の高齢化の問題等、介護に関する不安は切実であり、障がいのある人が仲間とともに、地域の中で必要な支援・介護を受けながら暮らす場として地域への理解促進を図りながら、共同生活援助（グループホーム）の施設整備を推進し、障がいのある人の住居の確保に努めます。

## 4. 相談支援の見込量

専門的な立場から、障がいがある人の生活全体でのニーズを把握し、生活ニーズに合わせて最適なサービスと結びつくよう支援することが重要です。

適切なケアマネジメントを実施する観点から、希望するすべての利用者に対応できる計画相談支援体制の整備に努めるとともに、入所施設や精神科病院等に入所・入院している人の地域生活移行を進め、安心して暮らせる環境を整えるために、地域相談支援を更に充実させていく必要があります。

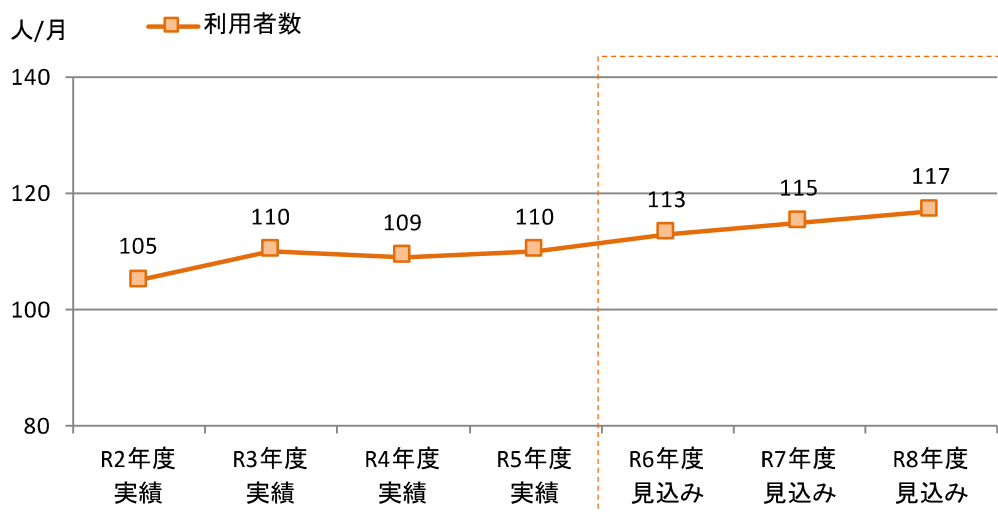
### （１）計画相談支援

「計画相談支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 105  | 110  | 109  | 110  | 113    | 115  | 117  |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出



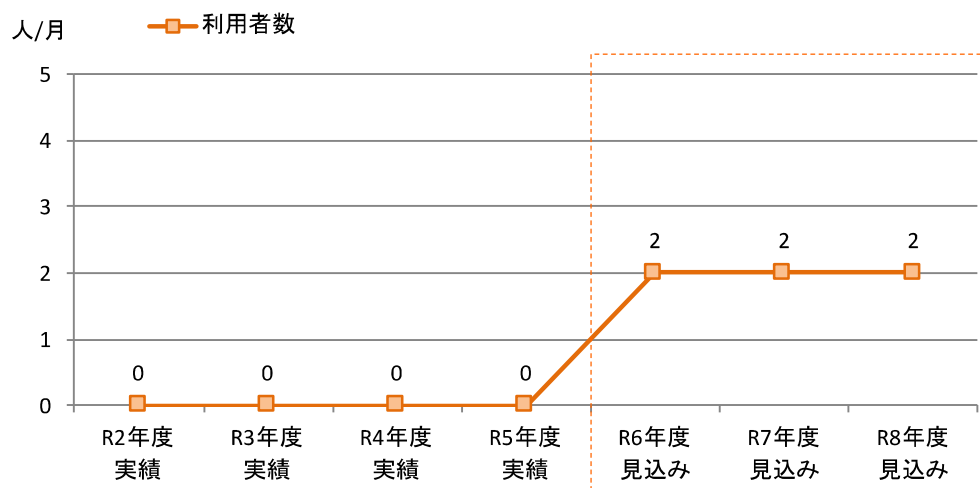
## (2) 地域移行支援

「地域移行支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 2      | 2    | 2    |

※R5年度は9月末時点の実績

※R6～8年度の利用者数を2人見込む



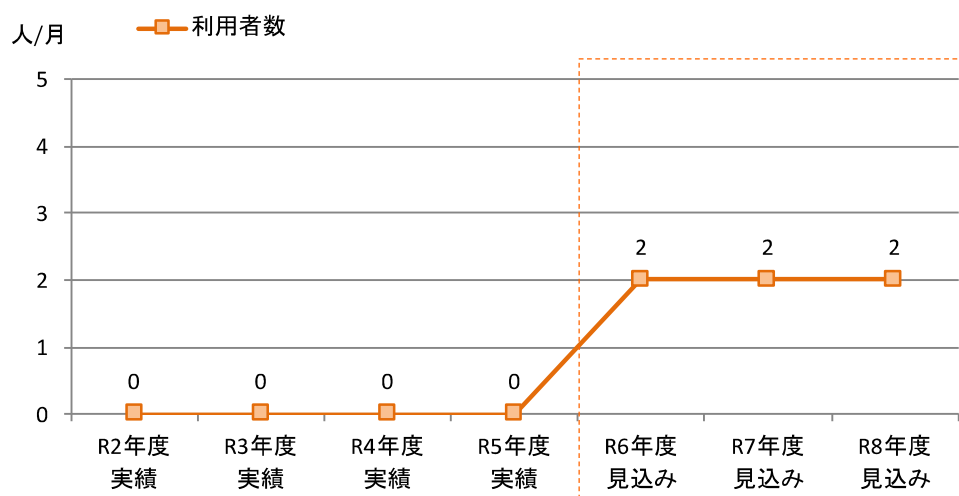
## (3) 地域定着支援

「地域定着支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 2      | 2    | 2    |

※R5年度は9月末時点の実績

※R6～8年度の利用者数を2人見込む



## (4) 就労選択支援（新）

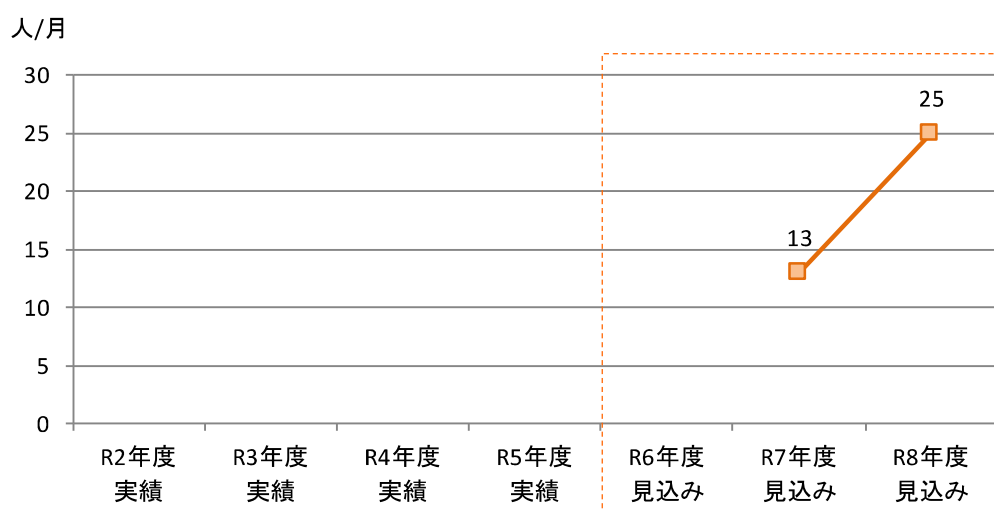
※就労選択支援とは、障がいのある人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメント（面談や作業観察などを通じて利用希望者の作業能力や集中力、就労意欲などを把握）の手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

「就労選択支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 第6期実績 |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|-------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度  | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | -     | -    | -    | -    | -      | 13   | 25   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R7年10月からサービス開始のため、R7～R8年度の利用者数を見込む



## ○サービス等の見込量の確保の方策

障害福祉サービスを利用する人が、個々の状態に応じた適切なサービスを利用できるよう、指定特定相談事業所の提供体制の確保や人材の育成、質の向上を図り、障がいのある人等が身近に相談ができ適切なサービスを受けられる体制づくりを推進します。地域移行支援及び地域定着支援、就労選択支援については、指定一般相談支援事業所や入所施設等と連携を図ります。

## 第6章 障がい児福祉計画

### 1. 障がい児支援の提供体制の整備等

児童福祉法第33条の19に規定する国が定めた成果目標とサービスの必要な量の見込みについて、下記のとおり目標値を設定します。

#### 障がい児支援の核となる拠点の整備及び保育所等訪問支援の充実

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの充実及び障がいのある児童生徒の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進。

#### 【目標】

| 項目                                                                   | 令和8年度<br>(2026年度)                         |
|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------|
| ・児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備                          | 整備<br>(児童発達支援センター1か所整備済み)                 |
| ・保育所等訪問支援等を活用した障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築                            | 整備<br>(児童発達支援センター1か所整備済み)                 |
| ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1か所以上確保       | 1か所以上確保                                   |
| ・保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置 | 協議の場を設ける<br>(既存の会議等で対応済み)<br>コーディネーター1人配置 |

#### ■児童発達支援センターの設置

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考  |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|-----|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |     |
| 1                            |                           | ○             |     | 整備済 |

### ■障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|----|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |    |
| 1                            |                           | ○             |     |    |

### ■主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考       |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|----------|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |          |
| 2                            |                           | ○             |     | 現在 2 事業所 |

### ■主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考       |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|----------|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |          |
| 2                            |                           | ○             |     | 現在 2 事業所 |

### ■医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|----|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |    |
| 1                            |                           | ○             |     |    |

### ■医療的ケア児支援のための関係機関のコーディネーターの配置

| 令和8年度末時点の<br>整備数<br><br>(箇所) | 左記の内訳<br>(設置箇所数を記入してください) |               |     | 備考 |
|------------------------------|---------------------------|---------------|-----|----|
|                              | 圏域による<br>設置               | 市町村単独での<br>設置 | その他 |    |
| 1                            |                           | ○             |     |    |

## 2. 障害児福祉サービスの見込量

障がいのある児童生徒が、身近な地域で個々の特性に合わせて専門的な支援を行う療育を目的としたサービスを受けられる環境づくりが重要です。

発達支援を必要とする障がいのある児童生徒のニーズに的確に対応できるよう、質の高い通所サービスの担い手の確保に努めるとともに、児童の集団生活の場での支援のニーズに対応するため、保育所等訪問支援の充実に努めます。

障害児福祉サービスは、令和2年度から令和5年度の実績や県内及び圏域の動向をふまえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は月あたりの実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数を月数で割って算出しました。

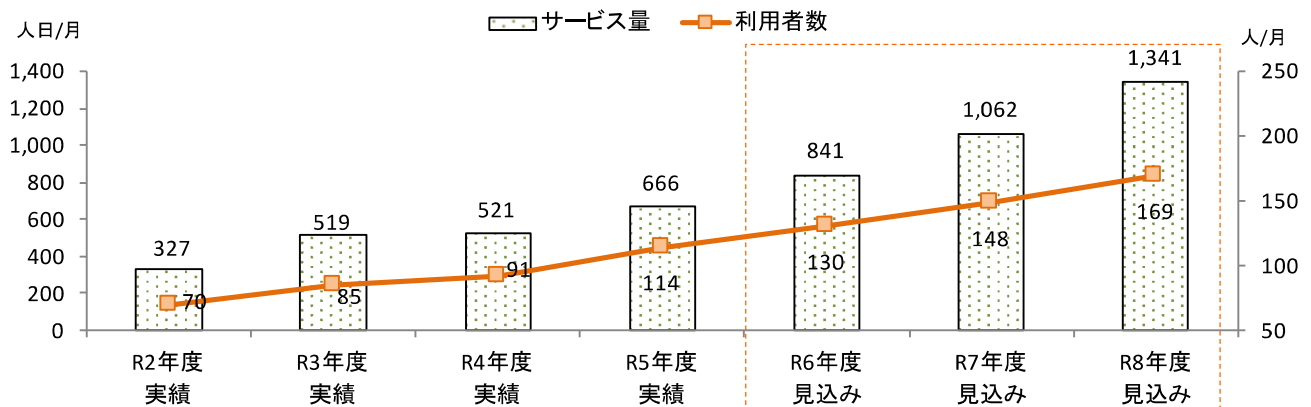
### (1) 児童発達支援

「児童発達支援」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |       |       |
|-------|------|------|------|------|------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 70   | 85   | 91   | 114  | 130    | 148   | 169   |
| サービス量 | 人日/月 | 327  | 519  | 521  | 666  | 841    | 1,062 | 1,341 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出



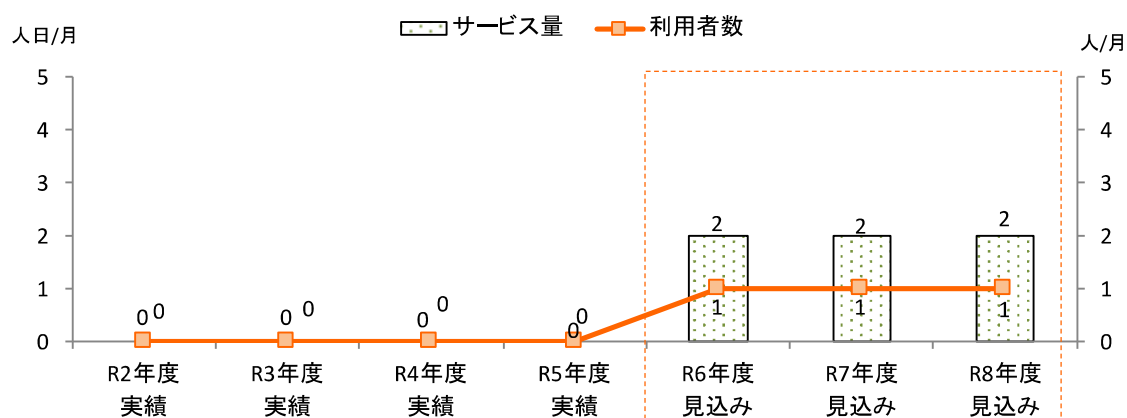
## (2) 医療型児童発達支援

「医療型児童発達支援」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 1    | 1    |
| サービス量 | 人日/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 2      | 2    | 2    |

※R5年度は9月末時点の実績

※利用者数1人、サービス量月2日を見込む



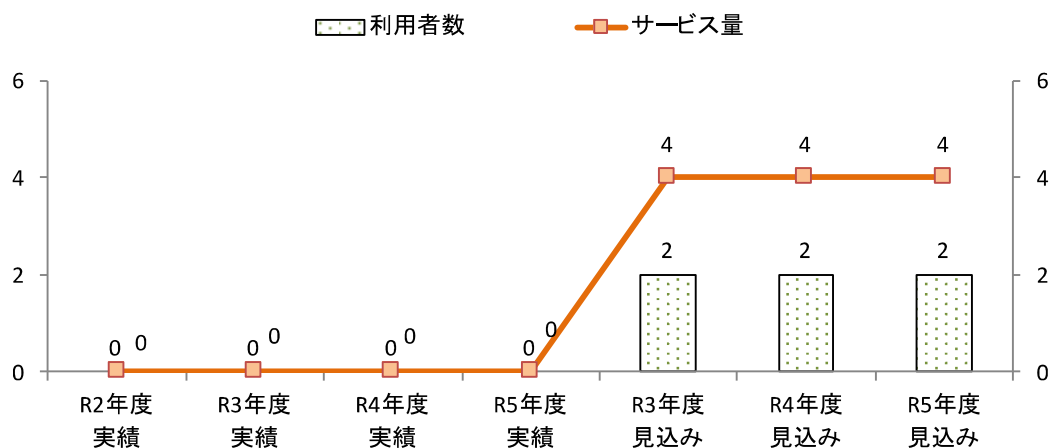
## (3) 居宅訪問型児童発達支援

「居宅訪問型児童発達支援」の見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|--------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 0    | 0    | 0    | 0    | 2      | 2    | 2    |
| サービス量 | 人日/月 | 0    | 0    | 0    | 0    | 4      | 4    | 4    |

※R5年度は9月末時点の実績

※利用者数2人、サービス量月4日を見込む



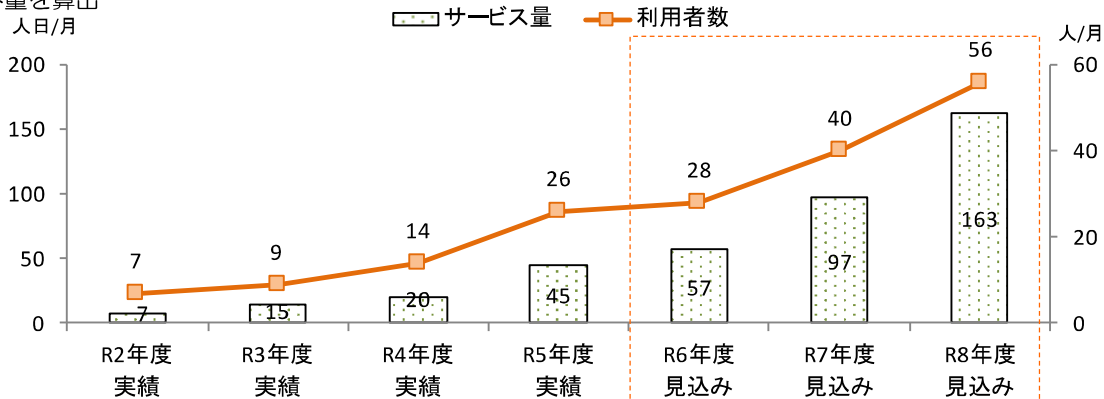
## （４）保育所等訪問支援

「保育所等訪問支援」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|-------|------|------|------|------|------|---------|------|------|
|       |      | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数  | 人/月  | 7    | 9    | 14   | 26   | 28      | 40   | 56   |
| サービス量 | 人日/月 | 7    | 15   | 20   | 45   | 57      | 97   | 163  |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出



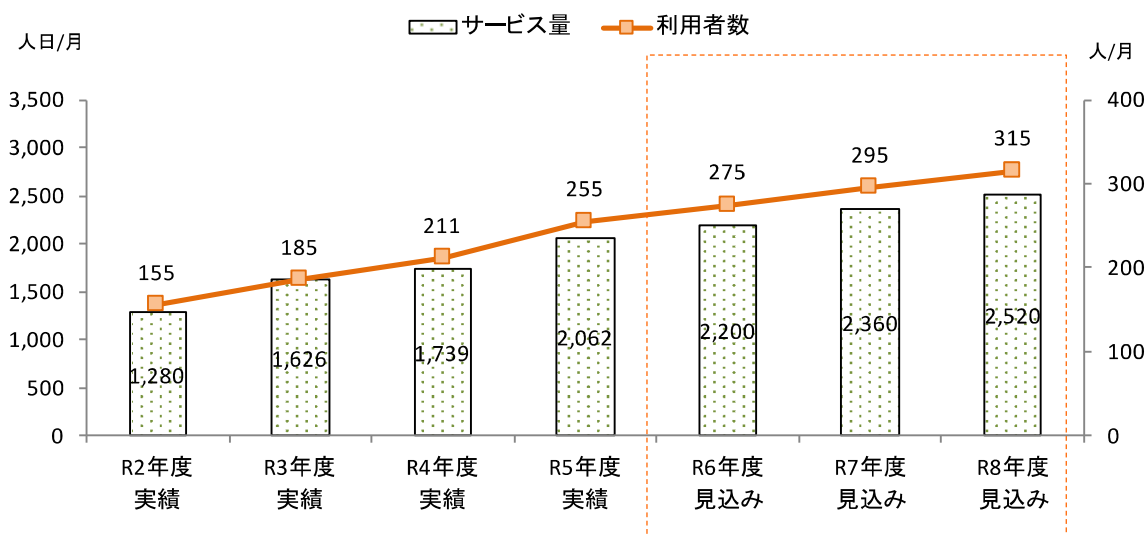
## （５）放課後等デイサービス

「放課後等デイサービス」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込み量 |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|---------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度    | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 155   | 185   | 211   | 255   | 275     | 295   | 315   |
| サービス量 | 人日/月 | 1,280 | 1,626 | 1,739 | 2,062 | 2,200   | 2,360 | 2,520 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出。大幅な増加となったが、利用者数の増加分は2分の1程度に抑え、各年度20名増を想定。サービス量はR2～R5の1人当たりの実績8人日とし算出



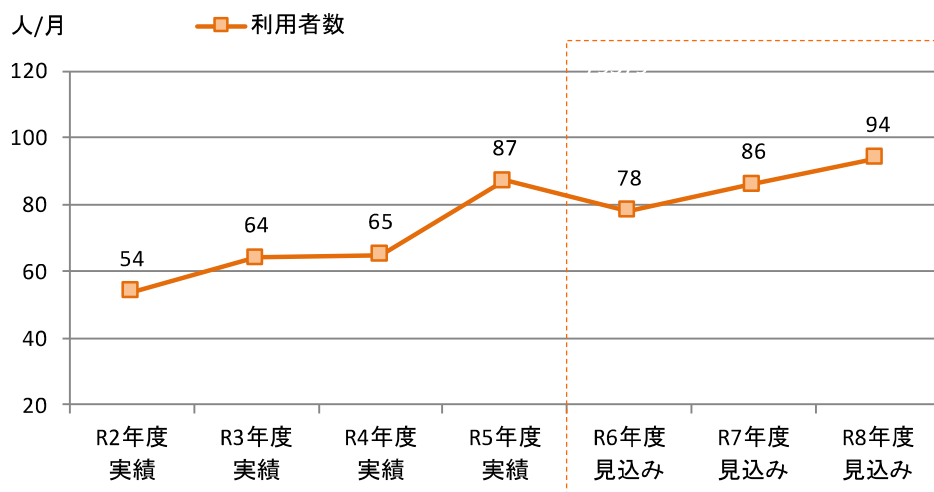
## (6) 障害児相談支援

「障害児相談支援」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 54   | 64   | 65   | 87   | 78     | 86   | 94   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出



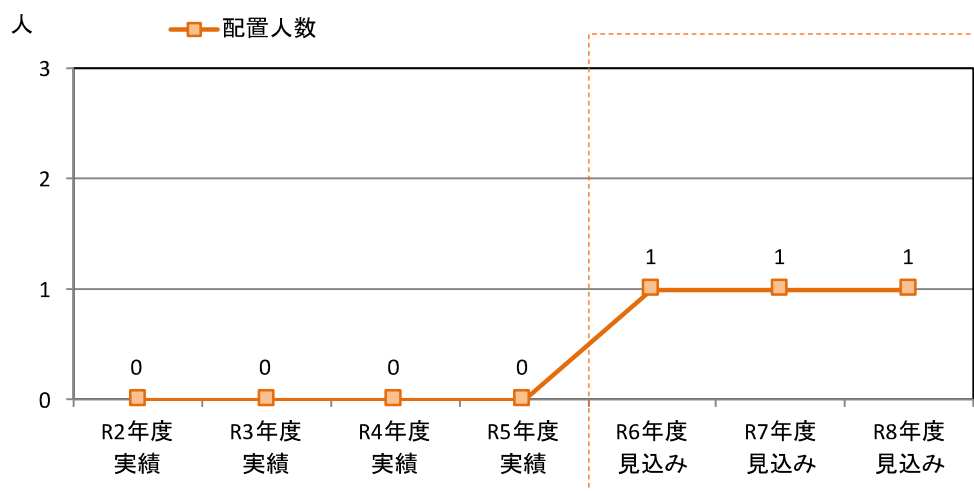
## (7) 医療的ケア児等コーディネーターの配置人数

「医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター配置数」の見込み

|      | 単位 | 実績   |      |      |      | 第7期見込み |      |      |
|------|----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 配置人数 |    | 0    | 0    | 0    | 0    | 1      | 1    | 1    |

※R5年度は9月末時点の実績

※想定可能な配置数を見込む



## **(8) 子ども・子育て支援**

### **① 保育所等における障がい児の受け入れ**

- ・保育所等への通園が可能な障がい児は、保育所等での受け入れを行っています。  
希望の保育所等で受け入れ可能となるように支援を行っていきます。

### **② 放課後児童健全育成事業における障がい児の受け入れ**

- ・特別な配慮を必要とする児童への対応として、子どもの個性やニーズを把握し、集団活動のメリットを生かしながら適切な支援を行うことが出来るよう、指導員の知識とスキルの向上を図るとともに、支援の体制や環境の整備に努めます。

### **③ 受け入れ事業所への専門的な指導や支援**

- ・受け入れ事業所への保育所等訪問支援、巡回支援専門員派遣、特別支援教育巡回相談等の専門的な指導や支援を行います。

## **○サービス等の見込量の確保の方策**

障がいのある児童生徒が、適切なサービスを利用できるよう、サービスの提供体制の確立及び質の向上を図ります。障がいのある児童生徒の保護者等が身近に相談ができるとともに適切なサービスを受けられるよう、障害児相談支援事業所の整備を推進し、個々の発達に応じたサービスにつながる体制を構築します。

また、相談支援員に医療的ケア児等コーディネーター養成講座の受講を促します。

## 第7章 地域生活支援事業の必要量見込み

地域生活支援事業は、令和2年度から令和4年度の実績等を踏まえ算出しました。なお、サービスの量については、利用者数は年間の実人数、利用時間および利用日数は年間の延べ利用時間および利用日数で算出しました。

### 1. 地域生活支援事業の必要量見込み ＜必須事業＞

#### （1）相談支援事業

##### 「相談支援事業」の実績と見込み

|                 | 単位 | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-----------------|----|------|------|------|------|--------|------|------|
|                 |    | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 障害者相談支援事業（菊池圏域） | 箇所 | 5    | 5    | 5    | 5    | 5      | 5    | 5    |
| 地域自立支援協議会（菊池圏域） | 箇所 | 1    | 1    | 1    | 1    | 1      | 1    | 1    |

※R5年度は9月末時点の実績

#### （2）成年後見制度利用支援事業

##### 「成年後見制度利用支援事業」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用件数 | 人/年 | 1    | 1    | 1    | 2    | 2      | 2    | 2    |

※R5年度は見込み

#### （3）意志疎通支援事業

##### 「意志疎通支援事業」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 利用件数 | 人/月 | 3    | 2    | 3    | 4    | 3      | 3    | 3    |

※R5年度は9月末時点の実績

## （４）日常生活用具給付事業

### ① 介護・訓練支援用具

「介護・訓練支援用具」は、特殊寝台や特殊マットなどの障がいのある人の身体介護を支援する用具や、障がいのある児童が訓練に用いるイスなどであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

### ② 自立支援用具

「自立支援用具」は、入浴補助用具や聴覚に障がいのある人のための屋内信号装置など、障がいのある人の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

### ③ 在宅療養等支援用具

「在宅療養等支援用具」は、電気式たん吸引器や視覚障がい者用体温計など、障がいのある人の在宅療養等を支援するものであって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

### ④ 情報・意思疎通支援用具

「情報・意思疎通支援用具」は、点字器や人工咽頭など、障がいのある人の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

### ⑤ 排泄管理支援用具

「排泄管理支援用具」は、ストマ用装具など、障がいのある人の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性があるものです。

## 「日常生活用具費支給事業」の実績と見込み

|                     | 単位 | 実績    |       |       |      | 第7期見込量 |       |       |
|---------------------|----|-------|-------|-------|------|--------|-------|-------|
|                     |    | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度 | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| ① 介護・訓練支援用具         | 件  | 3     | 1     | 4     | 1    | 4      | 4     | 4     |
| ② 自立支援用具            | 件  | 5     | 9     | 2     | 3    | 9      | 9     | 9     |
| ③ 在宅療養等支援用具         | 件  | 7     | 4     | 3     | 2    | 7      | 7     | 7     |
| ④ 情報・意思疎通支援用具       | 件  | 29    | 32    | 28    | 7    | 32     | 32    | 32    |
| ⑤ 排泄管理支援用具          | 件  | 1,095 | 1,117 | 1,135 | 704  | 1,135  | 1,135 | 1,135 |
| ⑥ 居住生活動作補助用具（住宅改修費） | 件  | 2     | 1     | 1     | 1    | 2      | 2     | 2     |

※R5年度は9月末時点の実績

※見込み量は過去4年の最大値

## (5) 移動支援事業

### 「移動支援事業」の実績と見込み

|       | 単位   | 実績    |       |       |       | 第7期見込量 |       |       |
|-------|------|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
|       |      | R2年度  | R3年度  | R4年度  | R5年度  | R6年度   | R7年度  | R8年度  |
| 利用者数  | 人/月  | 27    | 27    | 26    | 25    | 27     | 27    | 27    |
| サービス量 | 時間/年 | 4,337 | 4,117 | 4,203 | 2,275 | 4,337  | 4,337 | 4,337 |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R4の過去3年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

※利用者数は減少傾向となったが、今後はコロナ禍の終息により需要が回復するとみて、R2年度の利用者数の実績値を見込み量に反映

## (6) 地域活動支援センター事業

### 「地域活動支援センター事業」の実績と見込み

|                 | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込量 |      |      |
|-----------------|-----|------|------|------|------|--------|------|------|
|                 |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度   | R7年度 | R8年度 |
| 実施か所数<br>(菊池市内) | 箇所  | 1    | 1    | 1    | 1    | 1      | 1    | 1    |
| 登録者数            | 人/年 | 71   | 70   | 70   | 71   | 71     | 71   | 71   |

※R5年度は9月末時点の実績

※R2年度の実績を起点にしてR2～R5の過去4年間の伸び率平均（幾何平均）を乗じて、R6～8年度の見込み量を算出

## ○サービス等の見込量の確保の方策

相談支援事業は、障がいの種別に関係なく、どんな人にでも相談に応じられるよう、福祉サービス事業所等との連携を強化していきます。地域での相談支援事業を適切に実施していくことを目的として、圏域の協議会において、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議並びに指導・助言を行い、地域の関係機関によるネットワークの構築を図ります。

また、基幹相談支援センターを設置し、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化を図ります。

成年後見制度利用支援事業については、必要とする人が円滑に利用できるよう、成年後見制度法人後見支援事業とともに制度の周知と啓発に引き続き努めます。

意思疎通支援事業については、聴覚障がいのある人に対しての手話通訳者の派遣だけでなく、意思疎通を図ることが困難な人に対して、サービス提供ができるよう、県やボランティア団体等と連携を図り、制度等の周知と支援者の人材養成・確保に努めます。

日常生活用具給付等事業については、障がいのある人等が住み慣れた地域で安心して日常生活を送るために、利用希望者のニーズの把握に努め、新しい機器の情報収集等を行いながら、事業の周知を図ります。また、引き続き、難病のある人に対して、身体障害者手帳の有

無に関係なく、日常生活用具の給付対象となることを周知し、医療機関等と連携を図りながら、適切な給付に努めます。

移動支援事業については、障がいのある人の社会参加・余暇活動を促進するため、事業の周知に努めるとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。

障がいのある人等が、創作的活動や社会との交流促進等の場として、障がいの種別を問わず広く利用していただけるよう、センターの存在や活動の周知をより促進し、地域活動支援センターの体制の確保に努めます。

## 2. 地域生活支援事業の必要量見込み <任意事業>

### (1) 日中一時支援事業

#### 「日中一時支援事業」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用者数 | 人/月 | 49   | 44   | 37   | 31   | 49      | 49   | 49   |

※R5年度は9月末時点の実績

※サービス供給量に限りがあり、R2年度の実績を維持

### (2) 訪問入浴サービス事業

#### 「訪問入浴サービス事業」の実績と見込み

|       | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|-------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|       |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 実利用者数 | 人/月 | 5    | 3    | 4    | 4    | 5       | 5    | 5    |

※R5年度は9月末時点の実績

※見込み量は過去4年の最大値

### (3) 社会参加支援事業

#### 「自動車運転免許取得助成事業」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用件数 | 人/年 | 3    | 5    | 5    | 4    | 5       | 5    | 5    |

※R5年度は9月末時点の実績

※見込み量は過去4年の最大値

#### 「自動車改造費助成事業」の実績と見込み

|      | 単位  | 実績   |      |      |      | 第7期見込み量 |      |      |
|------|-----|------|------|------|------|---------|------|------|
|      |     | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度    | R7年度 | R8年度 |
| 利用件数 | 人/年 | 7    | 3    | 3    | 1    | 7       | 7    | 7    |

※R5年度は9月末時点の実績

※見込み量は過去4年の最大値

## ○サービス等の見込量の確保の方策

様々な障がいのある人が地域で自立した生活を送りやすくなるよう支援を行い、それぞれのニーズに適したサービスが提供できるよう努めていきます。また、福祉サービスの情報や障がいについて地域住民に周知し、サービスの利用及び障がいの理解促進に努めていきます。

## 第8章 成年後見制度利用促進について

### 1. 成年後見制度の利用促進に向けた体制整備

#### (1) 総論

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成28年法律第29号）及び「成年後見制度利用促進基本計画」（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）等に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進が求められています。

#### (2) 現状と課題

身寄りのない障がいのある人や障がいのある人の親の高齢化、高齢化に伴う認知症の人の増加が懸念されるなど、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援を求める人が増加することが見込まれます。

住み慣れた地域において、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず尊厳をもってその人らしい生活を継続することができるような体制が望まれます。しかし、その手段のひとつである成年後見制度はあまり利用されていないのが現状です。

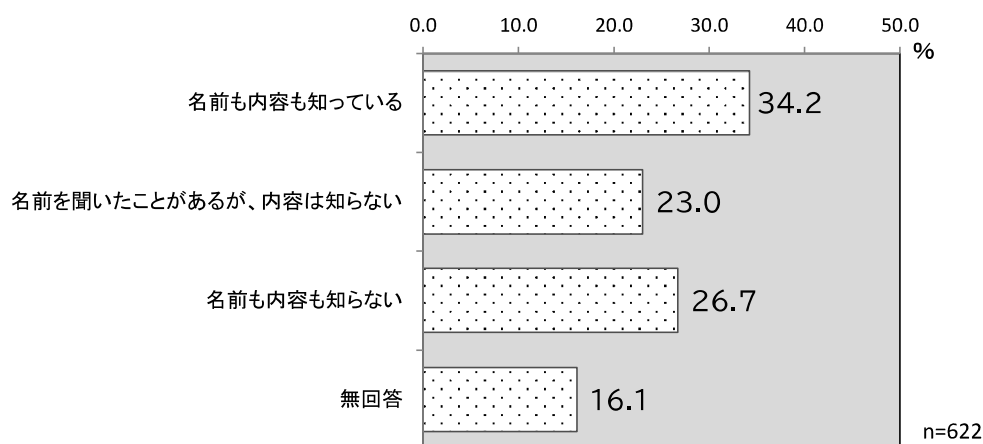
このような状況から、すべての住民が住み慣れた地域で暮らし続けることができる支援体制の整備等及び制度浸透のための普及が今後も本市が取り組む課題です。

#### 「福祉に関するアンケート」の結果から

成年後見制度の認知度をみると、「名前も内容も知っている」の34.2%が最も多く、これに「名前も内容も知らない」（26.7%）、「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」（23.0%）が続いています。「名前も内容も知っている」と「名前は聞いたことがあるが、内容は知らない」を合わせた認知度は、57.2%となっています。

【成年後見制度の認知度】

＜単純集計＞



## 2. 基本施策と取り組み

### (1) 中核機関（成年後見センター）の機能強化

中核機関とは、「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域の権利擁護（以下の4つの機能）を果たすように主導する役割を担います。

#### <4つの機能>

- (ア) 広報
- (イ) 相談
- (ウ) 制度利用促進（受任者調整（マッチング）、担い手の育成・活動の促進）
- (エ) 後見人支援

#### ① 広報及び相談

中核機関の機能のうち（ア）広報（イ）相談を優先して進めていきます。

- (ア) 広報・・・金融機関や相談窓口等へのチラシ配布、出前講座の活用などにより、成年後見制度の普及を図ります。
- (イ) 相談・・・地域の身近な相談窓口としての支援体制を充実させるため、相談員の研修参加等によるスキルアップを図ります。

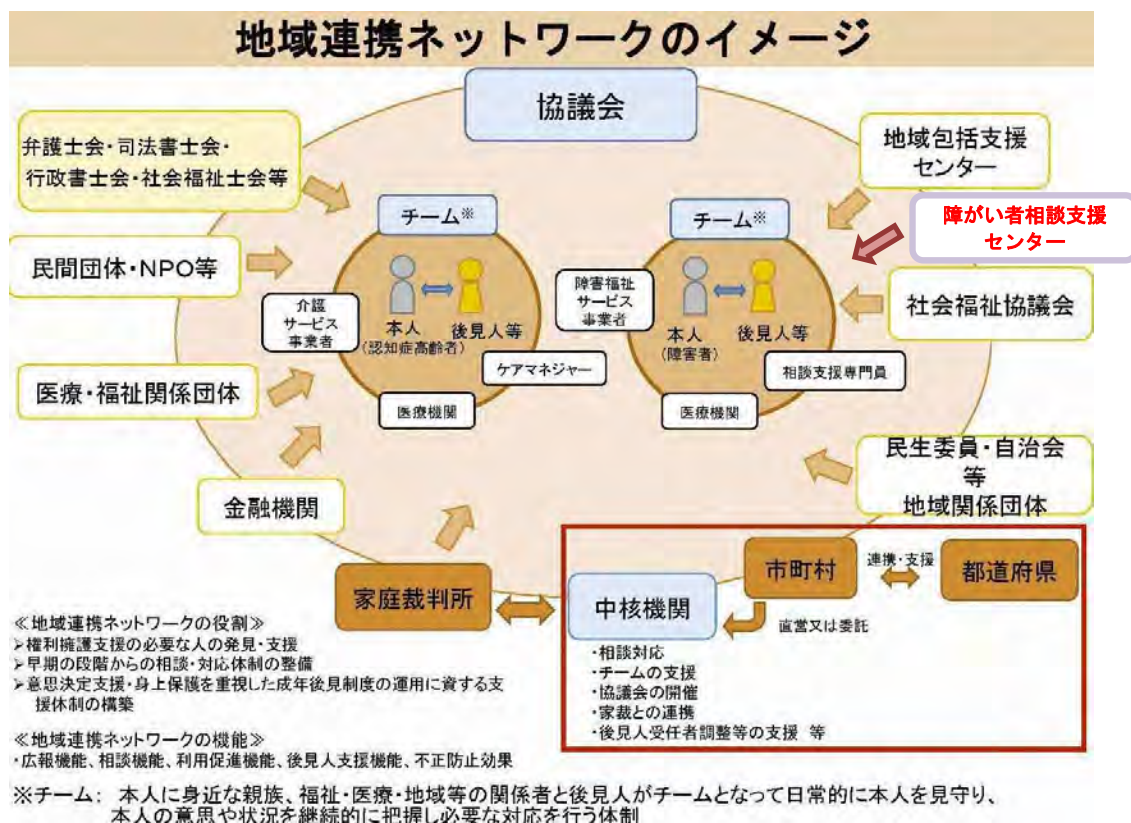
#### ② 地域連携ネットワークの構築

地域における見守り活動の中で、知的障がい、精神障がい、認知症等により判断能力が不十分で、権利擁護支援が必要な人を早期発見し、必要な支援へ結びつけるために、地域連携ネットワークの構築が必要となります。

#### ③ 協議会の開催

被後見人等への支援の在り方や方向性を考える「チーム」を支援するため、医療・介護・福祉関係者等が参加する既存の協議会や会議等を活用しながら、各種関係機関と連携・協力を図ります。

【地域連携ネットワークのイメージ図】



※資料:厚生労働省

## (2) 制度利用支援

成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が申立てを行うことが難しい場合には、後見開始の審判を市長が家庭裁判所に申立て（市長申立）、後見人等が選任された後の報酬の支払いが困難な方に対して助成を行っています。

### ①申立対象者の拡充

本人の経済的な理由で制度を利用することが困難な方を支援するため、現在は後見人等への報酬助成を市長申立の場合に限定していますが、本人や親族が申立てを行った場合にも助成制度が利用できるよう検討していきます。

## 第9章 計画の推進

### 1. 障がい者を支える体制づくり

障がい者、とりわけ重度の障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談支援体制の構築とともに、地域全体で障がい者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワークを構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される菊池圏域地域自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、市や相談支援業者が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業者、医療・教育・雇用を含めた関係者が、地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。相談支援における現行のプロセスを調整し、専門部会を設け社会資源の整理・調整と開発に向けて関係者間の連携を図っていきます。

### 2. 計画の推進体制

#### (1) 計画の進行管理（PDCAサイクルによる計画の見直し）

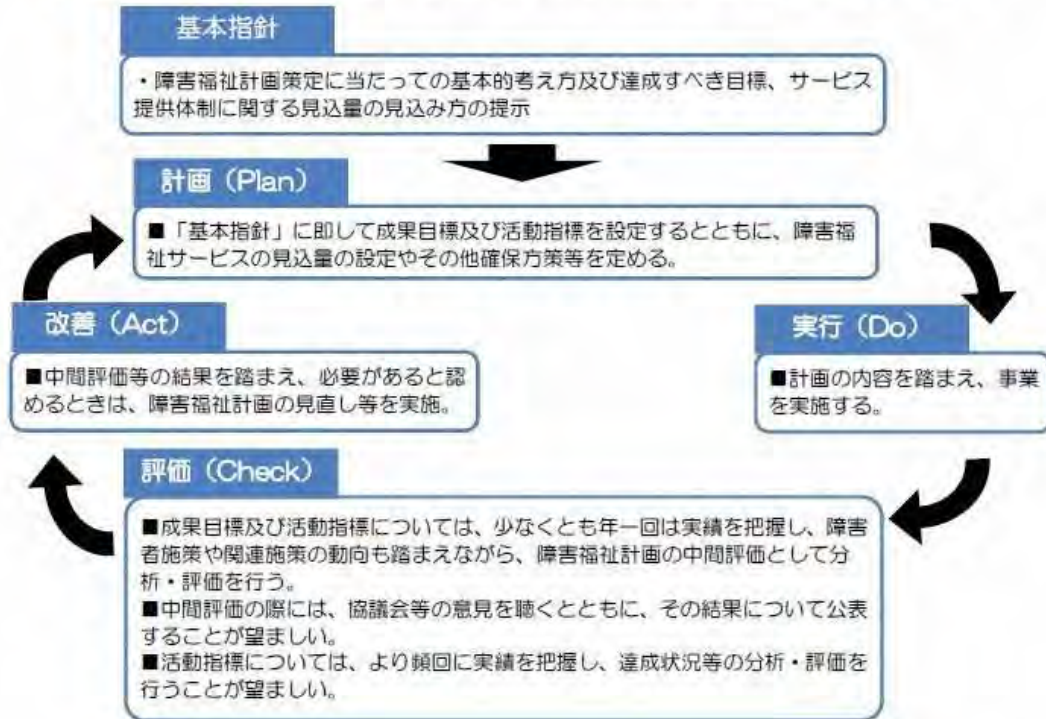
計画は、進捗状況を確認しながら、工夫・改善を積み重ね、着実に取り組みを進めていくことが必要になります。

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更することその他の必要な措置を講じることとされており、PDCAサイクル※により計画の進行管理を行います。

本計画の進行管理については、庁内関係各課や市民、関係団体による評価、意見を踏まえ、国の社会福祉制度改革の動向も見極めながら、「菊池市障がい者計画等策定委員会」において推進体制の整備と計画の周知および進行管理、評価等を行っていきます。

※PDCAサイクル…様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくもの。

(障害福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ)



【出典：障がい福祉計画策定に係る実態調査及びPDCAサイクルに関するマニュアル（厚生労働省）】

## (2) 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

### ① 障がい支援区分の認定

#### ■障がい支援区分認定調査の公平性の確保

障がい者がサービスを利用するにあたって、市が「障がい支援区分認定調査」を行います。「障がい支援区分認定調査」は、障がい者を「福祉サービスが必要な状態にあるかどうかを一定の基準により確認する行為」で制度の根幹をなす非常に重要な事務です。

「障がい支援区分認定」は調査の内容に大きく左右され、利用できるサービスの種類等にも影響を及ぼすことから、質の高い調査員を確保する必要があります。

今後とも調査結果の統一性を確保するため、調査員の研修等により調査項目のチェック、基準の平準化を図ります。

## ■ 審査会（菊池広域連合に設置）

「障がい支援区分認定調査」の内容に基づき、市で「一次判定」が、審査会で「二次判定」が行われます。

「一次判定」は、認定調査の結果を国が配布する一次判定用ソフトウェアを導入したコンピュータに入力し、判定します。

「二次判定」は、一次判定結果、概況調査（サービス利用状況）、特記事項及び医師意見書を揃え、審査会に判定を依頼します。

審査会の委員は、障がい保健福祉の学識経験のある人で、中立かつ公正な立場で審査が行える人を菊池広域連合長が任命します。

認定調査と同様に審査判定の公平性に十分留意し、判定基準の平準化を図ります。

## ② サービス利用計画の作成

障害福祉サービスの利用が必要だと認められる人については、相談支援事業者がサービス利用計画を作成し、サービス提供事業者等にサービス利用のあっせん・調整・契約援助等を行います。

サービス利用計画の作成に当たっては、中立・公平性を確保し、利用者主体のサービス提供が行われる体制を確立します。

なお、相談支援事業者は、市の指定を受けた事業所のことによって申請前の相談や、申請するときの支援、サービス利用計画の作成、サービス提供事業所との連絡調整などを行います。

また、基幹相談支援センターにおいて、サービス利用計画書作成指導等を行い、相談支援事業の質の向上を図ります。

## ③ サービスの質の確保

障害者総合支援法では、「指定事業者等は、その提供する障害福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害福祉サービスの質の向上に努めなければならない。」としています。

各種関係機関とも連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

## ④ 苦情処理システムの確立

障がい者は、市が決定した障がい支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された障がい者介護給付等不服審査会に審査請求ができることになっています。

さらに、自立支援協議会や市の窓口等でも対応できるようにします。

## ⑤ 障害者総合支援法についての幅広い広報

市民に対して、障害者総合支援法に基づく新しい制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努力します。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

- ・広報紙・ホームページ等を活用し、随時、障害者総合支援法の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

- ・出前講座や研修の場を通じて、障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

#### ⑥ 情報ネットワークの構築

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括し、「必要な人に、必要な情報を、タイムリーに」提供できる体制づくりが必要です。

今後は行政と各関係機関、及び住民一人ひとりが質の高い情報を共有する総合的な情報ネットワークの構築を目指します。

#### ⑦ 人材の確保

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

### 3. 各種関連機関との連携及び調整

---

#### （１）菊池圏域地域自立支援協議会による支援等

菊池圏域地域自立支援協議会を、地域ネットワークの中核として整備して、サービス事業者との必要な情報の共有や情報交換、及びサービス提供について調整を行います。

#### （２）地域の各関連機関・関連団体との連携

障がい者関係団体はもちろんのこと、医師会、社会福祉協議会、ボランティア団体、民生委員児童委員協議会など地域におけるあらゆる関係団体との連携を強化し、これら地域の関係団体間のネットワークの構築に努め、地域全体で支え合う市民参加型の共生社会の実現に努めます。

#### （３）医療機関との連携

医療機関に対して理解と協力を得ながら積極的に各種施策を展開します。

#### （４）行政内部での関係部署との連携体制

障害福祉サービスに対する様々なニーズに適切に対応するためには、保健・福祉・医療の各施策の調整を図り、これらのサービスが総合的に機能するシステムの構築が不可欠です。今後も、計画推進に係わる関係部門との連携を更に強化して、すべての人にやさしく、住みやすい地域づくりに努めます。



## 資料編

### 1. 菊池市障害者計画等策定委員名簿

| 委 員 名   | 団 体 名                  |
|---------|------------------------|
| 城 隆一郎   | 菊池郡市医師会                |
| 丸山 晃代   | 菊池公共職業安定所              |
| ・池 澄    | 菊池市民生委員児童委員協議会連合会      |
| ○ 黒田 章  | 菊池市身体障害者福祉協議会          |
| 山本 幸二   | 菊池市小中学校校長会             |
| 安武 清美   | 菊池市保育協議会               |
| ◎ 出口 美幸 | 菊池市社会福祉協議会             |
| 宮崎 和成   | 菊池市企業連絡協議会             |
| 最上 大蔵   | 児童発達支援センター 輝なっせ        |
| 菊川 裕一   | 障がい者サポートホーム わらび        |
| 古閑 靖浩   | 障がい者支援施設 居屋敷の里         |
| 宮崎 嗣大   | 障がい者支援施設 サニーサイド        |
| 崎村 弥生   | 就労継続支援 B 型事業所 菊池ひまわりの会 |
| 甲斐 裕基   | 相談支援事業所 コミュニティはうす明日    |
| 高巢 大輔   | 相談支援センター菜の花            |
| 中村 今朝男  | 菊池地域精神保健希望の会           |
| 大川 加須美  | 菊池保健所                  |

※順不同、敬称略 ※◎印は委員長、○印は副委員長

## 2. 用語説明

### あ行

- <sup>いりょうてき</sup>医療的ケア

家族や看護師が日常的に行っている経管栄養注入やたんの吸引等の医療行為のことです。

- <sup>いりょうてき</sup>医療的ケア児等<sup>じとう</sup>

人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児や重症心身障がい児等のことを総称して「医療的ケア児等」と言います。

- <sup>いりょうてき</sup>医療的ケア児等<sup>じとう</sup>コーディネーター

医療的ケア児等が抱える課題は、他分野にわたっており必要なサービスも多岐にわたっています。医療的ケア児等コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）は、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐ役割を担う人のことです。

- インクルーシブ<sup>きょういく</sup>教育

障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム(inclusive education system)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障がいのある人が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障がいのある人と障がいのない人が共に学ぶ仕組み」とされています。

- <sup>えぬぴーおー</sup>NPO

民間非営利組織といわれるもので、ボランティア団体、協同組合など、法人格の有無や法人格の種類を問わず、民間の立場で営利を目的とせず、社会的な使命を達成することを目的にした団体のことです。

## か行

### • かいごきゅうふ 介護給付

障害者総合支援法に定められたサービスのうち、在宅で訪問により受けるサービス（居宅介護・重度訪問介護・行動援護等）、通所施設等で受けるサービス（療養介護・生活介護）、住まいの場で受けるサービス（施設入所支援）のことです。

### • き か へいきん 幾何平均

幾何平均とは累積結果に至るまで平均してどのくらいのペースで変化していったのかを表すもので、平均収益率や平均成長率などを考える上でよく使用される平均です。一般的によく使われている、対象となる全データを合計してデータの個数で割る算術平均とは求め方が異なります。

### • き かん そうだん し えん 基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び成年後見制度利用支援事業を実施する機関のことです。具体的な業務は、身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応や、地域の相談支援の中核的な役割（人材育成、広域的な調整、協議会の運営等）を基本としつつ、地域の実情に応じて実施します。

### • きょうせいしゃかい 共生社会 • ち い き きょうせいしゃかい 地域共生社会

子ども・高齢者・障がい者など全ての人々がいきいきと暮らすため、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みのことです。

### • きょじゅうけい 居住系サービス

障がいのある人が地域で安心して生活するための住宅を確保するためのサービス。共同生活援助、施設入所支援等があります。

### • グループホーム（きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助）

障がいのある人が、主として夜間において共同生活を営むべき住居において相談、食事や入浴の介護や支援を受けることができるサービスです。

## ・ケアマネジメント

生活困難な状態になり援助を必要とする人が、地域でそれぞれの自立した生活を実現できるよう、適切な保健・医療・福祉サービス等を効果的に利用できるように調整することを目的とした援助方法のことです。

## ・けんいき圏域

本市で言う圏域は、菊池障がい保健福祉圏域（菊池市、合志市、大津町、菊陽町で構成）のことです。

## ・けんりようこ権利擁護

知的障がいや精神障がい、認知症などのため、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある方に対して、権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を行うことです。

## ・こうじのうきのうしょう高次脳機能障がい

認知機能（高次脳機能）とは、知覚、記憶、学習、思考、判断等の認知過程と行為の感情（情動）を含めた精神（心理）機能の総称です。病気（脳血管障害、脳症、脳炎等）や、事故（脳外傷）によって脳が損傷されたために、認知機能に障がいが起きた状態を、高次脳機能障がいと言います。

# さ行

## ・とうりようけいかくサービス等利用計画

障害福祉サービスや障害児通所支援を利用する場合は、「サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）」を作成し、市町村へ提出する必要がある、これを基にサービスの支給決定が行われます。計画は、障がいのある人の自立した日常生活を支えるために、本人の心身の状況や環境、サービスの利用に関する意向等を尊重し作成されます。

## ・じどうはったつしえん児童発達支援センター

通所利用の障がいのある児童に対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行うことに加え、地域の障がいのある児童やその家族への相談、障がいのある児童を預かる施設への援助・助言を合わせて行うなど、地域の中核的な役割を担う療育支援施設のことです。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」があります。

## • しゃかいてきしょうへき 社会的障壁

障がいのある人が日常生活又は社会生活において受ける制限をもたらす原因となる事物、制度、慣行、観念その他一切のものを言います。

## • しゅうろういこうしえん 就労移行支援

就労を希望する 65 歳未満の障がいのある人に対して、生産活動や職場体験等の機会の提供を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や就労に関する相談や支援を行う事業です。日中活動系サービスの一つです。

## • しゅうろうけいぞくしえん 就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に対して、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業です。雇用契約を結び利用する「A型」と、雇用契約を結ばないで利用する「B型」の2種類があります。日中活動系サービスの一つです。

## • しょうがいじつうしょしえん 障害児通所支援

児童福祉法に基づく支援で、療育や訓練等が必要な児童に対して、日常生活の基本的動作の指導、知識や技能の提供、集団生活への適応訓練等の支援を行う事業です。児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等があります。

## • しょうがいしゅきほんぽう 障害者基本法

1993 年に従来の「心身障害者対策基本法」が改正・改称されて成立した法律。障がいのある人の定義に、旧法にはなかった精神障がいのある人が加えられました。障がいのある人のための施策に関して基本的理念を定め、国・地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がいのある人の自立と社会参加のための施策を総合的・計画的に推進することなどを目的としています。

## • しょうがいしゅけんりじょうやく 障害者権利条約

障がいのある人の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約です。平成 18 年に国際連合において採択され、平成 20 年から発効しています。日本においては、平成 26 年 1 月 20 日にこの条約を批准し、同年 2 月 19 日から発効しています。

## ・障害者自立支援法<sup>しょうがいしゃじりつしえんぽう</sup>

障がいのある人の地域生活と就労を進め、自立を支援する観点から、これまで障がいの種別ごとに異なる法律に基づいて提供されていた福祉サービス等について、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みを創設した法律です。

## ・障害者総合支援法<sup>しょうがいしゃそうごうしえんぽう</sup>

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」です。障害者自立支援法が改正・改称されて成立した法律で、日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合かつ計画的に行われることを法律の基本理念としています。

## ・障害福祉サービス<sup>しょうがいふくし</sup>

「居宅介護」「生活介護」など「介護給付」と、「自立訓練」「就労移行支援」など「訓練等給付」を総称する呼称で、「訪問系」、「日中活動系」および「居住系」の3種類のサービス群に大別されます。

## ・ショートステイ

施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービスです。

## ・自立支援医療<sup>じりつしえんいりょう</sup>

従来の更生医療、育成医療及び精神障害者通院医療費公費負担について、障害者総合支援法に基づき制度を統合し、医療費と所得の双方に着目した負担の仕組みに改められました。

「精神障害者通院医療費公費負担」は、精神障がいのある人の適切な医療を普及するため、指定の病院、診療所等で、通院により精神障がいの医療を受けた場合に、その医療費の9割を社会保険及び公費で負担する制度です。

## ・自立支援協議会<sup>じりつしえんきょうぎかい</sup>

障害者総合支援法で設置が明記されている協議会のこと。障がいのある人が安心して生活できる地域を目指し、当事者やその家族を支える幅広い関係者から構成され、障がい者福祉の推進を含む、障がいのある人への支援に関する協議を行っています。

## • しんたいしょうがいしゅてちよう 身体障害者手帳

身体に障がいのある人が、身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付される手帳です。身体障害者手帳の等級は重度から1級～6級に区分され、障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器、心臓、腎臓、膀胱、直腸、小腸、免疫機能）等に分けられます。

## • せいしんしょうがいしゅほけんふくしてちよう 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのある人が、各種支援を受けやすくすることを目的として交付される手帳です。障がいの程度により、1級、2級、3級とされています。2年ごとに精神障がいの状態について都道府県等の認定を受ける必要があります。

## • せいしんしょう      たいおう      ちいきほうかつしえん 精神障がいにも対応した地域包括支援システム

精神障がい者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された仕組みのことで

## • せいねんこうけんせいど 成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がい等によって物事を判断する能力が十分ではない人について、その人の権利を守る援助者（成年後見人）を選ぶことで、その人を法律的に支援する制度です。

## • そうだんしえんじぎょうしゅ 相談支援事業者

地域移行支援、地域定着支援を行う相談支援事業のことで、相談支援事業所のある都道府県が事業所指定をします。

# た行

## • ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム

ニーズに応じた住宅が提供されることを基本とした上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場（日常生活圏域）で適切に提供できるような地域での体制のことで

- ちいきいこう  
• **地域移行**

施設入所や長期入院をしている人が地域での在宅生活（グループホーム等含む）に戻ることで  
す。

- ちいきかつどうしえん  
• **地域活動支援センター**

障がいのある人などが通い、創作的活動や生産活動、社会との交流を進めるなど多様な活動を行  
う場です。地域生活支援センターなど専門的な職員による相談支援を行う事業所が移行した「I  
型」、機能訓練、入浴等のサービスを行う「II 型」、小規模作業所等から移行した「III 型」の3  
種類の類型があります。

- ちいきせいかつしえんじぎょう  
• **地域生活支援事業**

障害福祉サービス等とは別に、障害者総合支援法第 77、78 条の規定に基づいて市町村、都道府  
県が行う事業で、「必須事業」と「任意事業」があります。地域で生活する障がいのある人のニー  
ズを踏まえ、地域の実情に応じた柔軟な事業形態で実施されるものです。

- ちいきじりつしえんきょうぎかい  
• **地域自立支援協議会**

地域における障がいのある人の生活を支えるため、相談支援事業をはじめとするシステムづく  
り等に関して中核的な役割を果たすよう、相談支援事業者、サービス事業者および関係団体等の  
参加により市町村が設置・運営するものです。

- ちいきふくしけいかく  
• **地域福祉計画**

地域住民等の意見を十分に踏まえ、地域における福祉サービスの利用の促進、社会福祉事業の  
健全な発達、住民の地域福祉活動への参加促進を図るため、社会福祉法に基づき市区町村が策定  
する計画です。

- とくべつしえんがっきゅう  
• **特別支援学級**

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がいのある人、肢体不自  
由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者、その他の障がいのある人に対し、障がいによる学習上又は生  
活上の困難を克服するための教育を行うことを目的とする学級です。

## とくべつしえんがっこう ・特別支援学校

視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、肢体不自由又は病弱者（身体虚弱を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

## とくべつしえんきょういく ・特別支援教育

従来の「特殊教育」から転換された教育制度で、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた取組みを支援するという視点に立ち、一人ひとりの教育的ニーズに応じて能力を高め生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行うものです。

## とくべつしえんきょういくしえんいん ・特別支援教育支援員

発達障がいまたはその傾向がある児童・生徒に対し、より適切な学習支援、生活支援等を行えるように、小・中学校へ特別支援教育支援員を配置しています。

## な行

## なんびょう ・難病

「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者」と障害者総合支援法に規定されています。上記の難病のある人は、障がい福祉サービス、相談支援、補装具、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児入所支援の利用対象となります（障害児通所支援及び障害児入所支援は障がいのある児童のみ利用対象）。

## にっちゅうかつどうけい ・日中活動系サービス

障害者総合支援法に基づき、障がい者の昼間の活動を支援するサービス。生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所を指します。

## ・ニーズ

生活場面で生じてくるさまざまな必要性、要求のことです。

## は行

### • 発達障がい

発達障害者支援法では「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

### • 発達障害者支援法

発達障がいのある人の早期発見と、発達支援の促進のため、2004年12月制定、2005年4月施行された法律です。

### • バリアフリー

障がいのある人や高齢者の行動を妨げているバリア（障壁）を取り除き生活しやすくすることです。「心のバリアフリー」、「情報のバリアフリー」も含まれます。

### • PDCAサイクル

行動プロセスの枠組みのひとつで、Plan（立案・計画）、Do（実施）、Check（検証・評価）、Action（改善）の頭文字を取ったもので、行政政策や企業の事業活動にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業に活かそうという考え方です。

### • 訪問系サービス

障害者総合支援法に基づき、自宅に介護福祉士やホームヘルパー等の介護専門職が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護等日常生活上の世話をするサービスです。

## ま行

### • モニタリング

サービス等利用計画（または障害児支援利用計画）に基づき障害福祉サービス等の支給決定がされた後に、サービスの利用状況や本人の状況の変化などを定期的に確認（検証）することです。必要に応じて、サービスの量や種類、内容などの見直しを行います。

## や行

### • ようやくひっき 要約筆記

話し手の内容をつかんで、それを筆記して聴覚障がいのある方に伝達する方法です。一般的には、話の内容を書き取り、スクリーンに投影する方法が多く用いられていますが、近年ではパソコンで入力した内容をビデオプロジェクターから投影するなど、新たな方法も用いられています。通常、所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得した要約筆記者が行います。

## ら行

### • りょういく 療育

障がいのある子どもに対し、身体的・精神的機能の適正な発達を促し、日常生活及び社会生活を円滑に営めるようにするために行う、それぞれの障がいの特性に応じた福祉的、心理的、教育的及び医療的な援助のことです。

### • りょういくてちょう 療育手帳

児童相談所または障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある児童（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としています。障がいの程度は、A判定が最重度・重度、B判定が中度・軽度となっています。

**第7期菊池市障がい福祉計画 第3期菊池市障がい児福祉計画**

編集：菊池市 健康福祉部 福祉課 障がい福祉係

〒861-1392

熊本県菊池市隈府 888 番地

電 話 0968-25-7213

FAX 0968-25-5166

発行日：令和6年3月